



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎 週 火 曜 日

目 次

▽神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例 [保健福祉局子育て支援部]	32	▽神戸市立路外駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 [建設局道路部管理課]	68
▽神戸市印鑑条例の一部を改正する条例 [市民参画推進局参画推進部政振興課]	33	▽神戸市上下水道事業審議会規則の一部を改正する規則 [建設局下水道河川部経営管理課]	69
▽神戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例 [市民参画推進局参画推進部政振興課]	35	▽神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局子育て支援部]	70
▽神戸市立路外駐車場条例の一部を改正する条例 [建設局道路部管理課]	37	▽神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 [保健福祉局子育て支援部]	71
▽道路法24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例 [建設局道路部管理課]	46	▽神戸市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 [市民参画推進局参画推進部政振興課]	71
▽神戸市手数料条例の一部を改正する条例 [都市計画総局建築指導部建築調整課]	53	▽神戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例の施行期日を定める規則 [市民参画推進局参画推進部政振興課]	72
▽神戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 [保健福祉局病院経営管理部経営管理課]	56	▽神戸市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 [市民参画推進局参画推進部政振興課]	72
▽神戸市保健所感染症診査協議会条例の一部を改正する条例 [保健福祉局健康部予防衛生課]	57	▽神戸市証明書等の自動交付に関する規則 [市民参画推進局参画推進部政振興課]	73
▽神戸市都市公園条例の一部を改正する条例 [建設局公園砂防部管理課]	58	▽障害者自立支援法に基づくサービス事業所の設置に関する条例の一部の施行期日を定める規則 [保健福祉局障害福祉部障害福祉課]	77
▽神戸市営住宅条例の一部を改正する条例 [都市計画総局住宅部住宅管理課]	59	▽神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 [建設局公園砂防部管理課]	78
▽神戸市火災予防条例の一部を改正する条例 [消防局総務部庶務課]	61	▽神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 [都市計画総局住宅部住宅管理課]	84
▽神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 [教育委員会事務局指導部健康教育課]	62	▽神戸市火災予防規則の一部を改正する規則 [消防局総務部庶務課]	85
▽神戸市立学校設置条例等の一部を改正する条例 [教育委員会事務局総務部調査課]	65		
		告 示	
		▽神戸ゆかりの美術館の使用料及び物品売払代金の徴収事務の委託 [国際文化観光局文化観光部文化交流課]	85
		▽道路法による市道路線の認定（生田川鴨線） [建設局道路部管理課]	86
		▽電線共同溝を整備すべき道路の指定（市道御影中町4号線の一部） [建設局道路部工務課]	86
規 則			
▽神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 [消防局総務部庶務課]	67		

▽自動交付機の設置場所及び供用時間 〔市民参画推進局参画推進部市政振興課〕	87	▽都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの縦覧（30号 空港島東緑地） 〔都市計画総局計画部計画課〕	199
▽公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 〔建設局下水道河川部経営管理課〕	88	▽公園事業の認可（30号 空港島東緑地） 〔都市計画総局計画部計画課〕	200
▽平成19年第1回定例会で議決された平成18年度神戸市一般会計補正予算等 〔行財政局財政部財務課〕	90	区 役 所	
▽結核予防法による指定及び指定を辞退した医療機関〔保健福祉局保健所予防衛生課〕	183	▽区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 〔市民参画推進局参画推進部市政振興課〕	201
▽道路法による道路の区域の決定及びその供用開始（上津台環状線） 〔建設局道路部管理課〕	183	福 祉 事 務 所	
▽道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（高津橋第15号線） 〔建設局道路部管理課〕	184	▽福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 〔保健福祉局総務部庶務課〕	203
公 告		▽福祉事務所支所長等専決規程の一部を改正する訓令〔須磨区保健福祉部健康福祉課〕	205
▽建築協定書の提出及びその縦覧（鹿の子台北町建築協定） 〔都市計画総局建築指導部建築安全課〕	185	教 育 委 員 会	
▽農用地利用集積計画の決定 〔産業振興局農政計画課〕	187	▽神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部庶務課〕	207
▽事業計画の変更の認可（神戸市水谷中央特定土地区画整理組合） 〔都市計画総局区画整理部区画整理課〕	192	▽神戸市立特別支援学校学則 〔教育委員会事務局部調査課〕	208
▽神戸市丸塚特定土地区画整理組合の解散の認可 〔都市計画総局区画整理部区画整理課〕	193	▽神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部調査課〕	213
▽換地処分（道場八多地区特定土地区画整理事業） 〔都市計画総局区画整理部区画整理課〕	193	▽神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部調査課〕	217
▽開発行為に関する工事の完了（東灘区森北町）〔建設局総務部宅地開発指導課〕	193	▽神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局指導部健康教育課〕	219
▽開発行為に関する工事の完了（須磨区須磨本町）〔建設局総務部宅地開発指導課〕	194	▽神戸市子ども交流支援基金条例施行規則 〔教育委員会事務局総務部調査課〕	220
▽開発行為に関する工事の完了（須磨区東落合3丁目）〔建設局総務部宅地開発指導課〕	194	▽神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令〔教育委員会事務局総務部調査課〕	221
▽開発行為に関する工事の完了（須磨区妙法寺字榎原）〔建設局総務部宅地開発指導課〕	195	▽平成19年4月8日(日)執行の「神戸市議会議員選挙及び兵庫県議会議員選挙」における個人演説会等会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等 〔教育委員会事務局学校整備課〕	221
▽開発行為に関する工事の完了（垂水区下畑町）〔建設局総務部宅地開発指導課〕	196	▽神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に基づく障害者支援施設に準ずる施設 〔教育委員会事務局指導部健康教育課〕	234
▽開発行為に関する工事の完了（垂水区霞ヶ丘3丁目）〔建設局総務部宅地開発指導課〕	196		
▽都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの縦覧（9. 7. 2号 しあわせの森） 〔都市計画総局計画部計画課〕	197		
▽公園事業の認可（9. 7. 2号 しあわせの森）〔都市計画総局計画部計画課〕	198		

監 査 委 員

▽監査公表 [監査事務局第1課] 235

選 挙 管 理 委 員 会

▽神戸市議会議員選挙及び兵庫県議会議員選挙に伴う選挙時登録の基準日，登録日及び縦覧期間 [選挙管理委員会事務局] 249

条

例

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月23日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第40号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年 4 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 保育所の項中

「	神戸市立小河保育所	神戸市兵庫区小河通 3 丁目 2 番14号	を
	神戸市立大同保育所	神戸市兵庫区大同町 2 丁目 2 番16号	」
「	神戸市立小河保育所	神戸市兵庫区小河通 3 丁目 2 番14号	に，
			」
「	神戸市立川原保育所	神戸市垂水区川原 2 丁目 1 番13号	を
	神戸市立千鳥が丘保育所	神戸市垂水区千鳥が丘 3 丁目23番25号	」
「	神戸市立川原保育所	神戸市垂水区川原 2 丁目 1 番13号	に，
			」
「	神戸市立押部谷保育所	神戸市西区美穂が丘 1 丁目 1 番地	を
	神戸市立枝吉保育所	神戸市西区枝吉 4 丁目26番地	」
「	神戸市立押部谷保育所	神戸市西区美穂が丘 1 丁目 1 番地	に
			」

改める。

附 則

この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1 保育所の項の改正規定中神戸市立枝吉保育所に係る部分は、規則で定める日から施行する。

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月 27日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第41号

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例

神戸市印鑑条例（昭和47年10月条例第52号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第 2 項中「第15条」を「第16条第 1 項」に改め、同条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第 1 号中「登録証」の次に「又は識別カード」を加え、同条を第17条とする。

第15条中「、印鑑登録証明」の次に「(自動交付機による印鑑登録証明を除く。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 印鑑の登録を受けている者が、自動交付機による印鑑登録証明を受けようとするときは、自動交付機に識別カードを挿入して前条第 1 項の暗証番号を自ら入力しなければならない。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の 1 条を加える。

(自動交付機による印鑑登録証明の交付の登録)

第15条 印鑑の登録を受けている者又は受けようとしている者であつて、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「自動交付機」という。）による印鑑登録証明を受けようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ、登録証又は住民基本台帳法第30条の44第 1 項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）のいずれを印鑑の登録を受けている者であることを識別するカード（以下「識別カード」という。）とするかを

選択し、市長にその旨及び暗証番号の登録を自ら申請しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の登録を受けた者は、同項の暗証番号を他人に漏らしてはならない。
- 3 第1項の登録を受けた者は、当該登録の廃止を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に自ら申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があつたとき、識別カードである住基カードについて住民基本台帳法第30条の44第5項の規定による届出があつたときその他規則で定めるときは、第1項の登録を廃止するものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

神戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例をここに公布する。

平成19年 3月27日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第42号

神戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44第8項の規定に基づき、同条第1項の住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用目的)

第2条 法第30条の44第8項の条例に規定する目的は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「自動交付機」という。）による法第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は神戸市印鑑条例（昭和47年10月条例第52号）第18条に規定する印鑑登録証明書の交付（以下「自動交付」という。）とする。

(利用登録)

第3条 住基カードの交付を受けている者は、自動交付を受けようとするときは、神戸市印鑑条例に定めるもののほか、規則で定めるところにより、市長にその旨の登録の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請を行った者の住基カードに必要な情報を記録するものとする。

(利用登録の廃止)

第4条 前条第1項の登録を受けた者は、当該登録の廃止を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときその他規則で定めるときは、前条第1項の登録を廃止するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 市長は、自動交付を行うに当たっては、個人に関する情報の漏えい、滅

失及びき損の防止その他の個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(施行細目の委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

神戸市立路外駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月28日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第43号

神戸市立路外駐車場条例の一部を改正する条例

神戸市立路外駐車場条例（昭和42年 3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）に基づき」を「に基づき，」に改め，同条第 2 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第12条中「駐車場の入車又は出車ができる時間その他」を削り，「定める」を「定める。」に改め，同条を第13条とする。

第11条第 1 項第 2 号中「料金」を「駐車料金」に改め，「徴収」の次に「，減額及び免除」を加え，同条第 5 項中「第 4 条第 2 項及び第 3 項，第 8 条」を「第 4 条第 2 項，第 5 条第 3 項及び第 4 項，第 9 条」に，「第11条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め，同条を第12条とする。

第10条の見出しを「（供用の休止）」に改め，同条中「補修」の次に「をするとき」を加え，同条を第11条とする。

第 9 条の見出しを「（損害の賠償等）」に改め，同条中「の構造又は設備その他の物件を」を「を汚損し，」に改め，「者は，」の次に「これを原状に回復し，又は」を加え，同項ただし書を削り，同条を第10条とする。

第 8 条第 2 号中「の構造又は設備を損傷するおそれの」を「を汚損し，損傷し，又は滅失するおそれが」に改め，同条第 3 号中「おそれの」を「おそれが」に改め，同条を第 9 条とする。

第 7 条の見出し中「料金」を「駐車料金」に改め，同条中「料金」を「駐車料金」に改め，同条に次のただし書を加える。

ただし，定期駐車券又は回数駐車券に係る料金について，駐車場の休止又は

廃止その他特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(駐車料金の減免)

第7条 次に掲げる自動車を駐車する場合においては、当該各号に定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する自動車 免除

ア 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車

イ 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な自動車

ウ 地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する自動車

エ 次号に掲げる自動車であって、定期的な治療若しくはリハビリテーション又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の会合その他の活動への定期的な参加のため、3時間を超える駐車が必要であると市長が認めたもの

(2) 次のいずれかに該当する自動車 駐車料金のうち駐車時間3時間以下に係る部分の減額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転する自動車

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するもの

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種身体障害者とされているもの

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のもの

(ウ) 療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載された障害の程度がAのもの

2 前項第1号エの規定による駐車料金の免除又は前項第2号の規定による駐車料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。

第6条を削る。

第5条の見出し中「料金」を「駐車料金」に改め、同条中「料金」を「駐車料金」に、「駐車させた者から自動車を出車させるとき」を「駐車した者から駐車を終了した時」に、「前条第2項」を「前条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「発行のとき」を「発行の時」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「（以下「料金」という。）」を削り、「普通自動車については駐車時間30分につき250円を超えない範囲内において、自動二輪車については1日1回につき210円を超えない範囲内において規則で定める」を「普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）にあっては別表第3のとおりとし、自動二輪車（同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）にあっては1日1回（駐車が2日以上にわたる場合にあっては、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日数につきそれぞれ1回とみなした回数）につき400円とする」に改め、同条第5項を削り、同条第4項中「当たっては」を「当たっては」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「普通自動車については第1項の規定により定めた料金の8割以内に相当する額の減額をした額（規則で定める時間帯については、8割以内に相当する額の減額をした額の更に5割以内に相当する額の減額をした額）をもつて、自動二輪車については同項の規定により定めた料金の5割以内に相当する額の減額をした額をもつて」を「第1項の規定にかかわらず、1月につき、普通自動車にあっては別表第4に規定する額の、自動二輪車にあっては6,000円の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定により

定めた料金の1割以内に相当する額の減額をした額をもつて」を「別表第4に規定する額の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 普通自動車の1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が別表第3に規定する1日当たりの上限額（以下この項において「上限額」という。）を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該上限額を超える日の駐車料金は、当該上限額とする。この場合において、1回の駐車が2日以上にわたるときは、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日をそれぞれ1日として計算する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（駐車の開始及び終了の時間）

第4条 駐車を開始できる時間及び駐車を終了できる時間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。

別表中

「

名 称	位 置	使用の対象
神戸市立三宮駐車場	神戸市中央区加納町6丁目県道新神戸停車場線路面下及び東遊園地地下	普通自動車 自動二輪車

を
」

「

名 称	位 置	使用の対象
神戸市立三宮駐車場	北ブロック 神戸市中央区加納町6丁目県道新神戸停車場線路面下	普通自動車
	南ブロック 神戸市中央区加納町6丁目東遊園地地下	普通自動車及び自動二輪車

に
」

改め、同表備考を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の3表を加える。

別表第2（第4条関係）

名 称		駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間
神戸市立三宮 駐車場	北ブロック	終日	終日
	南ブロック		
神戸市立花隈駐車場		午前 7 時から午後11 時まで	午前 7 時から午後12 時まで
神戸市立湊川公園駐車場			
神戸市立鈴蘭台駐車場			
神戸市立細田駐車場		終日	終日
神戸市立新長田駐車場			

別表第3（第5条関係）

名称		駐車料金		1日当たりの上限額
		区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市立三宮 駐車場	北ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までに	1,500円
		日曜日及び土曜日並びに休日	あつては60分につき100円、午前7時から午後10時までにあつては25分につき200円	2,400円
	南ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までに	1,000円
		日曜日及び土曜日	あつては60分につき	1,500円

		日並びに休日	100円，午前 7 時から午後10時までにあつては15分につき100円	
神戸市立花隈駐車場	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）		15分につき100円	1,000円
	日曜日及び土曜日並びに休日		午前 0 時から午前 7 時までにあつては1,000円，午前 7 時から午後12時までにあつては15分につき100円	
神戸市立湊川公園駐車場			15分につき100円	1,000円
神戸市立鈴蘭台駐車場			駐車を開始した時から45分を経過するまでにあつては150円，駐車を開始した時から45分を経過した後にあつては10分につき50円	1,000円
神戸市立細田駐車場			午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 8 時から午後12時までにあつては60分につき100円，午前 7 時から午後 8 時までにあ	800円

		っては30分につき 100円	
神戸市立新長田駐車場		午前0時から午前7 時まで及び午後8時 から午後12時までに あっては60分につき 100円，午前7時か ら午後8時までにあ っては30分につき 100円	900円

備考

- 1 駐車料金の単位となる時間未満の端数は，当該駐車料金の単位となる時間として計算する。
- 2 この表において「休日」とは，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第4（第5条関係）

名称		回数駐車券の料金		定期駐車券の種類，利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
				昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市立三宮駐車場	北ブロック	3,300円相当の回数駐車券 3,00	27,500円相当の回数駐車券 25,0	午前7時から午後10時まで 36,000円	月曜日から金曜日までの午前7時から午後10時まで 25,000円		50,000円
	南ブロック	0円 5,500円相当	00円 （普通自動車	午前7時から午後10時まで	月曜日から金曜日までの午前7時から午		35,000円

		の回数 駐車券	に限 る。)	30,000円	後10時まで 22,000円		
神戸市立花隈 駐車場	5,000円	22,000 円相当 の回数 駐車券 20,000 円	午前7時 から午後 12時まで 20,000 円	午前7時 から午後 12時まで 20,000 円	月曜日から金 曜日までの午 前7時から午 後12時まで 14,000円	午前0時 から午前 8時まで 及び午後 8時から 午後12時 まで 14, 500円	34,000 円
神戸市立湊川 公園駐車場			午前8時 から午後 8時まで 29,000 円	午前8時 から午後 8時まで 29,000 円	月曜日から金 曜日までの午 前8時から午 後8時まで 17,500円	午前0時 から午前 8時まで 及び午後 8時から 午後12時 まで 15, 500円	44,500 円
神戸市立鈴蘭 台駐車場		16,500 円相当 の回数 駐車券 15,000円	午前8時 から午後 8時まで 22,000 円	午前8時 から午後 8時まで 22,000 円		午前0時 から午前 8時まで 及び午後 8時から 午後12時 まで 15, 500円	29,000 円（月 曜日から金曜 日まで の日の み使用 できる ものに あって

						は、15,000円)
神戸市立細田 駐車場		11,000 円相当	午前8時 から午後 8時まで	月曜日から金 曜日までの午 前8時から午 後8時まで		12,000 円
神戸市立新長 田駐車場		の回数 駐車券 10,000 円	10,000 円	8,000円		15,000 円

備考 この表において「1月」とは、月の初日から末日までをいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月28日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第44号

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成5年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第8条中「駐車場の入車又は出車ができる時間その他」を削り、同条を第12条とする。

第7条第5項中「第3条第2項及び第3項」を「第4条第3項及び第4項、第8条並びに前条」に、「これらの規定中「市長」とあるのは、「第7条第1項に規定する指定管理者」」を「これらの規定（前条を除く。）中「市長」とあるのは「第11条第1項に規定する指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」」に改め、同条を第11条とする。

第6条の見出し中「不返還」を「返還」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、定期駐車券又は回数駐車券に係る料金について、駐車場の休止又は廃止その他特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

第6条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

（駐車の拒否）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2) 駐車を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(損害の賠償等)

第9条 駐車を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(供用の休止)

第10条 市長は、補修をするときその他必要があると認めるときは、駐車の全部又は一部の供用を休止することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

(駐車料金の減免)

第6条 次に掲げる自動車を駐車する場合には、当該各号に定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する自動車 免除

ア 駐車の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車

イ 駐車の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な自動車

ウ 地方公共団体の職員が駐車の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する自動車

エ 次に掲げる自動車であつて、定期的な治療若しくはリハビリテーション又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の会合その他の活動への定期的な参加のため、3時間を超える駐車の必要があると市長が認めたもの

(2) 次のいずれかに該当する自動車 駐車料金のうち駐車時間3時間以下に係る部分の減額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている

者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転する自動車

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するもの

(7) 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種身体障害者とされているもの

(i) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のもの

(ii) 療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載された障害の程度がAのもの

2 前項第1号エの規定による駐車料金の免除又は前項第2号の規定による駐車料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。

第5条を削る。

第4条中「駐車させた者から自動車を出車させる」を「駐車した者から駐車を終了した」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、前条第3項の回数駐車券又は同条第4項の定期駐車券による駐車料金については、その発行の時に徴収する。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「駐車時間30分につき150円」を「別表第3のとおり」に、「1日1回につき200円」を「1日1回（駐車が2日以上にわたる場合にあっては、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日数につきそれぞれ1回とみなした回数）につき300円」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「37,000円の範囲内において」を「別表第4に規定する額の」に、「3,000円の範囲内においてそれぞれ規則で定める額」を「4,500円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項に規定する額の範囲内において規則で定める額の」を「別表第4に規定する額の普通自動車の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項

の次に次の1項を加える。

- 2 普通自動車の1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が別表第3に規定する1日当たりの上限額（以下この項において「上限額」という。）を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該上限額を超える日の駐車料金は、当該上限額とする。この場合において、1回の駐車が2日以上にわたるときは、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日をそれぞれ1日として計算する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（駐車の開始及び終了の時間）

第3条 駐車を開始できる時間及び駐車を終了できる時間は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。

別表神戸市新長田駅前駐車場の項中「普通自動車」の次に「及び自動二輪車」を加え、同表神戸市舞子駅前駐車場の項中「普通自動車」の次に「及び自動二輪車」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の3表を加える。

別表第2（第3条関係）

名称	駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間
神戸市和田岬駅前 駐車場	午前7時から午後11時まで	午前7時から午後12時まで
神戸市長田北町駐車場		
神戸市新長田駅前 駐車場	午前7時から翌日の午前 0時30分まで	午前7時から翌日の午前 1時30分まで
神戸市舞子駅前駐 車場	終日	終日

別表第3（第4条関係）

名称	駐車料金	1日当た
----	------	------

	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	りの上限額
神戸市和田岬駅前駐車場		20分につき100円	1,000円
神戸市長田北町駐車場	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	入車の時から30分を経過するまでにあっては150円，入車から30分を経過した後にあっては10分につき50円	1,000円
	日曜日及び土曜日並びに休日	入車の時から30分を経過するまでにあっては100円，入車から30分を経過した後にあっては10分につき50円	500円
神戸市新長田駅前駐車場		入車の時から30分を経過するまでにあっては150円，入車から30分を経過した後にあっては10分につき50円	1,000円
神戸市舞子駅前駐車場	午前7時から午後8時まで	入車の時から30分を経過するまでにあっては150円，入車から30分を経過した後にあっては10分につき50円	1,000円
	午後8時から翌日の午前7時まで	60分につき100円	

備考

- 1 駐車料金の単位となる時間未満の端数は，当該駐車料金の単位となる時間として計算する。
- 2 この表において「休日」とは，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第178号)に規定する休日をいう。

別表第4 (第4条関係)

名称	回数駐車券の料金	定期駐車券の種類, 利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
		昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市和田岬駅前駐車場	1,650円相当の回数駐車券 1,500円 3,300円相当の回数駐車券 3,000円	午前8時から午後8時まで 12,000円		午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 8,000円	20,000円
神戸市長田北町駐車場	5,500円相当の回数駐車券 5,000円	午前8時から午後8時まで 15,000円	月曜日から金曜日の午前8時から午後8時まで 11,000円	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 11,000円	26,000円
神戸市新長田駅前駐車場		午前7時から午後9時まで 17,000円	月曜日から金曜日の午前7時から午後9時まで 14,000円	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 10,000円	20,000円

				000円	
神戸市舞 子駅前駐 車場		午前8時 から午後 8時まで 12,000 円	月曜日から金曜日 までの午 前7時から午後12 時まで 8,000円		15,000円

備考 この表において「1月」とは、月の初日から末日までをいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

神戸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第45号

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「（昭和47年10月条例第52号）第17条」を「第18条」に，「1 通につき 300円」を「1 通につき300円。ただし，本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「自動交付機」という。）により交付をする場合にあっては，1 通につき250円」に改め，同号を同条第 7 号の 2 とし，同条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 神戸市印鑑条例（昭和47年10月条例第52号）第 9 条の規定に基づく印鑑登録証の再交付 1 件につき 300円

第 2 条第 8 号中「第11条第 1 項」を「第11条の 2 第 1 項」に改め，同条第 9 号及び第10号中「1 通につき 300円」を「1 通につき300円。ただし，自動交付機により交付をする場合にあっては，1 通につき250円」に改め，同条第92号中「申請」の次に「又は同法第18条第 2 項（同法第87条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知」を加え，「アからエまで」を「1 件につき，アからエまで」に改め，「51万円」の次に「（同法第 6 条第 5 項又は同法第18条第 4 項の構造計算適合性判定を要するものにあっては，これらの額に使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第 4 の21の部 (1)の 2 の款に規定する構造計算適合性判定手数料の額を加算した額）」を加え，同条第93号中「申請」の次に「又は同法第87条の 2 において準用する同法第18条第 2 項の規定に基づく通知」を加え，同条第94号中「又は」を「若しくは」に改め，「申請」の次に「又は同法第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する同法第18条第 2 項の規定に基づく通知」を加え，同条第95号中「第 7 条第 4 項」の次に「又は同法第18条第15項」を加え，「ア及びイ」を「1 件につき，ア及びイ」に改め，同条第96号中「第 7 条第 4 項」の次に「又は同法第18条第15項」を

加え、同条第97号中「第7条第4項」の次に「又は同法第18条第15項」を加え、同条第98号中「第7条第4項」の次に「又は同法第18条第15項」を加え、「第95号ア及びイ」を「1件につき、第95号ア及びイ」に改め、同条第99号中「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項又は同法第18条第18項」に、「検査を」を「1件につき、検査を」に改め、同条第100号中「（同法第87条の2又は」を「又は同法第18条第22項第1号（これらの規定を同法第87条の2又は同法」に改め、同条第132号の次に次の2号を加える。

(132の2) 建築基準法第86条の8第1項に基づく全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査

1件につき 2万7,000円

(132の3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査

1件につき、アからエまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては1万7,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては2万6,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては3万5,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては5万7,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては7万5,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては18万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては28万円、5万平方メートルを超えるものにあつては51万円

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は

その用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転，修繕，模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し，その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

第5条第3項第2号中「，第100号から第132号まで及び」を「及び第92号から第132号の3まで並びに」に改める。

第6条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，官公署のためにする事務に係る第2条第92号から第132号の3に規定する手数料は，後納することができる。

附 則

この条例は，建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第8号の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条第7号の改正規定，同条第6号の次に1号を加える改正規定並びに同条第9号及び第10号の改正規定 規則で定める日
-

神戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 29 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第 46 号

神戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項 の 表 神 戸 市 立 中 央 市 民 病 院 の 項 中 「 神 戸 市 立 中 央 市 民 病 院 」 を 「 神 戸 市 立 医 療 セ ン タ ー 中 央 市 民 病 院 」 に 改 め 、 同 表 神 戸 市 立 西 市 民 病 院 の 項 中 「 神 戸 市 立 西 市 民 病 院 」 を 「 神 戸 市 立 医 療 セ ン タ ー 西 市 民 病 院 」 に 改 め る 。

別表第 1 号 の 表 病 院 使 用 加 算 額 の 項 中 「 中 央 市 民 病 院 」 を 「 神 戸 市 立 医 療 セ ン タ ー 中 央 市 民 病 院 」 に 、 「 西 市 民 病 院 」 を 「 神 戸 市 立 医 療 セ ン タ ー 西 市 民 病 院 （ 以 下 「 西 市 民 病 院 」 と い う 。 ） 」 に 改 め る 。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

神戸市保健所感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第47号

神戸市保健所感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

神戸市保健所感染症診査協議会条例（平成11年3月条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」を「第24条第6項」に改める。

第2条中「6人」を「12人」に改める。

第4条第4項中「，又は会長が欠けたとき」を削る。

第6条を第7条とする。

第5条第2項中「会長及び委員2人以上の者」を「委員の半数以上」に改め，同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は，部会の議事について準用する。

第5条を第6条とし，第4条の次に次の1条を加える。

（部会）

第5条 協議会は，その定めるところにより，部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は，会長が指名する。

3 部会に部会長を置き，当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は，当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは，当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。

6 協議会は，その定めるところにより，部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成19年4月1日から施行する。

（結核診査協議会条例の廃止）

2 神戸市結核診査協議会条例（昭和26年12月条例第77号）は，廃止する。

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第48号

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「1台1回」の次に「(駐車が2日以上にわたる場合にあっては、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日数につきそれぞれ1回とみなした回数)」を加える。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第49号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（定期入居許可）

第19条の2 市長は、入居の申込みをした日において満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの間の子と現に同居している者に対し、10年を超えない範囲内において規則で定める期間（以下「入居許可期間」という。）に限り、その存する区域の状況その他の実情に照らして特に必要があると認める市営住宅の入居を許可することができる。

2 前項の規定による許可（以下「定期入居許可」という。）は、その更新がなく、入居許可期間の満了によってその効力を失う。

3 定期入居許可をしようとする場合における前項に規定する事項についての入居予定者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものとする。

4 前項の説明を受けた入居予定者は、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

5 入居許可期間の満了の1年前から6月前までの間に入居者に対して行う入居許可期間の満了により定期入居許可が効力を失う旨の通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

6 定期入居許可を受けた入居者は、その入居許可期間が満了する日までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

7 市長は、入居許可期間が満了する日において入居者にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認めるときは、当該入居者の申込みにより、その事情が存続する間、改めて定期入居許可をすることができる。この場合において、第1項中「満15歳」とあるのは「満18歳」とし、「10年を超えない範囲内

において規則で定める期間」とあるのは「1年を超えない範囲内において規則で定める期間」とする。

第21条に次の1項を加える。

- 2 第19条の2第2項から第7項までの規定は、前項の規定により定期入居許可を受けた入居者の地位を承継する者について準用する。

第22条中「規定による許可」の次に「又は定期入居許可」を加える。

第50条第1項中「対して」の次に「，その入居許可を取り消し」を加える。

第66条第1項第1号中「第19条の規定による入居の許可」を「入居許可」に改める。

別表第1号アの表神戸市営葺合住宅の項，神戸市営番ヶ平住宅の項及び神戸市営上池西住宅の項を削り，同号イの表神戸市営鶴越住宅の項を削り，同表第2号の表神戸市営上池西住宅の項を削る。

附 則

この条例は，平成19年4月1日から施行する。

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第50号

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

第50条の4の2第1項中「次の各号に」を「次に」に、「第3条第8項」を「第3条第10項」に改める。

第50条の6第2項中「第3条第9項」を「第3条第11項」に改める。

第52条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第2条第1号に規定する特定共同住宅等において、通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いる部分

第56条の3中「第9条の2第1項第3号エ」を「第9条の2第1項第2号エ」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第50条の4の2、第50条の6及び第56条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第51号

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「傷病補償年金としてその状態が継続している期間、政令別表第2に定める等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額」を「その状態が継続している期間、傷病補償年金」に改め、「ものとする」を削り、同項第2号中「別表第2に定める」を「第4条の2第1項第2号に規定する」に、「等級」を「傷病等級（以下「傷病等級」という。）」に改め、同条第3項中「政令別表第2に掲げる」を削り、「等級」を「傷病等級」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 傷病補償年金の額は、政令第4条の2第2項に規定する額とする。

第8条第1項を次のように改める。

障害補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、政令第5条第2項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害が存するとき、当該学校医等に対して、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給して行い、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金を支給して行う。

第8条第7項中「政令別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「政令別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「等級に」を「障害等級に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 障害補償年金の額は、政令第5条第3項に規定する額とする。

3 障害補償一時金の額は、政令第5条第4項に規定する額とする。

第9条の2第1項中「政令別表第4の下欄に定める」を「政令第6条の2第1項に規定する」に改める。

第11条第1項第4号中「別表第3の第7級以上の等級に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある」を「第8条第1項第4号に規定する障害の」に改める。

附則第2条の2第1項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「第8条第5項」を「第8条第7項」に改め、同項第1号中「等級」を「障害等級」に改め、同項第2号中「等級」を「障害等級」に、「第8条第5項」を「第8条第7項」に、「同条第1項」を「同条第3項」に改める。

附則第2条の3第4項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第8条第5項」を「第8条第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の2、第8条、第9条の2第1項、第11条第1項第4号、附則第2条の2第1項及び第2項並びに附則第2条の3第4項の規定は、平成18

年4月1日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償，障害補償，介護補償及び遺族補償について適用し，同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償，障害補償，介護補償及び遺族補償については，これらの規定にかかわらず，なお従前の例による。

神戸市立学校設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第52号

神戸市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(学校設置条例の一部改正)

第1条 神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表7」を「別表6」に改める。

別表5を次のように改める。

別表5（第3条関係） 特別支援学校

名 称	位 置
神戸市立盲学校	神戸市中央区東川崎町1丁目4番2号
神戸市立友生養護学校	神戸市東灘区住吉東町4丁目1番58号
神戸市立青陽東養護学校	神戸市灘区岩屋北町6丁目1番1号
神戸市立青陽高等養護学校	神戸市須磨区西落合1丁目1番4号
神戸市立垂水養護学校	神戸市垂水区旭が丘2丁目1番15号
神戸市立青陽西養護学校	神戸市垂水区狩口台3丁目1番3号

別表6を削り、別表7を別表6とする。

(高等学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 高等学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「盲学校，養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(奨学金条例の一部改正)

第3条 神戸市奨学金条例（昭和39年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「盲学校，聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「盲学校，聾学校

若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（身体障害者社会参加支援施設条例の一部改正）

第4条 神戸市立身体障害者社会参加支援施設条例（平成15年3月条例第51号）

の一部を次のように改正する。

第4条中「盲学校」を「視覚障害者である幼児，児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成19年4月1日から施行する。

（生涯学習支援センターその他の施設条例の一部改正）

- 2 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年3月条例第64号）

の一部を次のように改正する。

第4条第11号中「別表7」を「別表6」に改める。

規 則

神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第59号

神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和42年10月規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第28条の規定に基づき条例の施行について」を「の施行に関し」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

この規則の規定により市長に提出する書類であつて次の各号に掲げる者に係るものは、当該各号の機関を経由して消防局長へ送付するものとする。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第 1 項に規定する消防団員，
条例第 2 条に規定する消防作業従事者（以下「消防作業従事者」という。）
及び救急業務協力者（以下「救急業務協力者」という。） 当該消防団長又は所轄消防署長
- (2) 条例第 2 条に規定する水防従事者（以下「水防従事者」という。）及び応急措置従事者（以下「応急措置従事者」という。） 当該命令を発した区分に従い，市長の事務部局の長（交通局長，水道局長，行政委員，行政委員会及び市会の事務局の長，区長並びに消防署長を含む。），警察署長又は海上保安部長

第 3 条第 2 項中「前項に定める書類」を「当該書類」に改める。

第 4 条に見出しとして「（補償基礎額の増額）」を付し，同条中「第 5 条第 2 項第 2 号ただし書の規定を適用し，増額する場合における」を「第 5 条第 2 項の規定により適用する非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第 2 条第 2 項第 2 号ただし書に規定する」に改める。

第6条第1項中「消防作業若しくは水防」を「条例第2条に規定する消防作業等」に、「若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した」を「又は救急業務に協力した」に、「規定する機関」を「定める機関」に改め、同項第5号中「謄本」を「写し（外国人にあつては、登録原票記載事項証明書。以下同じ。）」に改め、同項第6号中「任免」を「， 任免」に改め、同条第2項中「第5条第3項の規定による」を「第5条第2項の規定により適用する政令第2条第3項に規定する」に改める。

第8条第2項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和31年法律第107号）第1条」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）第2条第1項」に改める。

第9条第1号中「監獄」を「刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）」に改め、同条第2号中「（昭和23年法律第168号）」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

神戸市立路外駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年3月26日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第62号

神戸市立路外駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
神戸市立路外駐車場条例の一部を改正する条例(平成19年1月条例第35号)は、平成19年3月30日から施行する。

神戸市上下水道事業審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月27日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第63号

神戸市上下水道事業審議会規則の一部を改正する規則

神戸市上下水道事業審議会規則（昭和57年 9 月規則第68号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「若干名」を「20人以内」に改める。

第 3 条第 2 号中「市民代表者」を「市民」に改め、同条第 3 号を削る。

第 9 条第 1 項及び第10条第 1 項中「若干名」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成19年 3 月 28 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第64号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則（昭和33年 4 月規則第 1 号）の
一部を次のように改正する。

別表保育所の項中

「						
	神戸市立小河保育所	乳児	24人			
		幼児	49人			
	神戸市立大同保育所	乳児	39人		を	
		幼児	81人			
						」
「						
	神戸市立小河保育所	乳児	24人			
		幼児	49人		に，	
						」
「						
	神戸市立川原保育所	乳児	45人			
		幼児	71人			
	神戸市立千鳥が丘保育所	乳児	51人		を	
		幼児	90人			
						」
「						
	神戸市立川原保育所	乳児	45人			
		幼児	71人		に，	
						」
「						
	神戸市立押部谷保育所	乳児	36人			
		幼児	90人			
	神戸市立枝吉保育所	乳児	36人		を	
		幼児	90人			
						」

「		に	
神戸市立押部谷保育所	乳児	36人	」
	幼児	90人	

改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表保育所の項の改正規定中神戸市立枝吉保育所に係る部分は、同年 7月 1日から施行する。

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 3月 28日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第65号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年 3月 条例第40号）別表第 1 保育所の項の改正規定中神戸市立枝吉保育所に係る部分は、平成19年 7月 1日から施行する。

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 3月 28日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第66号

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例（平成19年 3月 条例第41号）は、平成19年 3月 28日から施行する。ただし、第15条第 1 項及び第 4 項の改正規定（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第 1 項に規定する住民基本台帳カードに係る部分に限る。）は、同年 6月 11日から施行する。

神戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 3月28日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第67号

神戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例の施行期日を定める規則

神戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年 3月条例第42号）は、平成19年 6月11日から施行する。

神戸市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月28日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第68号

神戸市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市印鑑条例施行規則（昭和45年10月規則第57号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とする。

第16条中「第15条の」を「第16条の印鑑登録証明及び条例第15条の自動交付機による」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（自動交付機による印鑑登録証明の交付の登録）

第15条 条例第15条の自動交付機による印鑑登録証明の交付の登録に関しては、神戸市証明書等の自動交付に関する規則（平成19年 3月規則第69号）の定めるところによる。

様式第8号中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に改める。

様式第9号中「（第16条関係）」を「（第17条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市証明書等の自動交付に関する規則をここに公布する。

平成19年 3月28日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第69号

神戸市証明書等の自動交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年3月条例第42号。以下「住基カード条例」という。）の施行に関し必要な事項その他証明書等の自動交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動交付機 住基カード条例第2条に規定する自動交付機をいう。
- (2) 自動交付 住基カード条例第2条に規定する自動交付をいう。
- (3) 証明書等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）又は神戸市印鑑条例（昭和47年10月条例第52号。以下「印鑑条例」という。）第18条に規定する印鑑登録証明書をいう。
- (4) 識別カード 自動交付を受ける者であることを識別するためのカードをいう。

(利用登録の申請)

第3条 住基カード条例第3条第1項又は印鑑条例第15条の登録（当該登録をした事項の変更の登録を含む。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、住基法第30条の44第1項の住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）又は印鑑条例第7条に規定する印鑑登録証（以下「登録証」という。）のいずれかのうち識別カードとしようとするものを添えて、自ら市長に提出しなければならない。

- (1) 住基カード又は登録証のいずれを識別カードとするかの別
- (2) 自動交付を受けようとする証明書等の別
- (3) 自動交付のための数字4けたからなる暗証番号
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(利用登録の申請の確認)

第4条 市長は、住基カード条例第3条第1項又は印鑑条例第15条の登録（第6条第2号から第4号までに掲げる事項の変更の登録を含む。）の申請があったときは、当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。

2 前項の規定による確認は、第4項に規定する場合を除くほか、当該申請が本人の意思に基づくものであるかどうかを照会する書面を本人に送付し、期限を付して、当該書面の回答欄に本人が記入及び押印をしたもの並びに健康保険の被保険者証その他の市長が適当であると認める本人に係る書類を本人に持参させる方法（やむを得ない理由により本人がこれらの書類を持参することができないときは、当該書面の回答欄及び委任した旨の記載欄に本人が記入及び押印をしたもの、健康保険の被保険者証その他の市長が適当であると認める本人に係る書類又はその写し並びに代理人の次の各号のいずれかに掲げる書類を代理人に持参させる方法）により行うものとする。ただし、本人が次の各号のいずれかに掲げる書類を持参することにより当該申請が本人の意思に基づくものであることが確認できるときは、この限りでない。

(1) 住民基本台帳カード（写真があるものに限る。）

(2) 旅券、運転免許証その他の日本国の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書その他これらに類するものであって、その者の写真があり、かつ、変造を防止する処置がとられているもの

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第8項に規定する医療保険加入者又は同法第9条に規定する介護保険の被保険者であることを証する書類

(4) 国民年金手帳若しくは年金手帳又は共済組合、厚生年金保険、国民年金若しくは船員保険に係る年金証書

3 前項の規定により付すべき期限は、当該申請のあった日から起算して1箇月目の日とする。

4 印鑑条例第15条の登録（第6条第3号又は第4号に掲げる事項の変更の登録を含む。）の申請の場合であって登録証を識別カードとしようとするときの第1項の規定による確認は、申請をした者が郵送した登録証の写し及び第2項各号のいずれかに掲げる書類の写しにより行うことができる。

（登録証を識別カードとする住民票等の自動交付）

第5条 印鑑条例第15条第1項の登録を受けている者であって住基カード条例第3条第1項の登録を受けていない者は、その者の書面による申請に基づいて市長が登録をし

たときは、登録証を識別カードとして住民票等の自動交付を受けることができる。

(利用登録簿)

第6条 市長は、住基カード条例第3条第1項、印鑑条例第15条第1項又は前条の登録(以下「利用登録」という。)をしたときは、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調整された利用登録簿に次に掲げる事項を登録するものとする。当該登録がされた事項に変更があった場合も、同様とする。

- (1) 登録番号
- (2) 識別カードとする住基カード又は登録証の別
- (3) 自動交付に係る証明書等の種類
- (4) 暗証番号
- (5) 氏名
- (6) 出生の年月日
- (7) 性別
- (8) 住所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(自動交付)

第7条 利用登録を受けている者は、自動交付機に識別カードを挿入して暗証番号を入力することにより、自動交付を受けることができる。

(暗証番号の変更)

第8条 利用登録を受けている者は、暗証番号を変更しようとするときは、自動交付機に必要な事項を入力することにより行うことができる。

(利用登録の廃止)

第9条 住基カード条例第4条第1項の申請をしようとする者は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 住基カード条例第4条第2項に規定する規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 第6条第2号に掲げる事項の変更の登録をしたとき。
- (2) 識別カードである住基カードについて住基法第30条の44第5項の規定による届出があったとき。

(3) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の21各号のいずれかに該当するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

3 印鑑条例第15条第4項に規定する規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 印鑑条例第8条、第9条又は第13条の規定による申請があったとき。

(2) 印鑑条例第10条の規定による届出があったとき。

(3) 印鑑条例第11条第3号に掲げるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

（自動交付機の設置場所及び供用時間）

第10条 市長は、自動交付機の設置場所及び供用時間を告示するものとする。

（施行細目の委任）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（住基カード条例に係る部分に限る。）、第3条（住基カード条例及び住基カードに係る部分に限る。）、第4条（住基カード条例に係る部分に限る。）、第6条（住基カード条例及び住基カードに係る部分に限る。）並びに第9条第1項及び第2項 平成19年 6月11日

(2) 第5条、第7条及び第8条 平成19年 7月 1日

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成19年 6月10日までの間における第4条第1項の規定による確認は、同条第2項の規定にかかわらず、本人が同項各号のいずれかに掲げる書類を持参することにより行うものとする。

（準備行為）

3 市長は、それぞれの規定の施行の日前においても、当該規定に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

障害者自立支援法に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 29 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第70号

障害者自立支援法に基づくサービス事業所等の設置に関する条例
の一部の施行期日を定める規則

障害者自立支援法に基づくサービス事業所等の設置に関する条例（平成 18 年 9 月条例第 25 号）第 2 条第 1 項の表神戸市立自立センターひょうごの項の規定は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第71号

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3 月規則第117号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号の表森林植物園の項中「午後 4 時30分」を「午後 5 時」に改め，同項第 2 号の表神戸総合運動公園テニスコートの項中「1 月から 3 月まで，11月」を「1 月， 2 月」に，「4 月から10月まで」を「3 月から11月まで」に改め，同表中

「

神戸総合運動公園 体育館	1 月 4 日から12月 28日まで。ただ
神戸総合運動公園 補助体育館	し，火曜日は休業 日とする。

を

」

「

神戸総合運動公園 体育館	1 月 4 日から12月 28日まで
神戸総合運動公園 補助体育館	

に，

」

「

駐車場（王子公園 駐車場を除く。）	1 月 4 日から12月 28日まで	当該駐車場を設置している有 料公園の供用時間に準ずる。
----------------------	-----------------------	--------------------------------

を

」

西代公園駐車場 神戸総合運動公園 駐車場	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	終 日		に
舞子東海浜緑地駐 車場	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	西ブロック	東ブロック	
		終日。ただし、 駐車を開始でき る時間について は、午前 5 時か ら午後 11 時まで とする。	午前 6 時か ら午後 11 時 まで	

改める。

別表 1 第 1 号の表中

北神戸田園スポー ツ公園	野球場 第 2 野球場 第 3 野球場 体育館 球技 場 第 2 球技場	を
海浜公園	球技場 テニスコート	
名谷公園	野球場	
落合中央公園	プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 集 会室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室	
神戸総合運動公園	陸上競技場 陸上補助競技場 球技場 第 2 球技 場 テニスコート 体育館 補助体育館 野外ス テージ	

北神戸田園スポー ツ公園	野球場 第 2 野球場 第 3 野球場 体育館 球技 場 第 2 球技場
-----------------	---

西代公園	駐車場	に
海浜公園	球技場 テニスコート	
名谷公園	野球場	
落合中央公園	プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 集会室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室	
神戸総合運動公園	陸上競技場 陸上補助競技場 球技場 第2球技場 テニスコート 体育館 補助体育館 駐車場 野外ステージ	
		」

改める。

別表 2 第 6 号の表駐車場の項を次のように改める。

駐 車 場	王 子 公 園	大型自動 車							1 台30分につき500 円。ただし、駐車場 を利用する時間が3 時間を超える場合に おいては、3 時間 を超える部分につい ての使用料は免除す る。
		大型自動 車及び自 動二輪車 以外の自 動車（以 下「自動 車等」と いう。）							1 台30分につき150 円。ただし、駐車場 を利用する時間が2 時間を超える場合に おいては2 時間を超 える部分についての 使用料の額は1 台30 分につき100円とし、 駐車場を利用する時 間が4 時間を超える

								場合においては4時間を 超える部分についての 使用料の額は1台30分 につき50円とする。	
西代公園	自動車等							1台1回 500円	
神戸総合運動公園	大型自動車							1台1回 2,000円	
	自動車等							1台1回 500円	
舞子東海浜緑地	大型自動車							1台1回 2,000円	
	自動車等							1台1時間 200円	

第2条 神戸市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号の表中

「
西代公園駐車場
神戸総合運動公園
駐車場
」
を
「
西代公園駐車場
落合中央公園
神戸総合運動公園
駐車場
」
に改める。

別表 1 第 1 号の表中

落合中央公園 プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 集会室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室

「		落合中央公園	プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 駐 車場 集会室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室	」	
---	--	--------	---	---	--

改める。

別表 2 第 6 号の表駐車場の項中

「		西代公園	自動車等							1 台 1 回	500円		」	
---	--	------	------	--	--	--	--	--	--	---------	------	--	---	--

「		西代公園	自動車等							1 台 1 回	500円		」	に
		落合中央公園	自動車等							1 台 30分	100円			

改める。

第 3 条 神戸市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号の表中

西代公園駐車場 落合中央公園 神戸総合運動公園 駐車場	1 月 1 日から12月	終日
	31日まで	

を

「		
西代公園駐車場	1 月 1 日から12月	終日
下中島公園駐車場	31日まで	
落合中央公園		
に		

神戸総合運動公園 駐車場		
-----------------	--	--

」

改める。

別表 1 第 1 号の表中

「

海浜公園	球技場 テニスコート	を
------	------------	---

」

「

海浜公園	球技場 テニスコート	に
下中島公園	駐車場	

」

改める。

別表 2 第 6 号の表駐車場の項中

「

落合中央 公園	自動車等									1 台 30分	100円	を
------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------	------	---

」

「

下中島公 園	自動車等									1 台 30分	100円	に
落合中央 公園												

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成19年5月1日

(2) 第3条の規定 平成19年8月1日

(3) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の神戸市都市公園条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。
-

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第72号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「，神戸市営葺合住宅」，「，神戸市営番ヶ平住宅」及び「，神戸市営上池西住宅」を削る。

別表第2の3中「神戸市営上池西住宅，」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月29日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第73号

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則

神戸市火災予防規則(昭和37年 6月規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第17条の4第2項」を「第17条の4第3項」に改める。

様式第8号中「消防法施行令第32条の規定の適用を受ける共同住宅において、消防法施行令第2章第3節の規定の適用を受けなくなる部分」を「特定共同住宅等において、通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いる部分」に改める。

様式第27号中「消防法施行令32条, 条例42条」を「消防法施行令29条の4」に、「(5)項口特例」を「消防法施行令32条, 条例42条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第578号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、神戸ゆかりの美術館の使用料及び物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年 3月23日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 受託者

神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号

財団法人神戸市産業振興財団

理事長 森脇 俊道

2 委託年月日

平成19年 3月23日

神戸市告示第 579 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により，市道路線を次のように認定する。その関係図面は，神戸市建設局道路部管理課に備え置いて，一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 26 日

神戸市長 矢 田 立 郎

認定する市道路線

路線名	起 点	終 点
生田川鴨線	神戸市中央区雲井通 1 丁目335番	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番 1

神戸市告示第 580 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として平成 19 年 3 月 27 日付けで次のとおり指定をしたので，同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

指定をした道路の部分

- (1)市道御影中町 4 号線の区間のうち神戸市東灘区御影中町 3 丁目 997 番 1 地先から同区御影中町 3 丁目 998 番 1 地先までの下り線部分

神戸市告示第581号

神戸市証明書等の自動交付に関する規則（平成19年 3 月規則第69号）第10条に基づき，自動交付機の設置場所及び供用時間を次のとおり告示する。

平成19年 3 月 28日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 設置場所

- (1) 神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号
- (2) 神戸市灘区永手町4丁目2番1号
- (3) 神戸市中央区東川崎町1丁目2番3
- (4) 神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号
- (5) 神戸市北区鈴蘭台北町1丁目10番2号
- (6) 神戸市北区藤原台中町1丁目1番
- (7) 神戸市長田区松野通1丁目2番9号
- (8) 神戸市須磨区平田町3丁目4番
- (9) 神戸市須磨区中落合2丁目3番1
- (10) 神戸市垂水区天ノ下町1番1号
- (11) 神戸市西区王塚台7丁目131番1
- (12) 神戸市西区糺台5丁目9番4

2 供用時間

12月29日から翌年の1月3日までの日及び機器の保守点検等市長が必要と認める日以外の日における午前8時から午後8時まで（神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第28号）第2条第1号（土曜日を除く）及び第2号に規定する休日にあつては，午前9時から午後5時まで）

神戸市告示第582号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局下水道河川部保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 供用開始及び下水の処理開始の年月日

平成19年 3 月30日

2 下水を排除する区域及び下水を処理する区域並びに供用を開始する排水施設の位置

東灘区 魚崎南町 5 丁目の一部

灘 区 高羽及び灘浜町の各一部

中央区 小野浜町，神戸空港，港島南町 1 丁目，港島南町 3 丁目及び港島南町 7 丁目の各一部

北 区 有野町有野，上津台 4 丁目，道場町日下部，八多町附物，八多町中，八多町柳谷，ひよどり南町 2 丁目，山田町上谷上，山田町中及び山田町原野の各一部

長田区 大日丘町 1 丁目及び東丸山町の各一部

須磨区 車の一部

垂水区 海岸通，北舞子 4 丁目，小東山本町 2 丁目，潮見が丘 1 丁目，下畑町，舞子台 7 丁目及び名谷町の各一部

西 区 岩岡町岩岡，押部谷町福住，神出町五百蔵，高尾台，玉津町高津橋，玉津町西河原，玉津町水谷，櫛谷町池谷，平野町下村，平野町中津及び平野町向井の各一部

3 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

4 終末処理場の名称及び位置

(1) 東灘区魚崎南町 5 丁目並びに灘区高羽及び灘浜町並びに中央区小野浜町の

各一部は、東灘処理場（東灘区魚崎南町2丁目1番23号）

- (2) 中央区神戸空港，港島南町1丁目，港島南町3丁目及び港島南町7丁目の各一部は，ポートアイランド処理場（中央区港島中町8丁目4番地）
 - (3) 北区有野町有野，上津台4丁目，道場町日下部，八多町附物，八多町中及び八多町柳谷の各一部は，兵庫県武庫川上流浄化センター（北区道場町生野1027番92）
 - (4) 北区ひよどり南町2丁目並びに長田区大日丘町1丁目及び東丸山町並びに須磨区車の各一部は，西部処理場（長田区南駒栄町1番44号）
 - (5) 北区山田町上谷上，山田町中及び山田町原野の各一部は兵庫県加古川上流浄化センター（小野市黍田町398番地の2）
 - (6) 垂水区海岸通，北舞子4丁目，小東山本町2丁目，潮見が丘1丁目，下畑町，舞子台7丁目及び名谷町の各一部は，垂水処理場（垂水区平磯1丁目1番65号）
 - (7) 西区岩岡町岩岡，押部谷町福住，神出町五百蔵，高尾台，玉津町高津橋，玉津町西河原，玉津町水谷，櫛谷町池谷，平野町下村，平野町中津及び平野町向井の各一部は，玉津処理場（西区森友1丁目26番地）
-

神戸市告示第16号

平成19年第 1 回定例会市会で平成19年 3 月20日議決された平成18年度神戸市一般会計補正予算，平成18年度神戸市市場事業費補正予算，平成18年度神戸市国民健康保険事業費補正予算，平成18年度神戸市老人保健医療事業費補正予算，平成18年度神戸市駐車場事業費補正予算，平成18年度神戸市農業集落排水事業費補正予算，平成18年度神戸市市街地再開発事業費補正予算，平成18年度神戸市営住宅事業費補正予算，平成18年度神戸市介護保険事業費補正予算，平成18年度神戸市空港整備事業費補正予算，平成18年度神戸市下水道事業会計補正予算，平成18年度神戸市港湾事業会計補正予算，平成18年度神戸市病院事業会計補正予算，平成18年度神戸市自動車事業会計補正予算，平成18年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算及び平成18年度神戸市水道事業会計補正予算並びに平成19年度神戸市一般会計予算，平成19年度神戸市市場事業費予算，平成19年度神戸市食肉センター事業費予算，平成19年度神戸市国民健康保険事業費予算，平成19年度神戸市老人保健医療事業費予算，平成19年度神戸市勤労者福祉共済事業費予算，平成19年度神戸市農業共済事業費予算，平成19年度神戸市母子寡婦福祉資金貸付事業費予算，平成19年度神戸市土地先行取得事業費予算，平成19年度神戸市駐車場事業費予算，平成19年度神戸市農業集落排水事業費予算，平成19年度神戸市海岸環境整備事業費予算，平成19年度神戸市市街地再開発事業費予算，平成19年度神戸市営住宅事業費予算，平成19年度神戸市介護保険事業費予算，平成19年度神戸市空港整備事業費予算，平成19年度神戸市公債費予算，平成19年度神戸市下水道事業会計予算，平成19年度神戸市港湾事業会計予算，平成19年度神戸市新都市整備事業会計予算，平成19年度神戸市病院事業会計予算，平成19年度神戸市自動車事業会計予算，平成19年度神戸市高速鉄道事業会計予算，平成19年度神戸市水道事業会計予算及び平成19年度神戸市工業用水道事業会計予算は，次のとおりである。

平成19年 4 月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

平成18年度神戸市一般会計補正予算

平成18年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,796,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ761,416,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		256,672,190	730,614	257,402,804
	1 市 民 税	109,239,382	730,614	109,969,996
2 地 方 譲 与 税		14,216,000	96,000	14,312,000
	6 航空機燃料譲与税	84,000	96,000	180,000
16 国 庫 支 出 金		93,396,015	806,680	94,202,695
	1 負 担 金	83,620,085	800,000	84,420,085
	2 補 助 金	9,092,458	6,680	9,099,138
17 県 支 出 金		18,090,896	9,500	18,100,396
	2 補 助 金	5,307,284	9,500	5,316,784
18 財 産 収 入		19,271,709	780,450	20,052,159
	3 基 金 収 入	3,929,151	780,450	4,709,601
20 繰 入 金		31,465,299	210,711	31,676,010
	1 特別会計繰入金	3,229,939	175,000	3,404,939
	2 基 金 繰 入 金	28,235,360	35,711	28,271,071
21 繰 越 金		1	70,521	70,522
	1 繰 越 金	1	70,521	70,522
23 市 債		43,518,000	1,092,100	44,610,100
	1 市 債	43,518,000	1,092,100	44,610,100
歳 入 合 計		757,620,295	3,796,576	761,416,871

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 2,025,714	千円 7,000	千円 2,032,714
	1 議 会 費	2,025,714	7,000	2,032,714
2 総 務 費		62,199,322	△ 114,000	62,085,322
	1 総 務 費	47,537,535	△ 114,000	47,423,535
4 民 生 費		189,157,386	6,680	189,164,066
	3 児 童 福 祉 費	45,983,706	6,680	45,990,386
9 土 木 費		37,759,115	71,000	37,830,115
	1 土 木 総 務 費	6,261,081	70,000	6,331,081
	7 海 岸 保 全 費	1,621,399	1,000	1,622,399
10 都 市 計 画 費		29,165,453	1,600,000	30,765,453
	4 街 路 事 業 費	16,041,804	1,600,000	17,641,804
12 消 防 費		18,265,040	50,000	18,315,040
	1 消 防 費	18,265,040	50,000	18,315,040
15 諸 支 出 金		214,236,885	2,175,896	216,412,781
	1 繰 出 金	207,982,674	977,303	208,959,977
	2 過 年 度 支 出	1,500,800	382,882	1,883,682
	3 雑 出	4,753,411	815,711	5,569,122
歳 出 合 計		757,620,295	3,796,576	761,416,871

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 費	—	千円 —	諸証明自動交付システム整備	千円 8,613
	2 企 画 費	—	—	地下駅火災対策施設整備	27,250
4 民 生 費	1 民生総務費	—	—	鉄道駅舎エレベーター等整備	16,333
	9 民生施設整備費	老人福祉施設整備	15,000	老人福祉施設整備	1,213,390
		—	—	救護施設整備	212,100
8 農 政 費	4 農林土木費	—	—	農業基盤整備	110,580
9 土 木 費	3 道路橋梁整備費	—	—	道路改良	644,200
		—	—	橋梁整備	193,480
		—	—	交通安全施設整備	232,630
	5 公園緑地整備費	—	—	公園整備	375,135
		—	—	みどりの聖域推進	10,000
	6 河川砂防費	—	—	河川改修	441,000
	7 海岸保全費	—	—	高潮対策	850,000
		—	—	津波危機管理対策	139,600
10 都市計画費	2 都市改造事業費	—	—	東灘山手地区都市改造	258,000
		浜山地区整備	30,800	浜山地区整備	100,000
		—	—	道場八多地区都市改造	30,000
		—	—	組合等区画整理	530,000
		復興区画整理	280,800	復興区画整理	2,466,487
	3 再開発事業費	組合等再開発	194,552	組合等再開発	535,000
		—	—	都市景観等整備	992
		—	—	市街地総合整備	26,000
	4 街路事業費	—	—	街路築造	5,415,663
		—	—	街路立体交差	2,814,000
		—	—	住宅宅地関連街路整備	125,000
11 住 宅 費	1 住宅総務費	—	—	住環境整備	197,105

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
12 消 防 費	1 消 防 費	—	千円 —	垂水消防署建設	千円 49,000
		—	—	耐震性防火水槽建設	19,500
13 教 育 費	13 学校建設費	—	—	小 学 校 建 設	1,210,606
		中学校耐震改築	483,203	中学校耐震改築	2,163,815
		学 校 施 設 耐 震 補 強	5,021,807	学 校 施 設 耐 震 補 強	5,418,399
		既 設 校 エ レ ベーター設置	60,000	既 設 校 エ レ ベーター設置	100,000

第 3 表 市 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街 路 事 業	千円 1,061,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。	千円 1,861,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。
消 防 施 設 整 備 事 業	—				94,000			
減税補てん債	2,500,000				2,624,300			
臨時財政対策債	16,600,000				16,673,800			

平成18年度神戸市市場事業費補正予算

平成18年度神戸市市場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
1 事 業 費	3 施 設 整 備 費	中央卸売市場本場施設整備	535,930

平成18年度神戸市国民健康保険事業費補正予算

平成18年度神戸市国民健康保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ743,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,197,295千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険収入		144,453,714	743,581	145,197,295
	4 交 付 金	39,064,106	320,492	39,384,598
	5 繰 入 金	15,195,380	423,089	15,618,469
歳 入 合 計		144,453,714	743,581	145,197,295

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険費		144,453,714	743,581	145,197,295
	6 諸 支 出 金	147,649	743,581	891,230
歳 出 合 計		144,453,714	743,581	145,197,295

平成18年度神戸市老人保健医療事業費補正予算

平成18年度神戸市老人保健医療事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,704,210千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 老人保健医療収入		129,473,213	230,997	129,704,210
	1 支払基金交付金	71,247,289	988,625	72,235,914
	2 国庫支出金	38,817,281	△ 1,019,460	37,797,821
	3 県支出金	9,704,320	△ 231,063	9,473,257
	4 繰入金	9,704,320	362,042	10,066,362
	6 諸収入	2	130,853	130,855
歳 入 合 計		129,473,213	230,997	129,704,210

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 老人保健医療費		129,473,213	230,997	129,704,210
	1 医療諸費	129,473,213	230,997	129,704,210
歳 出 合 計		129,473,213	230,997	129,704,210

平成18年度神戸市駐車場事業費補正予算

平成18年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,630,043千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事 業 収 入		1,196,765	52,000	1,248,765
	1 使用料及手数料	1,124,788	52,000	1,176,788
2 繰 入 金		298,105	83,172	381,277
	1 繰 入 金	298,105	83,172	381,277
歳 入 合 計		1,494,871	135,172	1,630,043

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 駐 車 場 事 業 費		624,975	135,172	760,147
	1 運 営 費	624,975	135,172	760,147
歳 出 合 計		1,494,871	135,172	1,630,043

平成18年度神戸市農業集落排水事業費補正予算

平成18年度神戸市農業集落排水事業費補正予算は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
1 事 業 費	1 施 設 整 備 費	農業集落排水処理施設建設	18,180

平成18年度神戸市市街地再開発事業費補正予算

平成18年度神戸市市街地再開発事業費補正予算は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 市 街 地 再 開 発 費 1 事 業 費	1 市 街 地 再 開 発 費 1 事 業 費	新長田駅南地区復興市街地再開発	千円 4,950,000

平成18年度神戸市営住宅事業費補正予算

平成18年度神戸市営住宅事業費補正予算は，次に定めるところによる。
(繰越明許費)

地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は，「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 市 営 住 宅 建 設 費	1 市 営 住 宅 建 設 費	市営住宅建設	千円 824, 000
2 市 営 住 宅 管 理 費	1 市 営 住 宅 管 理 費	市営住宅計画修繕	1, 283, 000

平成18年度神戸市介護保険事業費補正予算

平成18年度神戸市介護保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,413,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87,846,575千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 繰 入 金		13,238,565	562,732	13,801,297
	2 その他繰入金	—	562,732	562,732
6 繰 越 金		1	850,938	850,939
	1 繰 越 金	1	850,938	850,939
歳 入 合 計		86,432,905	1,413,670	87,846,575

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 基 金 積 立 金		222,525	850,938	1,073,463
	1 基 金 積 立 金	222,525	850,938	1,073,463
6 諸 支 出 金		310,487	562,732	873,219
	1 諸 支 出 金	1	562,732	562,733
歳 出 合 計		86,432,905	1,413,670	87,846,575

平成18年度神戸市空港整備事業費補正予算

平成18年度神戸市空港整備事業費補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,237,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 空港整備事業収入		8,579,000	293,000	8,872,000
	1 使用料及手数料	787,000	125,000	912,000
	5 繰 入 金	576,000	96,000	672,000
	7 諸 収 入	999	72,000	72,999
歳 入 合 計		8,944,000	293,000	9,237,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 空港整備事業費		8,579,000	293,000	8,872,000
	2 空港管理事業費	1,177,000	293,000	1,470,000
歳 出 合 計		8,944,000	293,000	9,237,000

平成18年度神戸市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成18年度神戸市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成18年度神戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	25,771,161千円	250,000千円	26,021,161千円
第1項 企業債	12,483,300千円	137,000千円	12,620,300千円
第2項 国庫支出金	6,900,613千円	100,000千円	7,000,613千円
第3項 他会計繰入金	3,713,854千円	13,000千円	3,726,854千円
	支	出	
第1款 資本的支出	35,498,090千円	250,000千円	35,748,090千円
第1項 建設改良費	23,787,740千円	250,000千円	24,037,740千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「12,483,300千円」を「12,620,300千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条中「8,516,705千円」を「8,529,705千円」に改める。

第1表 建設改良事業概要補正

事業名	補正前		補正後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
ポンプ場建設	千円 1,649,750	新和田岬ポンプ場 土木建築工事・機械電気設備 南駒栄ポンプ場 土木建築工事 京橋ポンプ場（仮称） 土木建築工事 本庄ポンプ場 土木建築工事・機械電気設備 魚崎ポンプ場 機械電気設備	千円 1,899,750	新和田岬ポンプ場 土木建築工事・機械電気設備 南駒栄ポンプ場 土木建築工事 京橋ポンプ場 土木建築工事 本庄ポンプ場 土木建築工事・機械電気設備 魚崎ポンプ場 機械電気設備
合 計	23,787,740		24,037,740	

平成18年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成18年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成18年度神戸市港湾事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 港湾管理事業収益	19,841,000千円	2,751,000千円	22,592,000千円
第3項 特別利益	2,985,532千円	2,751,000千円	5,736,532千円
計	22,852,000千円	2,751,000千円	25,603,000千円
	支	出	
第2款 港湾施設運営事業費	4,457,000千円	13,000千円	4,470,000千円
第1項 営業費用	3,597,395千円	13,000千円	3,610,395千円
計	20,816,000千円	13,000千円	20,829,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「9,218,313千円」を「11,956,313千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	37,717,687千円	△2,966,000千円	34,751,687千円
第2項 他会計繰入金	8,955,759千円	△2,966,000千円	5,989,759千円
	支	出	
第1款 資本的支出	46,936,000千円	△228,000千円	46,708,000千円
第1項 建設改良費	11,074,928千円	△3,338,000千円	7,736,928千円
第2項 投資	9,811,985千円	2,716,000千円	12,527,985千円
第3項 企業債等償還金	26,049,087千円	394,000千円	26,443,087千円

第 1 表 建設改良事業概要補正

事業名	補 正 前		補 正 後	
	既 決 予 定 額	事 業 概 要	補正後予定額	事 業 概 要
土地等購入	千円 3,881,613	新港第1突堤港湾関連用地購入等	千円 521,613	六甲アイランド港湾関連用地購入等
関連建設改良	586,000	建設改良部門職員の給料, 職員手当等	608,000	建設改良部門職員の給料, 職員手当等
合 計	11,074,928		7,736,928	

平成18年度神戸市病院事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 平成18年度神戸市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成18年度神戸市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	33,963,484千円	650,000千円	34,613,484千円
第 1 項 医 業 収 益	28,079,465千円	650,000千円	28,729,465千円
	支	出	
第 1 款 病 院 事 業 費	34,155,328千円	790,000千円	34,945,328千円
第 1 項 医 業 費 用	32,556,337千円	790,000千円	33,346,337千円

平成18年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 平成18年度神戸市自動車事業会計の補正予算は，次に定めるところによる。

(資本的支出)

第 2 条 平成18年度神戸市自動車事業会計予算第 4 条中「1,768,060千円」を「1,805,327千円」に改め，資本的支出の予定額を，次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	3,369,943千円	37,267千円	3,407,210千円
第 5 項 補 助 金 返 還 金	一千円	37,267千円	37,267千円

平成18年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 平成18年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第 2 条 平成18年度神戸市高速鉄道事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	13,288,570千円	2,162,000千円	15,450,570千円
第 4 項 財 産 収 入	725,539千円	2,162,000千円	2,887,539千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	18,296,818千円	2,162,000千円	20,458,818千円
第 4 項 投 資	759,912千円	2,162,000千円	2,921,912千円

平成18年度神戸市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成18年度神戸市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成18年度神戸市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(1) 総配水量	201,740,000立方メートル	209,463,000立方メートル
一日平均配水量	552,712立方メートル	573,871立方メートル
(2) 給水戸（箇所）数	740,855戸（箇所）	742,835戸（箇所）

(収益的收入)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	38,910,943千円	－千円	38,910,943千円
第1項 営業収益	36,257,974千円	550,000千円	36,807,974千円
第2項 営業外収益	2,542,941千円	△550,000千円	1,992,941千円

平成19年度神戸市一般会計予算

平成19年度神戸市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ729,700,873千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 277,976,245
	1 市 民 税	129,478,728
	2 固 定 資 産 税	108,343,873
	3 軽 自 動 車 税	1,010,733
	4 市 た ば こ 税	9,890,781
	5 特 別 土 地 保 有 税	28,693
	6 入 湯 税	175,205
	7 事 業 所 税	7,554,873
	8 都 市 計 画 税	21,493,359
2 地 方 譲 与 税		5,655,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,822,000
	2 地 方 道 路 譲 与 税	1,979,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	559,000
	4 石 油 ガ ス 譲 与 税	105,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	190,000
3 利 子 割 交 付 金		1,095,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,095,000
4 配 当 割 交 付 金		1,305,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,305,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,262,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,262,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		15,499,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	15,499,000
7 ゴルフ場利用税交付金		538,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	538,000

款	項	金 額
8 特別地方消費税交付金	1 特別地方消費税交付金	千円 1 1
9 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	3,942,000 3,942,000
10 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金	6,296,000 6,296,000
11 地方特例交付金	1 地方特例交付金 2 特別交付金	1,577,000 631,000 946,000
12 地方交付税	1 地方交付税	81,800,000 81,800,000
13 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	671,000 671,000
14 分担金及負担金	1 負担金	4,440,587 4,440,587
15 使用料及手数料	1 使用料 2 手数料	15,339,734 11,475,917 3,863,817
16 国庫支出金	1 負担金 2 補助金 3 委託金	91,000,611 83,210,443 6,579,292 1,210,876

款	項	金 額
17 県 支 出 金		千円 20,116,939
	1 負 担 金	12,002,159
	2 補 助 金	5,142,351
	3 委 託 金	2,972,429
18 財 産 収 入		16,923,535
	1 財 産 運 用 収 入	2,202,719
	2 財 産 売 払 収 入	10,608,915
	3 基 金 収 入	4,111,901
19 寄 附 金		1,220,050
	1 寄 附 金	1,220,050
20 繰 入 金		26,097,301
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,969,458
	2 基 金 繰 入 金	22,127,843
21 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
22 諸 収 入		114,819,869
	1 納 付 金	7,531,198
	2 措 置 費 受 入	7,345,574
	3 事 業 収 入	1,063,272
	4 受 託 事 業 収 入	1,221,513
	5 貸 付 金 元 利 収 入	77,939,288
	6 過 年 度 収 入	241,166
	7 雑 入	19,477,858
23 市 債		42,126,000
	1 市 債	42,126,000
歳 入 合 計		729,700,873

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議 会 費	1 議 会 費	2,082,097 2,082,097
2 総 務 費	1 総 務 費 2 企 画 費 3 徴 税 費 4 財 産 管 理 費 5 選 挙 費 6 人 事 委 員 会 費 7 監 査 委 員 費 8 庁 舎 等 建 設 費	61,965,580 49,576,282 5,037,782 1,485,767 3,693,484 1,263,189 174,520 285,387 449,169
3 市 民 費	1 市 民 費 2 会 館 費	7,558,557 6,089,658 1,468,899
4 民 生 費	1 民 生 総 務 費 2 生 活 保 護 費 3 児 童 福 祉 費 4 保 育 所 費 5 障 害 者 福 祉 費 6 老 人 福 祉 費 7 人 権 啓 発 費 8 国 民 年 金 費 9 民 生 施 設 整 備 費	190,263,061 17,238,657 70,300,446 48,225,169 10,700,905 24,749,243 11,984,255 43,519 168,925 6,851,942
5 衛 生 費	1 衛 生 総 務 費 2 公 衆 衛 生 費 3 環 境 衛 生 費	13,448,743 7,122,039 5,192,829 1,133,875

款	項	金 額
6 環 境 費		千円 25,180,289
	1 環 境 総 務 費	15,846,326
	2 環 境 保 全 費	547,761
	3 廃 棄 物 処 理 費	7,375,138
	4 環 境 施 設 整 備 費	1,411,064
7 商 工 費		44,038,799
	1 商 工 振 興 費	41,111,819
	2 貿 易 観 光 費	2,926,980
8 農 政 費		11,142,951
	1 農 業 委 員 会 費	133,829
	2 農 政 総 務 費	1,002,820
	3 生 産 振 興 費	9,022,266
	4 農 林 土 木 費	984,036
9 土 木 費		35,694,365
	1 土 木 総 務 費	5,979,451
	2 道 路 橋 梁 費	2,383,837
	3 道 路 橋 梁 整 備 費	11,899,329
	4 公 園 緑 地 費	5,156,046
	5 公 園 緑 地 整 備 費	8,075,964
	6 河 川 砂 防 費	1,394,505
	7 海 岸 保 全 費	805,233
10 都 市 計 画 費		25,343,264
	1 都 市 計 画 総 務 費	3,126,641
	2 都 市 改 造 事 業 費	5,604,404
	3 再 開 発 事 業 費	1,109,999
	4 街 路 事 業 費	15,502,220
11 住 宅 費		9,161,407
	1 住 宅 総 務 費	9,161,407

款	項	金 額
		千円
12 消 防 費	1 消 防 費	18,897,578 18,897,578
13 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 教 育 振 興 費 3 幼 稚 園 費 4 小 学 校 費 5 中 学 校 費 6 高 等 学 校 費 7 特 別 支 援 学 校 費 8 高 等 専 門 学 校 費 9 看 護 大 学 費 10 外 国 語 大 学 費 11 社 会 教 育 費 12 体 育 保 健 費 13 学 校 建 設 費 14 教 育 施 設 整 備 費	73,023,916 7,301,024 1,815,448 2,781,531 11,432,389 2,952,934 10,083,914 964,253 1,865,502 1,048,634 1,382,407 4,127,711 4,241,367 23,013,267 13,535
14 災 害 復 旧 費	1 災 害 復 旧 費	1,000 1,000
15 諸 支 出 金	1 繰 出 金 2 過 年 度 支 出 3 雑 出	211,199,266 203,174,342 1,641,310 6,383,614
16 予 備 費	1 予 備 費	700,000 700,000
歳 出 合 計		729,700,873

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
平成19年度先端医療振興財団損失補償	平成19～20年度	3,500,000
平成19年度公共用地取得事業(神戸市土地開発公社分)	平成19～23年度	520,000
神戸市土地開発公社債務保証	平成19～22年度	外に利息・事務費相当額 40,000,000
平成19年度地方債証券共同発行連帯債務	平成19～29年度	1,154,000,000
北区総合庁舎空調設備改修	平成19～28年度	外に利息相当額 71,100
平成19年度高齢者及び障害者居室等改修資金貸付損失補償	平成19年度	26,000
平成19年度都市施設整備推進資金融資損失補償	平成19年度	32,000
平成19年度住宅改修資金貸付損失補償	平成19年度	4,000
平成19年度民間施設整備資金貸付損失補償	平成19年度	408,000
平成19年度老人保健施設建設整備等資金融資損失補償	平成19年度	386,000
平成19年度障害者多数雇用事業所経営安定融資損失補償	平成19年度	250,000
生活保護事務電算化	平成19～21年度	210,341
環境保全資金等貸付損失補償	平成19年度	29,315
事業系一般廃棄物指定袋作成	平成19～20年度	51,156
クリーンセンター大規模改修	平成19～21年度	5,362,906
平成19年度宇治川公設市場エレベーター整備	平成19～23年度	21,796
平成19年度中小企業融資損失補償	平成19年度	1,439,513
平成19年度水産基盤施設整備	平成19～20年度	229,200
平成19年度神戸市道路公社債務保証	平成19～39年度	14,191,000
平成19年度神戸市道路公社有料道路事業	平成19～20年度	921,000
平成19年度交通バリアフリー道路特定事業	平成19～20年度	153,000
平成19年度神戸市住宅供給公社損失補償	平成19～24年度	2,540,000
平成19年度神戸市住宅供給公社損失補償	平成19～29年度	14,500,000
平成19年度ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給	平成19～24年度	2,074
平成19年度新長田駅周辺歩行者デッキ整備	平成19～20年度	397,700
平成19年度住宅改良融資損失補償	平成19年度	4,557
平成19年度災害復興住宅改良融資損失補償	平成19年度	23,431
第三学区新構想高校建設	平成19～22年度	4,500,000
(仮称)青陽中養護学校建設	平成19～20年度	2,413,684
平成19年度神戸市既成宅地防災工事貸付損失補償	平成19～33年度	74,121

第 3 表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
民 生 施 設 整 備 事 業	446,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。)	9 %以内	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。
埋 立 処 分 地 建 設 事 業	242,000			
収 集 車 両 整 備 事 業	224,000			
環 境 工 場 整 備 事 業	404,000			
道 路 整 備 事 業	3,985,000			
公 園 整 備 事 業	2,314,000			
河 川 整 備 事 業	336,000			
本州四国連絡高速道路出資金	2,327,000			
高 潮 対 策 事 業	217,000			
区 画 整 理 事 業	1,486,000			
街 路 事 業	1,391,000			
阪 神 高 速 道 路 出 資 金	1,426,000			
住 宅 建 設 事 業	311,000			
消 防 施 設 整 備 事 業	414,000			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	2,458,000			
神戸新交通株式会社貸付金	665,000			
高速鉄道事業会計出資金	654,000			
高速鉄道事業会計補助金	31,000			
水道事業会計出資金	9,000			
阪神水道企業団出資金	6,000			
漁 業 施 設 整 備 事 業	40,000			
船 だ ま り 整 備 事 業	81,000			
農 業 基 盤 整 備 事 業	69,000			
臨 時 財 政 対 策 債	15,090,000			
退 職 手 当 債	7,500,000			

平成19年度神戸市市場事業費予算

平成19年度神戸市市場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,937,881千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(市債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	中央卸売市場整備事業	328,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	
利 率	9%以内	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。	

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 3,621,807
	1 使 用 料 及 手 数 料	1,495,288
	2 諸 収 入	2,126,519
2 県 支 出 金		817,267
	1 補 助 金	817,267
3 繰 入 金		170,806
	1 他 会 計 繰 入 金	170,806
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 市 債		328,000
	1 市 債	328,000
歳 入 合 計		4,937,881

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 4,328,101
	1 職 員 費	643,689
	2 運 営 費	909,515
	3 施 設 整 備 費	2,774,897
2 繰 出 金		606,780
	1 他 会 計 へ 繰 出 金	606,780
3 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		4,937,881

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
中央市場融資損失補償	平 成 19 年 度	千円 60,288
平成19年度本場再整備事業移転費融資損失補償	平成19～25年度	50,000

平成19年度神戸市食肉センター事業費予算

平成19年度神戸市食肉センター事業費の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,094,063千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		千円
	1 使用料及手数料	199,125
	2 諸収入	149,907 49,218
2 国庫支出金		3,097
	1 補助金	3,097
3 繰入金		891,840
	1 他会計繰入金	891,840
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,094,063

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円
	1 職員費	455,636
	2 運営費	91,272
	3 施設整備費	334,559 29,805
2 繰出金		636,427
	1 他会計へ繰出金	636,427
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		1,094,063

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度西部市場汚水処理設備整備	平成19～23年度	千円 75,879

平成19年度神戸市国民健康保険事業費予算

平成19年度神戸市国民健康保険事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,478,601千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		千円
		150,478,601
	1 国民健康保険料	44,730,963
	2 国庫支出金	37,887,455
	3 県支出金	6,972,623
	4 交付金	46,216,935
	5 繰入金	14,508,374
	6 繰越金	1
	7 諸収入	162,250
歳 入 合 計		150,478,601

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		千円
		150,478,601
	1 事務費	2,721,647
	2 保険給付費	98,977,443
	3 拠出金	41,001,665
	4 納付金	7,294,141
	5 保健施設費	286,114
	6 諸支出金	147,591
	7 予備費	50,000
歳 出 合 計		150,478,601

平成19年度神戸市老人保健医療事業費予算

平成19年度神戸市老人保健医療事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,035,742千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 老人保健医療収入		千円
		129,035,742
	1 支払基金交付金	70,187,025
	2 国庫支出金	39,232,476
	3 県支出金	9,808,119
	4 繰入金	9,808,119
	5 繰越金	1
	6 諸収入	2
歳 入 合 計		129,035,742

歳 出

款	項	金 額
1 老人保健医療費		千円
		129,035,742
1 老人保健医療費	1 医療諸費	129,035,742
歳 出 合 計		129,035,742

平成19年度神戸市勤労者福祉共済事業費予算

平成19年度神戸市勤労者福祉共済事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ577,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 勤 労 者 福 祉 共 済 入 事 業 収 入		千円 577,240
	1 共 済 掛 金 収 入	303,000
	2 国 庫 支 出 金	9,000
	3 繰 入 金	107,000
	4 諸 収 入	158,240
歳 入 合 計		577,240

歳 出

款	項	金 額
1 勤 労 者 福 祉 共 済 費 事 業		千円 577,240
	1 運 営 費	576,940
	2 予 備 費	300
歳 出 合 計		577,240

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度勤労者福祉共済事業福利厚生資金貸付損失補償	平成19～39年度	千円 196,000

平成19年度神戸市農業共済事業費予算

平成19年度神戸市農業共済事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,121千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 事業勘定収入		千円
	1 農作物勘定収入	227,069
	2 家畜勘定収入	28,099
	3 園芸施設勘定収入	177,031
2 業務勘定収入		21,939
		129,052
	1 賦 課 金	19,988
	2 使用料及手数料	9
	3 財 産 収 入	650
	4 繰 入 金	99,788
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	8,616
歳 入 合 計		356,121

歳 出

款	項	金 額
1 事業勘定支出		千円
	1 農作物勘定支出	227,069
	2 家畜勘定支出	28,099
	3 園芸施設勘定支出	177,031
2 業務勘定支出		21,939
	1 業 務 費	128,552
3 予 備 費		128,552
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		500
		356,121

平成19年度神戸市母子寡婦福祉資金貸付事業費予算

平成19年度神戸市母子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,640千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円
		214,640
	1 繰 入 金	1,800
	2 繰 越 金	43,931
	3 諸 収 入	168,909
歳 入 合 計		214,640

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円
		214,640
	1 貸 付 金	212,557
	2 貸 付 諸 費	2,083
歳 出 合 計		214,640

平成19年度神戸市土地先行取得事業費予算

平成19年度神戸市土地先行取得事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ543,864千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 公共用地先行取得事業収入		千円 543,864
	1 財産収入	529,674
	2 繰入金	14,190
歳 入 合 計		543,864

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得費		千円 543,864
	1 公園用地取得費	14,308
	2 都市計画事業用地取得費	515,366
	3 住宅用地取得費	14,190
歳 出 合 計		543,864

平成19年度神戸市駐車場事業費予算

平成19年度神戸市駐車場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,413,033千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		千円
	1 使用料及手数料	1,200,582
	2 諸収入	1,144,060
2 繰入金		56,522
	1 繰入金	212,450
3 繰越金		212,450
	1 繰越金	1
歳入合計		1
		1,413,033

歳 出

款	項	金 額
1 駐車場事業費		千円
	1 運営費	596,246
2 諸支出金		596,246
	1 他会計へ繰出金	814,787
3 予備費		814,787
	1 予備費	2,000
歳出合計		2,000
		1,413,033

平成19年度神戸市農業集落排水事業費予算

平成19年度神戸市農業集落排水事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,780,052千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(市債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	農業集落排水処理施設建設事業	447,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。	
利 率	9 %以内	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。	

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		千円 135,643
	1 使用料及手数料	104,072
	2 諸収入	31,571
2 県支出金		265,125
	1 補助金	265,125
3 繰入金		932,283
	1 繰入金	932,283
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 市債		447,000
	1 市債	447,000
歳入合計		1,780,052

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費	1 施 設 整 備 費 2 運 営 費	千円 940,590 761,632 178,958
2 諸 支 出 金	1 他 会 計 へ 繰 出 金	838,462 838,462
3 予 備 費	1 予 備 費	1,000 1,000
歳 出 合 計		1,780,052

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度農業集落排水処理施設建設事業	平成19～20年度	千円 218,400

平成19年度神戸市海岸環境整備事業費予算

平成19年度神戸市海岸環境整備事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,476,478千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及手数料	1 使用料	41,927 41,927
2 財産収入	1 財産運用収入 2 財産売却収入	1,557,955 162,955 1,395,000
3 繰入金	1 繰入金	876,596 876,596
歳入合計		2,476,478

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 漁業施設整備費	1 マリンピア神戸建設費	813,863 813,863
2 舞子地区海岸整備費	1 舞子地区海岸整備費	1,661,615 1,661,615
3 予備費	1 予備費	1,000 1,000
歳出合計		2,476,478

平成19年度神戸市市街地再開発事業費予算

平成19年度神戸市市街地再開発事業費の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,024,278千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（市債）

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	市街地再開発事業	1,370,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9 %以内	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。	

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及負担金	1 負担金	千円 648,500 648,500
2 国庫支出金	1 負担金	454,683 454,683
3 財産収入	1 財産運用収入 2 財産売却収入	3,481,331 876,086 2,605,245
4 繰入金	1 繰入金	6,960,552 6,960,552
5 繰越金	1 繰越金	1 1
6 諸収入	1 雑収入	109,211 109,211
7 市債	1 市債	1,370,000 1,370,000
歳入合計		13,024,278

歳 出

款	項	金 額
1 市街地再開発事業費		千円 4,846,061
	1 市街地再開発事業費	4,846,061
2 市街地再開発管理事業費		8,168,217
	1 市 街 地 再 開 発 管 理 事 業 費	450,901
	2 他 会 計 へ 繰 出 金	7,717,316
3 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		13,024,278

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度新長田駅南地区復興市街地再開発事業	平成19～21年度	千円 2,410,740
平成19年度公共用地取得事業(神戸市土地開発公社分)	平成19～21年度	2,469,206
		外に利息・事務費相当額

平成19年度神戸市営住宅事業費予算

平成19年度神戸市営住宅事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,815,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(市債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	市営住宅建設事業	1,659,000千円
	市営住宅管理事業	1,331,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	
利 率	9 %以内	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。	

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市営住宅建設事業収入		千円
		7,683,830
	1 分担金及負担金	3,000
	2 国庫支出金	1,934,173
	3 財産収入	3,000,001
	4 繰入金	1,087,655
	5 繰越金	1
	6 市債	1,659,000
2 市営住宅管理事業収入		25,131,298
	1 使用料及手数料	13,850,743
	2 国庫支出金	1,921,648
	3 財産収入	100,675
	4 繰入金	7,397,951
	5 繰越金	1
	6 諸収入	529,280
	7 市債	1,331,000
歳 入 合 計		32,815,128

歳 出

款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		千円 7,683,830
	1 市営住宅建設事業費	7,683,830
2 市営住宅管理事業費		25,121,298
	1 市営住宅管理事業費	10,409,404
	2 他会計へ繰出金	14,711,894
3 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		32,815,128

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度公営住宅等建替事業	平成19～21年度	千円 3,723,272

平成19年度神戸市介護保険事業費予算

平成19年度神戸市介護保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,502,946千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保 険 料	1 介 護 保 険 料	17,299,082 17,299,082
2 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	21,749,529 17,087,686 4,661,843
3 県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金	10,993,171 10,679,804 313,367
4 支 払 基 金 交 付 金	1 支 払 基 金 交 付 金	26,620,463 26,620,463
5 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,838,033 13,838,033
6 繰 越 金	1 繰 越 金	1 1
7 諸 収 入	1 諸 収 入	2,667 2,667
歳 入 合 計		90,502,946

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費	1 総 務 費	千円 2,817,020 2,817,020
2 保 険 給 付 費	1 保 険 給 付 費	85,462,214 85,462,214
3 財政安定化基金拠出金	1 財政安定化基金拠出金	87,467 87,467
4 地 域 支 援 事 業 費	1 地 域 支 援 事 業 費	1,713,617 1,713,617
5 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金	36,154 36,154
6 諸 支 出 金	1 諸 支 出 金 2 他 会 計 へ 繰 出 金	336,474 26,007 310,467
7 予 備 費	1 予 備 費	50,000 50,000
歳 出 合 計		90,502,946

平成19年度神戸市空港整備事業費予算

平成19年度神戸市空港整備事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,283,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	空港整備事業	3,449,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9 %以内	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。	

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 空港整備事業収入		千円
		9,132,000
	1 使用料及手数料	846,000
	2 国庫支出金	3,832,000
	3 県支出金	195,000
	4 財産収入	45,000
	5 繰入金	764,000
	6 繰越金	1
	7 諸収入	999
	8 市債	3,449,000
2 空港関連事業収入		2,151,000
	1 財産収入	396,000
	2 繰入金	1,755,000
歳 入 合 計		11,283,000

歳 出

款	項	金 額
1 空港整備事業費		千円
		9,132,000
	1 空港整備事業費	7,666,000
	2 空港管理事業費	1,456,000
	3 予備費	10,000
2 空港関連事業費		2,151,000
	1 関連事業費	2,151,000
歳 出 合 計		11,283,000

平成19年度神戸市公債費予算

平成19年度神戸市公債費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ422,907,214千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円
	1 他 会 計 繰 入 金	267,163,214
	2 基 金 繰 入 金	224,823,408
2 市 債		42,339,806
	1 市 債	155,744,000
		155,744,000
歳 入 合 計		422,907,214

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円
	1 公 債 費	422,907,214
歳 出 合 計		422,907,214

平成19年度神戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水及びし尿処理

下水処理量	1日平均	524,597立方メートル
-------	------	---------------

し尿処理量	1日平均	132立方メートル
-------	------	-----------

(2) 汚水中継及び雨水排除

汚水中継量	1日平均	127,192立方メートル
-------	------	---------------

雨水排除量	年間	15,890,000立方メートル
-------	----	------------------

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	26,572,512千円
第1項	営業収益	21,368,000千円
第2項	営業外収益	4,700,878千円
第3項	特別利益	503,634千円

支 出

第1款	下水道事業費	25,034,355千円
第1項	営業費用	19,168,960千円
第2項	営業外費用	5,775,395千円
第3項	特別損失	60,000千円
第4項	予備費	30,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額10,657,102千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	24,819,686千円
第1項	企 業 債	11,094,000千円
第2項	国 庫 支 出 金	7,325,832千円
第3項	他会計繰入金	3,861,544千円
第4項	財 産 収 入	31,366千円
第5項	雑 収 入	2,506,944千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	35,476,788千円
第1項	建 設 改 良 費	23,892,663千円
第2項	基 金 造 成 費	955,000千円
第3項	企業債等償還金	10,599,125千円
第4項	予 備 費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
処 理 場 建 設 (平成19年度)	平成19～20年度	3,278,100千円
ポ ン プ 場 建 設 (平成19年度)	平成19～21年度	3,297,000千円
雨水幹枝線布設 (平成19年度)	平成19～20年度	773,900千円
流 域 下 水 道 (平成19年度)	平成19～49年度	32,000千円
処理施設等整備 (平成19年度)	平成19～24年度	13,951,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	下水道建設事業	11,094,000千円
----------------	---------	--------------

起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。
-------	--

利 率	9%以内
-----	------

償還の方法 借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は8,437,116千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
処理場建設	千円 6,102,678	東灘処理場 土木建築工事・機械電気設備 ポートアイランド処理場 土木建築工事 西部処理場 機械電気設備 鈴蘭台処理場 土木建築工事 垂水処理場 土木建築工事・機械電気設備 玉津処理場 土木建築工事
ポンプ場建設	1,187,800	新南駒栄ポンプ場 土木建築工事 京橋ポンプ場 土木建築工事 本庄ポンプ場 土木建築工事 魚崎ポンプ場 機械電気設備
汚水幹枝線布設	7,136,336	東灘処理区 5,110m ポートアイランド処理区 1,340m 中央処理区 14,053m 鈴蘭台処理区 263m 垂水処理区 5,562m 玉津処理区 6,773m 武庫川上流処理区 596m 加古川上流処理区 786m 計 34,483m
雨水幹枝線布設	5,011,500	東灘排水区 270m 東部排水区 400m ポートアイランド排水区 350m 空港島排水区 500m 中部排水区 1,924m 西部排水区 1,388m 鈴蘭台排水区 350m 新丸山排水区 15m 垂水排水区 1,330m 玉津排水区 390m 西神第2ニュータウン排水区 50m 押部谷排水区 1,450m 武庫川排水区 — 計 8,417m

事 業 名	当年度予定額	事 業 概 要
流 域 下 水 道	千円 66,430	武庫川上流 建設負担金 加古川上流 建設負担金
処 理 施 設 等 整 備	4,387,919	処理場及びポンプ場の施設改良・建設改良部門職員の給料, 職員手当等
合 計	23,892,663	

平成19年度神戸市港湾事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 港湾管理

岸 壁	75,000,000トン
物 揚 場	650,000トン
埠 頭 用 地	
専 用	210,000,000平方メートル
一 般	64,000,000平方メートル
港湾幹線道路	9,000,000台
入港料対象船舶	165,000,000トン

(2) 港湾施設運営

上 屋	
専 用	35,000,000平方メートル
一 般	40,000,000平方メートル
荷 役 機 械	9,500回／30分
引 船	210隻
船 舶 給 水	280,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	港湾管理事業収益	20,064,000千円
第1項	営 業 収 益	13,290,297千円
第2項	営 業 外 収 益	3,524,853千円
第3項	特 別 利 益	3,248,850千円
第2款	港湾施設運営事業収益	2,897,000千円
第1項	営 業 収 益	2,764,700千円
第2項	営 業 外 収 益	132,300千円
	計	22,961,000千円

支 出

第1款	港湾管理事業費	15,698,000千円
第1項	営 業 費 用	10,773,069千円
第2項	営 業 外 費 用	4,871,533千円
第3項	特 別 損 失	53,398千円
第2款	港湾施設運営事業費	3,913,000千円
第1項	営 業 費 用	3,206,779千円
第2項	営 業 外 費 用	706,221千円
第3款	予 備 費	20,000千円
第1項	予 備 費	20,000千円
	計	19,631,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,996,700千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	36,214,300千円
第1項	企 業 債	6,462,000千円
第2項	他会計繰入金	4,100,098千円
第3項	他会計補助金	9,227,013千円
第4項	国庫支出金	223,800千円
第5項	財 産 収 入	6,117,614千円
第6項	組 入 金	2,790,940千円
第7項	雑 収 入	7,292,835千円

支 出

第1款	資本的支出	46,211,000千円
第1項	建 設 改 良 費	10,449,387千円
第2項	投 資	8,421,592千円
第3項	企業債等償還金	27,340,021千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

神戸港埠頭公社損失補償（平成19年度）

平成19～29年度

7,173,000千円

ポートアイランド（第2期）岸壁整備

平成19～20年度

300,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的
及び限度額

港湾整備事業

4,896,000千円

資本費平準化債

1,566,000千円

起債の方法

公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。

利 率

9%以内

償還の方法

借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

（他会計からの補助金）

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,569,757千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、250,000千円と定める。

（重要な資産の処分）

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	港湾関連用地	58,000㎡	譲 渡

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	千円 349,400	ポートアイランド（第2期） 道路整備 東部2工区 道路改良 ポートアイランド 道路改良 ポートアイランド（第2期） 道路改良 須磨高架道路 道路改良
港湾環境整備	182,100	ポートアイランド（第2期）緑地整備 新港第1突堤緑地整備 廃棄物埋立護岸整備（六甲アイランド南）
港湾直轄事業費負担金	4,148,000	ポートアイランド（第2期）岸壁整備等市負担金
埋立	3,697,000	ポートアイランド（第2期） 道路整備・付帯工事 ポートアイランド沖 ふ頭用地整備 六甲アイランド南 管理
荷役機械整備	241,500	ポートアイランド ガントリークレーン改修
其他建設改良	781,618	新港第1突堤再開発 神戸港港湾保安対策整備等
土地等購入	421,769	六甲アイランド港湾関連用地購入
関連建設改良	628,000	建設改良部門職員の給料，職員手当等
合 計	10,449,387	

平成19年度神戸市新都市整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度神戸市新都市整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地処分量

ポートアイランド(第2期)	112,000平方メートル
ポートアイランド沖	43,800平方メートル
西神住宅団地	11,700平方メートル
西神住宅第2団地	44,500平方メートル
ひよどり台第2期住宅団地	27,500平方メートル
押部谷第2団地	2,100平方メートル
神戸複合産業団地	160,500平方メートル
完成団地	10,000平方メートル

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 新都市整備事業収益	31,743,000千円
第1項 営 業 収 益	27,894,000千円
第2項 営 業 外 収 益	3,849,000千円

支 出

第1款 新都市整備事業費	28,686,000千円
第1項 営 業 費 用	28,418,000千円
第2項 営 業 外 費 用	168,000千円
第3項 予 備 費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,309,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	12,981,000千円
第1項	企業債	4,851,000千円
第2項	財産収入	882,000千円
第3項	受託工事収入	2,173,000千円
第4項	雑収入	5,035,000千円
第5項	国庫支出金	40,000千円

支 出

第1款	資本的支出	28,290,000千円
第1項	建設改良費	25,046,000千円
第2項	投資	1,144,000千円
第3項	企業債償還金	2,000,000千円
第4項	予備費	100,000千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額 土地造成事業 4,900,000千円

起債の方法 公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。

利 率 9%以内

償還の方法 借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	ポートアイランド	13,500㎡	譲 渡

平成19年 2月16日提出

神戸市長 矢 田 立 郎

第 1 表 建設改良事業概要

事 業 名	当年度予定額	事 業 概 要
土 地 造 成 事 業	千円 15,274,000	ポートアイランド（第2期）事業 4,789,000千円 ポートアイランド沖事業 3,217,000千円 六甲アイランド事業 1,340,000千円 西神住宅団地事業 339,000千円 西神住宅第2団地事業 1,120,000千円 神戸研究学園都市事業 120,000千円 ひよどり台第2期住宅団地事業 609,000千円 押部谷第2団地事業 13,000千円 神戸複合産業団地事業 3,705,000千円 神戸流通業務団地事業 22,000千円
関 連 事 業	9,071,000	建設改良部門職員の給料、職員手当等 1,047,000千円 建設利息 6,107,000千円 宅地関連公共施設等整備 1,813,000千円 返還土地 100,000千円 その他雑支出 4,000千円
完 成 土 地 整 備	701,000	ポートアイランド整備 442,000千円 須磨ニュータウン整備 143,000千円 西神工業団地等整備 20,000千円 その他既設団地等整備 96,000千円
合 計	25,046,000	

平成19年度神戸市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度神戸市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

病 院 名	病 床 数	年間患者数	1日平均患者数
ア 中央市民病院	912床	785,788人	2,828人
		入院 281,088人	768人
		外来 504,700人	2,060人
イ 西市民病院	358床	395,900人	1,448人
		入院 124,440人	340人
		外来 271,460人	1,108人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病院事業収益	35,260,960千円
第1項	医 業 収 益	29,732,086千円
第2項	医 業 外 収 益	4,680,907千円
第3項	西神戸医療センター収益	847,917千円
第4項	特 別 利 益	50千円

支 出

第1款	病院事業費	35,243,155千円
第1項	医 業 費 用	33,732,557千円
第2項	医 業 外 費 用	578,781千円
第3項	西神戸医療センター費	847,917千円
第4項	特 別 損 失	53,900千円
第5項	予 備 費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入

額が資本的支出額に対し不足する額1,296,149千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1,398,077千円
第1項	企 業 債	765,000千円
第2項	他会計繰入金	528,590千円
第3項	他会計補助金	34,181千円
第4項	国庫支出金	15,000千円
第5項	雑 収 入	55,306千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,694,226千円
第1項	建 設 改 良 費	914,697千円
第2項	投 資	94,067千円
第3項	開 発 費	82,295千円
第4項	企業債等償還金	1,602,167千円
第5項	予 備 費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	医療機器整備事業	568,000千円
及び限度額	医療施設整備事業	197,000千円

起債の方法 公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。

利 率 9%以内

償還の方法 借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ

補助を受ける金額は，4,833,577千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は，9,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 9 条 重要な資産の取得は，次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療器具	X線C T撮影装置	一 式

第 1 表 建設改良事業概要

事 業 名	当年度予定額	事 業 概 要
建 物 改 良	千円 275,365	中央市民病院 20,698千円
		西市民病院 211,774千円
		看護職員等宿舍 5,893千円
		新中央市民病院整備 37,000千円
医 療 器 具 及 備 品	639,132	中央市民病院 398,132千円 西市民病院 241,000千円
そ の 他	200	
合 計	914,697	

平成19年度神戸市自動車事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度神戸市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1日平均
運 転 車 両 数	168,360両	460両
運 転 キ ロ	19,022,850km	51,975km
輸 送 人 員	79,788,000人	218,000人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	自動車事業収益	15,530,641千円
第1項	営 業 収 益	12,768,879千円
第2項	営 業 外 収 益	2,761,762千円

支 出

第1款	自動車事業費	15,427,150千円
第1項	営 業 費 用	14,490,849千円
第2項	営 業 外 費 用	886,301千円
第3項	予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,377,647千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	2,239,073千円
-----	-----------	-------------

第1項	企 業 債	1,365,000千円
第2項	他 会 計 借 入 金	578,000千円
第3項	補 助 金	293,109千円
第4項	財 産 収 入	2,964千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,616,720千円
第1項	建 設 改 良 費	2,239,173千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,937,707千円
第3項	退職手当償還金	416,000千円
第4項	投 資	3,840千円
第5項	予 備 費	20,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車事業建設 (平成19年度)	平成19～20年度	1,665,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	自動車事業	1,365,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、37,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,964,271千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
バス車両購入	千円 1,596,710	路線バス購入
建物建設工事	33,800	バス停留所テント建設工事等
機械装置設置	580,300	ICカード乗車システム等
車両改良工事	28,363	バス車両改良工事
合 計	2,239,173	

平成19年度神戸市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度神戸市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1日平均
運 転 車 両 数	60,376両	165両
運 転 キ ロ	19,433,570km	53,097km
輸 送 人 員	107,970,000人	295,000人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中の支払利息及企業債諸費6,531,006千円の財源の一部に充てるため、企業債（資本費負担緩和債）2,915,000千円を、借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	23,428,986千円
第1項 営 業 収 益	19,676,915千円
第2項 営 業 外 収 益	3,752,071千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費	27,419,319千円
第1項 営 業 費 用	19,390,369千円
第2項 営 業 外 費 用	7,978,950千円
第3項 予 備 費	50,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,730,010千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	12,967,456千円
---------------	--------------

第1項	企 業 債	7,896,000千円
第2項	出 資 金	654,000千円
第3項	他 会 計 借 入 金	219,000千円
第4項	補 助 金	2,039,290千円
第5項	財 産 収 入	1,104,824千円
第6項	基 金 繰 入 金	852,696千円
第7項	雑 収 入	201,646千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	17,697,466千円
第1項	高 速 鉄 道 建 設 費	3,588,635千円
第2項	付 帯 事 業 建 設 費	204,000千円
第3項	企 業 債 償 還 金	11,964,811千円
第4項	投 資	1,175,060千円
第5項	保 証 金 返 還 金	648,696千円
第6項	補 助 金 返 還 金	96,264千円
第7項	予 備 費	20,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道事業建設 (平成19年度)	平成19～21年度	2,200,000千円
設備保守管理業務 (平成19年度)	平成19～21年度	1,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	高速鉄道建設事業	2,541,000千円
	高速鉄道特例債	691,000千円
	資本費負担緩和債	2,915,000千円
	資本費平準化債	1,749,000千円

起債の方法 公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。

利 率 9 %以内

償還の方法 借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、25,000,000千円と定める。

(他会計からの出資金)

第8条 高速鉄道事業建設のため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、654,000千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,732,341千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
高速鉄道事業	千円 3,588,635	建物、機械装置及び電路設備等
付帯事業	204,000	付帯事業施設
合計	3,792,635	

平成19年度神戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度神戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 総配水量 | 197,983,000立方メートル |
| 一日平均配水量 | 540,937立方メートル |
| (2) 給水戸(箇所)数 | 750,260戸(箇所) |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	38,384,590千円
第1項	営業収益	36,092,819千円
第2項	営業外収益	2,182,645千円
第3項	特別利益	109,126千円

支 出

第1款	水道事業費	38,022,214千円
第1項	営業費用	35,327,552千円
第2項	営業外費用	2,519,921千円
第3項	特別損失	74,741千円
第4項	予備費	100,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額9,252,251千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	8,693,022千円
第1項	企 業 債	3,000,000千円
第2項	固定資産売却代金	10,000千円
第3項	工 事 負 担 金	2,296,921千円
第4項	国 庫 補 助 金	1,081,805千円
第5項	一般会計補助金	11,755千円
第6項	一般会計出資金	6,565千円
第7項	一般会計繰入金	934,308千円
第8項	施設増強負担金	212,407千円
第9項	基 金 収 入	159,038千円
第10項	基 金 繰 入 金	841,816千円
第11項	貸付金返還金	138,407千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	17,945,273千円
第1項	建 設 改 良 費	12,840,965千円
第2項	開 発 費	192,570千円
第3項	企 業 債 償 還 金	3,421,128千円
第4項	貸 付 金	138,407千円
第5項	投 資	361,330千円
第6項	出 資 金	6,565千円
第7項	繰 出 金	934,308千円
第8項	予 備 費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大 容 量 送 水 管 整 備 工 事 (平成19年度)	平成19～24年度	5,045,000千円
水道施設新設・取替・改良工事 (平成19年度)	平成19～20年度	4,681,000千円
給水装置工事費等融資制度損失補償 (平成19年度)	平成19～29年度	4,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	水道施設整備事業	3,000,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	
利 率	9%以内	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、91,735千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
基幹施設整備工事	千円 4,056,707	大容量送水管整備工事、緊急貯留システム整備工事(淡河低区配水池緊急遮断弁設置工事等)、送水トンネル更生工事、会下山低層送水管更新工事、受電設備整備工事等
配水管整備 増強工事	4,767,072	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径 75～900ミリメートル 延長 39,390メートル ふくそう管統合工事 口径 50～75ミリメートル 延長 8,740メートル
開発団地等 施設工事	1,968,670	神戸複合産業団地、ポートアイランド(第2期)、ポートアイランド沖、学園南区画整理、西新住宅団地、西神住宅第2団地、高塚山地区開発事業、ひよどり台2期、新長田駅南再開発(第1地区、第3地区)等配水施設工事等
その他施設新設 改良工事	2,048,516	貯浄配水施設改良工事、建物改良工事、メーター等の固定資産購入費、施設買収費
合 計	12,840,965	

平成19年度神戸市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度神戸市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| (1) 総配水量 | 17,458,000立方メートル |
| 一日平均配水量 | 47,699立方メートル |
| (2) 給水工場数 | 74工場 |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	工業用水道事業収益	1,504,301千円
第1項	営業収益	1,483,197千円
第2項	営業外収益	21,074千円
第3項	特別利益	30千円

支 出

第1款	工業用水道事業費	1,404,125千円
第1項	営業費用	1,199,865千円
第2項	営業外費用	174,230千円
第3項	特別損失	30千円
第4項	予備費	30,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額456,740千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	469,420千円
第1項	企 業 債	404,000千円
第2項	工 事 負 担 金	20,160千円
第3項	国 庫 補 助 金	45,200千円
第4項	一般会計補助金	60千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	926,160千円
第1項	建 設 改 良 費	663,116千円
第2項	償 還 金	233,044千円
第3項	予 備 費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事	平成19～20年度	118,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	工業用水道施設整備事業	404,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により，借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	
利 率	9%以内	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め，30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし，財政上の都合等により定額以上を償還し，又は借り換えることができる。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は，300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第 8 条 収益的支出及び資本的支出に充てるため，一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は，1,080千円である。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
取 浄 配 水 施 設 改 良 工 事	千円 658,786	工業用水道導・送水管パイプ・イン・パイプ工事等
固 定 資 産 費	4,330	メーター等の購入費
合 計	663,116	

神戸市告示第17号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により指定した医療機関及び同条第 4 項の規定により指定を辞退した医療機関は、次のとおりであるので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 の規定により告示します。

平成 19 年 4 月 10 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定医療機関

指 定 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成 19 年 2 月 23 日	阪 神 調 剤 薬 局 新須磨店	(株)阪神調剤薬局	神戸市須磨区衣掛 町 4 丁目 2-22 グ レイスハイツ衣掛町 1F
平成 19 年 3 月 1 日	セコム三宮訪問 看護ステーション	セコム医療システム(株)	神戸市中央区八幡 通 3-1-19 日精ビ ル 5 階
平成 19 年 3 月 2 日	アルバ薬局 甲 南病院前店	(株)アルバ	神戸市東灘区鴨子 ヶ原 3-1-62
平成 19 年 3 月 9 日	なぎさ薬局	(株)エムロード	神戸市兵庫区浜山 通 2-3-12 1F 南

神戸市告示第18号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第 2 項の規定により、平成 19 年 4 月 11 日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成 19 年 4 月 24 日まで一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 10 日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

道路の 種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	上 津 台 環 状 線	神戸市北区上津台 7 丁目 3 番地 先から 神戸市北区上津台 8 丁目 3 番 1 地先まで	579.30	16.00

神戸市告示第19号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により，道路の区域を次のように変更し，同条第 2 項の規定により，平成 19 年 4 月 11 日からその供用を開始する。

その関係図面は，神戸市建設局道路部管理課に備え置いて，平成 19 年 4 月 24 日まで一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 10 日

神戸市
代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

道路の 種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	新旧 別	幅員 (メートル)
市道	高津橋第 15 号線	神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内 588 番 3 地先から	18. 30	新	3. 40
		神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内 587 番 1 地先まで		旧	3. 20

公 告

神戸市公告第 598 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 76 条の 3 第 2 項の規定による建築協定書の提出があったので、同条第 4 項において準用する同法第 71 条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

平成 19 年 3 月 23 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 建築協定の名称

鹿の子台北町 3 丁目地区建築協定

2 申請者の住所及び氏名

大阪府豊中市新千里西町 1 丁目 1 番 4 号

パナホーム株式会社

代表取締役 上田 勉

3 建築協定区域の位置及び面積

神戸市北区鹿の子台北町 3 丁目 2 番 8 ～18, 20～34

5, 558. 66 平方メートル（26 区画）

4 建築物に関する基準

協定区域内の建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠は、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10 分の 4 以下とする。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号に該当するものは、10 分の 5 以下とすることができる。

(2) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10 分の 8 以下とする。

(3) 建築物の高さは、10 メートル以下とする。

(4) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0. 6 を乗じて得たものに 5. 0 メートルを加えたもの以下とする。ただし、建築物の敷地の地盤面が北側の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より 1 メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から 1 メートルを減じたものの 2 分の 1 だけ高い位置にあるものとみなす。

(5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1 メートル以上とする。ただし、次のア、イに該当する場合は、この限りでない。

ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下であるもの。

イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2. 3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であるもの。

- (6) 建築物の用途は、一戸建ての専用住宅又は、建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅とする。
- (7) 車庫は、道路の隅切部分に自動車の出入口を設けてはならない。
- (8) 現状地盤面は、変更してはならない。但し、造園などの為の必要最小限の変更はこの限りではない。
- (9) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるとともに、保守管理を怠らないこと。
- (10) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。ただし、その場合にあっては、必要最小限のものとし、周辺と調和する様努めなければならない。

5 違反があった場合の措置

- (1) 建築協定書第7条の規定に違反する者（以下「当該違反者」という。）があった場合、委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員会の決定に基づき、当該違反者に対して当該工事の施工の停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間をつけて、当該行為を是正するための必要な措置を取ることを請求することができるものとする。
- (2) 前項の請求があった場合において、当該違反者はこれに従わなければならない。当該違反者が請求に従わない場合、委員長は、委員会の決定に基づき、その強制履行又は違反建築物の除去等を当該違反者の費用をもって第三者にこれを為させることを裁判所に請求することができるものとする。

6 協定の有効期間

- (1) 本協定の有効期間は、神戸市長の認可のあった日から10年間とする。
- (2) 本協定有効期間内における違反者に対する措置に関しては、期間満了後もなお効力を有する。

7 縦覧期間

平成19年3月23日から同年4月19日まで

神戸市公告第 599 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 3 月 23 日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第 1 項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第 1 項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第 1 項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 24 条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は、甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、あらかじめ市と協議の上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
 - (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設 定 を 受 け る 利 用 権					
氏 名	住 所	所在及び地番	地目	面積 (平方メートル)	氏 名	住 所	種 類	内容(土地 の利用目 的を含む。)	始 期	存続期間 (終期)	借 賃 (年額)	借賃の支払の方法
川本 良明	神戸市西区押部谷町高和456	神戸市西区押部谷町高和字孫市640	畑	1,460	池田 馨	神戸市西区押部谷町高和603-1	賃借権	普通畑として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	20,000円	平成19年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
吉田 豊彦	神戸市西区押部谷町細田1282	神戸市西区押部谷町細田字宮西149	田	2,889	大西 清・	神戸市西区押部谷町細田247	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	37,000円	平成19年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区押部谷町細田字宮西150	田	2,528							33,000円	
吉川 悦雄	神戸市西区二ツ屋1丁目6-2	神戸市西区玉津町二ツ屋字中川原164-1	田	533	寺田 豊貴代	神戸市西区二ツ屋1丁目22-25	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	7,195円	平成19年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区玉津町二ツ屋字中川原164-2	田	824							11,124円	
		神戸市西区玉津町二ツ屋字中川原164-3	田	172							2,322円	
吉川 貴八	神戸市西区平野町慶明230	神戸市西区平野町向井字東谷654-1	田	1,719	中村 好晴	明石市本町2丁目3-10	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	23,200円	平成19年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。
森岡 佳久	神戸市西区神出町紫合292	神戸市西区神出町紫合字長割75-1	田	1,020	西馬 たかふ	神戸市西区王塚台5丁目25-1 C403	使用貸借による権利	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日		平成19年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区神出町紫合字中筋270	田	2,002			賃借権				20,000円	
有限会社 グリーン紫遊 取締役 藤原 肇	神戸市西区神出町紫合268	神戸市西区神出町宝勢字上場道東3175-2	田	463	西馬 照	明石市和坂3丁目1-43	使用貸借による権利	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日		
		神戸市西区神出町宝勢字上場道東3175-3	田	689								
		神戸市西区神出町紫合字北岡450	田	1,022			使用貸借による権利				水田として利用	
前田 清子	神戸市西区神出町宝勢1652-1	神戸市西区神出町宝勢字上場北筋3384	田	981	黒田 利子	神戸市西区神出町宝勢1809	使用貸借による権利	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日		
		神戸市西区神出町宝勢字上場北筋3416	田	622								
坂口 二郎	神戸市西区神出町北426-1	神戸市西区神出町北北上上人ノ谷1107	田	1,757	神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市中央区加納町6丁目5-1	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	23,700円	平成19年12月20日までに借賃の全額を甲の発行する納付書により振込む。
		神戸市西区神出町北北上上人ノ谷1108	田	473							6,300円	
水田 幹彦	神戸市西区神出町宝勢225	神戸市西区神出町南字南添466	田	1,689							22,800円	
		神戸市西区神出町南字大西549	田	1,720							23,200円	
中井 良文	神戸市西区神出町古神885-1	神戸市西区神出町古神字南大西886-1	田	2,150							29,000円	
小田 司	神戸市北区藤原台北町2丁目5-9	神戸市西区神出町東字赤坂2637	田	1,224							16,500円	
藤本 庄郎	神戸市西区神出町東9-1	神戸市西区神出町東字歳ノ神1567	田	1,436							19,300円	
黒郷 美津子	神戸市西区美賀多台2丁目13-6	神戸市西区神出町東字池ノ屑2575	田	1,745							23,500円	
石飛 修	神戸市長田区山下町1丁目5-30-403	神戸市西区神出町東字赤坂2600	田	1,147							15,400円	
近藤 清市	神戸市西区岩岡町岩岡888	神戸市西区岩岡町岩岡字西場950-2	田	660	小村 真由美	明石市大久保町大窪1428-9	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	17,700円	平成19年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
佐野 順一	神戸市西区岩岡町岩岡1321	神戸市西区岩岡町岩岡字中島1305-1	田	1,559	木村 正二	神戸市西区岩岡町岩岡336	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	21,050円	平成19年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区岩岡町岩岡字中島1305-2	田	564							7,610円	
		神戸市西区岩岡町岩岡字中島1310-1	田	506							6,831円	
有限会社 上岩岡農芸 代表取締役 教見 昌弘	神戸市西区岩岡町岩岡2133	神戸市西区神出町池田字池川北へり下300-1	田	2,004	神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市中央区加納町6丁目5-1	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	27,000円	平成19年12月20日までに借賃の全額を甲の発行する納付書により振込む。
		神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市3209	田	2,133							28,700円	
		神戸市西区岩岡町野中宇神出道下1372	田	900							12,100円	
正谷 美智代	神戸市西区岩岡町野中425-2	神戸市西区岩岡町野中宇内山200-1	田	1,274							17,100円	
岡崎 正巳	神戸市西区岩岡町野中427	神戸市西区岩岡町野中宇福吉372-1	田	839							11,300円	
神戸東部青果卸売協同組合 代表理事 後藤 博行	神戸市東灘区深江浜町1-1	神戸市西区神出町紫合字北岡441	田	1,910	神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市中央区加納町6丁目5-1	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	25,700円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の発行する納付書により振込む。
神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎	神戸市中央区加納町6丁目5-1	神戸市西区神出町紫合字北岡441	田	1,910	沼田 幸蔵	神戸市西区丸塚1丁目16-21	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成20年3月31日	25,700円	平成19年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
定連 守	神戸市西区伊川谷町小寺16-2	神戸市西区伊川谷町小寺字吉末125-2	田	1,066	金月 笑子	神戸市西区伊川谷町小寺216	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成21年3月31日	21,320円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区伊川谷町小寺字吉末135	田	3,077							61,540円	
		神戸市西区伊川谷町小寺字ヘザカ80	田	3,051							大森 義夫	
吉本 匡弘	神戸市西区前開南町1丁目16-14	神戸市西区伊川谷町前開宇貝谷1848-1	畑	1,111	吉本 千代美	神戸市西区前開南町1丁目16-3	賃借権	普通畑として利用	平成19年4月1日	平成21年3月31日	103,766円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。

清水 寛二	神戸市西区伊川谷町小寺362	神戸市西区伊川谷町小寺字上ノカイチ381	田	148	大森 義夫	明石市太寺2丁目1-5			水田として利用	平成19年4月1日	平成21年3月31日	2,900円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。
		神戸市西区伊川谷町小寺字上ノカイチ382	田	452					9,000円				
		神戸市西区伊川谷町小寺字上ノカイチ388	田	304					6,000円				
株式会社近藤農産代表取締役近藤 良典	神戸市西区神出町宝勢1354	神戸市西区神出町宝勢字上場中筋3308	田	2,167	押部 たかゑ	神戸市西区神出町宝勢1775			水田として利用	平成19年4月1日	平成21年3月31日	29,200円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区神出町宝勢字上場中筋3309	田	2,177					29,300円				
		神戸市西区神出町宝勢字上場中筋3310	田	2,176					29,300円				
		神戸市西区神出町宝勢字上場中筋3339	田	1,377					18,300円				
		神戸市西区神出町宝勢字上場中筋3340	田	979					13,200円				
池田 実	神戸市西区南別府3丁目23-1	神戸市西区伊川谷町長坂字玉子原475-1	畑	1,053	松下 幸生	神戸市西区伊川谷町長坂534-1		賃借権	普通畑として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日	7,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
森本 尚之	神戸市西区樋谷町友清328	神戸市西区樋谷町友清字東畑方330-1	田	1,424	森本 収	神戸市西区樋谷町友清332			水田として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日	24,900円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。
		神戸市西区樋谷町友清字東畑方331-1	田	311					5,400円				
		神戸市西区樋谷町友清字東畑方296	田	363					6,300円				
		神戸市西区樋谷町友清字東畑内358-1	田	952					16,600円				
桐野 博	神戸市西区押部谷町西盛607-1	神戸市西区押部谷町福住字131	田	1,400	森本 薫 森本 義子 森本 義晴	三木市緑ヶ丘町西2丁目14-25 神戸市西区押部谷町西盛535 神戸市西区押部谷町西盛604-2		賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日	18,900円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区押部谷町西盛字池の下447	田	2,095					28,280円				
		神戸市西区押部谷町西盛字下津井399-2	田	662					8,930円				
田中 覚	神戸市西区平野町中津800-1	神戸市西区平野町中津字門ノ坪780	田	317	能登原 照代	愛知県豊明市栄町殿の山28-28		使用貸借による権利	水田として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日		
今村 武人	神戸市西区玉津町田中582	神戸市西区平野町芝崎字種田20	田	80	茨木 正弘 茨木 操 石垣 恵子 茨木 静夫 茨木 英一 茨木 美千江 伊澤 真由美 木戸 美香 茨木 雅代	神戸市西区平野町芝崎317-2 神戸市須磨区妙法寺字敷中1238 神戸市西区押部谷町和田799-2 神戸市西区学園西町5丁目8-1-526-502 神戸市長田区大谷町2丁目4-16-101 神戸市西区平野町芝崎174 神戸市西区井吹台西町1丁目5-2-302 神戸市北区大原3丁目17-1-1-1006 神戸市西区平野町芝崎174	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日	1,080円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。	
		神戸市西区平野町芝崎字種田22	田	61							823円		
		神戸市西区平野町芝崎字種田23	田	483							6,520円		
永田 幹彦	神戸市西区神出町宝勢225	神戸市西区神出町宝勢字大池尻4104	畑	1,488	三浦 茂夫	神戸市西区伊川谷町井吹618		賃借権	普通畑として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日	8,100円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。
		神戸市西区神出町宝勢字大池尻4105	畑	2,165								11,900円	
瀬上 晋	神戸市西区神出町紫合781	神戸市西区神出町北字前手中287-4	畑	1,499	藤原 喜代子	神戸市西区神出町紫合475-2		賃借権	普通畑として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日	11,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
青木 元司	神戸市西区岩岡町野中267	神戸市西区岩岡町古郷字大池下1657-1	田	1,387	笹尾 喜美子	神戸市西区岩岡町野中1006-1		賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日	18,724円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区岩岡町古郷字大池下1657-2	田	1,350								18,225円	
		神戸市西区岩岡町古郷字添池下1835-2	田	590								7,965円	
		神戸市西区岩岡町野中字神出道上1006-2	田	963		生田 知子	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日	13,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
		神戸市西区岩岡町野中字神出道上1008-2	田	527							7,114円		
有限会社上岩岡農芸代表取締役教見 昌弘	神戸市西区岩岡町岩岡2133	神戸市西区岩岡町野中字神出道上1535-1	田	740	向井 裕子	神戸市須磨区竜が台6丁目18-67		賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成22年3月31日	21,940円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区岩岡町野中字神出道上1535-2	田	229								4,580円	
		神戸市西区岩岡町野中字神出道上1535-3	田	1,160								23,200円	
		神戸市西区岩岡町野中字神出道上1534-1	田	1,097								15,400円	
		神戸市西区岩岡町野中字神出道上1534-2	田	770									
正井 節	神戸市西区伊川谷町酒和1765	神戸市西区伊川谷町長坂字若尾367	田	2,718	松下 英則	神戸市西区伊川谷町長坂557-2		賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成24年3月31日	27,100円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。
		神戸市西区伊川谷町長坂字玉子原469	田	1,605								岸野 敏数	

		神戸市西区伊川谷町長坂字玉原473	田	1,134															
森本 昌博	神戸市西区押部谷町西盛243	神戸市西区押部谷町西盛字大垣内333-1	田	1,408	財田 繁男	神戸市西区押部谷町木幡383	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成24年3月31日	19,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。							
今村 武人	神戸市西区玉津町田中582	神戸市西区平野町大野字出口123-1	田	401	吉川 稔	神戸市西区平野町大野152	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成24年3月31日	5,410円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。							
		神戸市西区平野町大野字出口123-2	田	100							1,350円								
小池 潤	神戸市西区塩谷町池谷766	神戸市西区平野町西戸田字川ノ樋5	田	406	飯田 健次郎	神戸市西区平野町西戸田191-2	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成24年3月31日	玄米11.4kg	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。							
		神戸市西区平野町西戸田字福地83	田	1,498							玄米40.2kg								
		神戸市西区平野町西戸田字福地84	田	3,039							玄米86.1kg								
有限会社グリーン紫遊取締役藤原 肇	神戸市西区神出町紫合268	神戸市西区神出町紫合字北園428	田	2,661	野瀬田美由紀	神戸市西区神出町紫合321-8	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成24年3月31日	26,600円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。							
		神戸市西区神出町紫合字北園453	田	600							6,000円								
神戸市代表者神戸市長矢田 立郎	神戸市中央区加納町6丁目5-1	神戸市西区神出町小東野字早閑51-27	田	2,917	石川 きみ	神戸市西区神出町小東野53-103	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成24年3月31日	43,700円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。							
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-62	畑	1,979				普通畑として利用			29,600円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-78	畑	3,070							46,000円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-79	畑	2,416							36,200円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-66	畑	1,561	石塚 五七	神戸市西区神出町小東野53-160	賃借権	普通畑として利用	平成19年4月1日	平成24年3月31日	23,400円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。							
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-67	田	1,671				水田として利用			25,000円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-70	田	1,987							29,800円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-71	田	1,172							17,500円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-72	畑	2,249	片岡 邦友	神戸市西区神出町小東野53-174	賃借権	普通畑として利用	平成19年4月1日	平成24年3月31日	33,700円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。							
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-74	畑	4,660							69,900円								
株式会社トニー代表取締役岩崎 誠輔	神戸市東灘区向洋町西5丁目9	神戸市西区神出町小東野字早閑51-27	田	2,917	神戸市代表者神戸市長矢田 立郎	神戸市中央区加納町6丁目5-1	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成24年3月31日	43,700円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の発行する納付書により振り込む。							
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-62	畑	1,979				普通畑として利用			29,600円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-66	畑	1,561							23,400円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-67	田	1,671				水田として利用			25,000円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-70	田	1,987							29,800円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-71	田	1,172							17,500円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-72	畑	2,249				普通畑として利用			33,700円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-74	畑	4,660							69,900円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-78	畑	3,070							46,000円								
		神戸市西区神出町小東野字廣澤53-79	畑	2,416							36,200円								
藤本 義和	神戸市西区押部谷町西盛120	神戸市西区押部谷町西盛字大辻64-2	田	2,525	平井 正人	神戸市西区押部谷町西盛114	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成29年3月31日	34,087円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。							
		神戸市西区押部谷町西盛字大辻64-3	田	296							3,996円								
		神戸市西区押部谷町西盛字垣内113	田	211							2,110円								
中村 征之	明石市大久保町大久保町270-5	神戸市西区押部谷町養田字小神82-2	畑	1,649	高塚 桂一 高塚 裕美 久井 幸代	神戸市西区押部谷町和田356-1 神戸市西区押部谷町和田356-1 神戸市西区北別府3丁目11-7	賃借権	普通畑として利用	平成19年4月1日	平成29年3月31日	115,430円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。							
株式会社近藤農産代表取締役近藤 良典	神戸市西区神出町宝勢1354	神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻3121-1	田	1,725	近藤 价治	神戸市西区神出町宝勢1354	使用貸借による権利	水田として利用	平成19年4月1日	平成29年3月31日									
		神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻3121-2	田	414															
		神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻3121-3	田	50															
中野 貴代子	神戸市垂水区乙木2丁目10-3	神戸市西区岩岡町古郷字白古瀬2892-1	田	768	島田 勤	神戸市垂水区塩屋4丁目16-14	賃借権	水田として利用	平成19年4月1日	平成29年3月31日	44,313円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振込む。							
		神戸市西区岩岡町古郷字白古瀬2892-2	田	122							7,039円								
		神戸市西区岩岡町古郷字白古瀬2893	田	1,884							108,706円								

神戸市公告第600号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により，神戸市水谷中央特定土地区画整理組合が施行する神戸国際港都建設事業水谷中央特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第11回）の認可をしたので，同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 3月26日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 土地区画整理組合の名称

神戸市水谷中央特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成7年5月15日から平成19年3月31日まで

3 施行地区

神戸市西区玉津町水谷字家前，字南山神，字中尾，字西山神，字家裏，字水塚，字本屋敷及び字大東の各一部並びに玉津町高津橋字中山谷の一部並びに玉津町今津字東山の一部並びに水谷2丁目の一部

4 事務所の所在地

神戸市西区水谷2丁目17番45号

5 設立認可の年月日

平成7年5月15日

6 事業施行期間の変更

平成7年5月15日から平成22年3月31日まで

7 事業計画の変更（第11回）の認可の年月日

平成19年 3月26日

神戸市公告第601号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により，神戸市丸塚特定土地区画整理組合の解散の認可をしたので，同条第5項の規定により公告します。

平成19年 3月27日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市公告第 602 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定により，神戸国際港都建設事業道場八多地区特定土地区画整理事業に係るものの換地処分をしたので同条第 4 項の規定により公告します。

平成 19 年 3 月 29 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市公告第16号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 4月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区森北町6丁目2番，2番2，2番4，2番7，2番8，2番9，2番10，2番11，2番12，2番13（1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市兵庫区里山町1番48

社会福祉法人神戸福生会

理事長 中辻 直行

3 許可番号

平成18年12月25日 第5698号

神戸市公告第17号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 4月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区須磨本町1丁目4番1，4番2，4番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市兵庫区大開通10丁目1番1号

株式会社アーバンヴィレッジ

代表取締役 中野 和政

3 許可番号

平成18年 4月24日 第5596号

神戸市公告第18号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 4月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区東落合3丁目6番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市北区紫野上野町108番地1

株式会社ゼロ・コーポレーション

代表取締役 金城 一守

3 許可番号

平成18年11月14日 第5684号

神戸市公告第19号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 4月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区妙法寺字檜原27番1，27番3の一部，2番1の一部，2番5の一部，29番1，29番2，34番，34番1，34番2，34番3，34番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区中山手通4丁目3番11号

医療法人社団松善会

理事長 松川 善彌

3 許可番号

平成18年 2月27日 第5573号

（変更許可 平成19年 3月 7日 第972号）

神戸市公告第20号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年4月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区下畑町字内入田771番1, 771番3, 772番1, 772番3, 773番, 774番, 775番, 795番1, 795番3, 796番1, 796番3, 798番3, 798番4, 799番1, 800番1, 800番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区下畑町2138番地

林 弘臣

3 許可番号

平成18年8月17日 第5648号

神戸市公告第21号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年4月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目2241番166, 2241番191, 2241番321

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区歌敷山3丁目8番37号

竹内 猛

3 許可番号

平成18年8月30日 第5654号

神戸市公告第22号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63号第 2 項において準用する第62条第 1 項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の事業計画の変更認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項において準用する同法第62条第 2 項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号神戸市都市計画総局計画部計画課において公衆の縦覧に供します。

平成19年 4 月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設公園事業

9.7.2号 しあわせの森

3 事業施行期間

平成14年2月12日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

神戸市西区押部谷町木津字鶴羽谷，北区山田町藍那字西山，字下相坂及び字半坂谷地内

(2) 使用の部分

なし

神戸市公告第23号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63号第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定による神戸国際港都建設公園事業の事業計画の認可の告示（平成19年兵庫県告示299号）があったので、同法66条の規定により次のとおり公告します。

平成19年 4 月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設公園事業

9.7.2号 しあわせの森

3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所内

4 事業地の所在

神戸市西区押部谷町木津字鶴羽谷，北区山田町藍那字西山，字下相坂及び
字半坂谷地内

神戸市公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 1 項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので，同条第 2 項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号神戸市都市計画総局計画部計画課において公衆の縦覧に供します。

平成19年 4 月10日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設緑地事業

30号 空港島東緑地

3 事業施行期間

平成19年 3 月20日から平成22年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

神戸市中央区神戸空港 3 番

(2) 使用の部分

なし

神戸市公告第25号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 1 項の規定による神戸国際港都建設緑地事業の認可の告示（平成19年兵庫県告示第298号）があったので，同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成19年 4 月10日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設緑地事業

30号 空港島東緑地

2 施行者の名称

神戸市

3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所内

4 事業地の所在

神戸市中央区神戸空港 3 番

区 役 所

区長訓令甲第4号

区 役 所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月31日

東灘区長	松 本	明
灘 区 長	三 好	正 英
中央区長	南 野	誠 二
兵庫区長	竹 部	元 造
北 区 長	能 勢	均
長田区長	財 田	美 信
須磨区長	佐 俣	千 載
垂水区長	橋 本	彰
西 区 長	平 山	敏 明

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成9年3月31日区長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表(第2条―第5条関係)の決裁事項「委託」を「委託(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を除く。)」に改め、備考②を次のように改める。

- ② 委託については、競争見積り合せによる場合を除き、監察室主幹（法務担当）（～20,000の工事、～2,000の公の施設の管理及びその他）及び財務課長（～30,000の工事、～4,000の公の施設の管理及びその他）に合議すること。

決裁事項「委託」の次に、次の項を加える。

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	2,000～	1,000～	20～	① 金額は、見積価額(利用料金を当該指定管理者に収受させるときは、当該管理に係る総経費の見積価額)を示す。 ② 協定については、行政経営課長(～2,000)及び財務課長(～4,000)に合議すること。
--	--------	--------	-----	--

決裁事項「諸集会又は諸行事の開催」の備考①の「監察室主幹（職員倫理・公正職務推進担当）」を「監察室主幹（行政監理・公正職務推進担当）」に改め、③を削り、②を次のように改める。

- ② 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、専決しないこととし、そのうち、本市の職員その他の公務員が飲食するものについては、監察室主幹（行政監理・公正職務推進担当）に合議すること。

決裁事項「謝金その他これに類するもの」の備考中「行財政局行政部庶務課長」を「行財政局監察室主幹（法務担当）」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

福 祉 事 務 所

福祉事務所長訓令甲第 1 号

福祉事務所

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3 月 27 日

東灘福祉事務所長	中	西	良	一
灘 福祉事務所長	井	手	義	明
中央福祉事務所長	松	宮	研	一
兵庫福祉事務所長	藤	澤	郁	夫
北 福祉事務所長	錦	織		潤
長田福祉事務所長	村	田	一	実
須磨福祉事務所長	篁		清	久
垂水福祉事務所長	鈴	木	み	や子
西 福祉事務所長	福	田	豊	治

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程（平成17年 4 月福祉事務所長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条保護課長専決事項の項第 1 号を削り，同項に「規則第 4 号（生活保護関係）ア及びオからシに規定する保護の変更，エに規定する調査及び検診（保護の開始の申請の却下又は保護の停止もしくは廃止に関するものを除く。），オからシに規定する扶助の支給，スに規定する届出及びチに規定する免除に関すること。」を加える。

別表（第 2 条関係）の委託の項中，「委託」を「委託（地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を除く。）」に，「② 委託事務の執行の適正化に関する要綱（昭和56年 1 月14日市長決定）第15条第 1 項に定めるところにより合議すること。」を「② 委託については，競争見積り合せによる場合を除き，監察室主幹（法務担当）（～20,000の工事，～2,000の公の施設の管理及びその他）及び財務課長（～30,000

の工事, ～4, 000の公の施設の管理及びその他) に合議すること。」に改め, 同項の次に, 次の項を加える。

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	1, 000～	① 金額は, 見積価額 (利用料金を当該指定管理者に収受させるときは, 当該管理に係る総経費の見積価額) を示す。 ② 協定については, 行政経営課長 (～2, 000) 及び財務課長 (～4, 000) に合議すること。
--	---------	--

同表諸集会又は諸行事の開催の項中「行政経営課長及び財務課長」を「監察室主幹 (行政監理・公正職務推進担当) 及び財務課長」に改め, 「③ ②を適用する場合においては, 行政経営課長 (飲食に係る額が10を超えるもの) に合議すること。」を削り, 「② 飲食を伴うものは, 原則として禁止する。ただし, やむを得ない場合は, 専決しない。」を「② 飲食を伴うものは, 原則として禁止する。ただし, やむを得ない場合は, 専決しないこととし, そのうち, 本市の職員その他の公務員が飲食するものについては, 監察室主幹 (行政監理・公正職務推進担当) に合議すること。」に改め, 同表謝金その他これに類するものの項中「行財政局行政部庶務課長」を「監察室主幹 (法務担当)」に改める。

附 則
(施行期日)

この訓令は, 平成19年 4 月 1 日から施行する。

須磨福祉事務所長訓令甲第1号

須磨福祉事務所

福祉事務所支所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月28日

須磨福祉事務所長 篁 清 久

福祉事務所支所長等専決規程の一部を改正する訓令

福祉事務所支所長等専決規程（昭和57年須磨福祉事務所長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条主幹（生活保護担当）専決事項の項中「ア及びカからス」を「ア及びオからシ」に改め、「オに規定する嘱託及び請求,」を削り,「カからスに規定する扶助の支給,セに規定する届出及びツ」を「オからシに規定する扶助の支給,スに規定する届出及びチ」に改める。

別表（第2条関係）の委託の項中,「委託」を「委託（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を除く。）」に,「② 委託事務の執行の適正化に関する要綱（昭和56年1月14日市長決定）第15条第1項に定めるところにより合議すること。」を「② 委託については,競争見積り合せによる場合を除き,監察室主幹（法務担当）（～20,000の工事,～2,000の公の施設の管理及びその他）及び財務課長（～30,000の工事,～4,000の公の施設の管理及びその他）に合議すること。」に改め,同項の次に,次の項を加える。

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	1,000～	① 金額は,見積価額（利用料金を当該指定管理者に収受させるときは,当該管理に係る総経費の見積価額）を示す。 ② 協定については,行政経営課長（～2,000）及び財務課長（～4,000）に合議すること。
--	--------	---

同表諸集会又は諸行事の開催の項中「行政経営課長及び財務課長」を「監察室主幹（行政監理・公正職務推進担当）及び財務課長」に改め,「③ ②を適用

する場合においては、行政経営課長（飲食に係る額が10を超えるもの）に合議すること。」を削り、「② 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、専決しない。」を「② 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、専決しないこととし、そのうち、本市の職員その他の公務員が飲食するものについては、監察室主幹（行政監理・公正職務推進担当）に合議すること。」に改め、同表謝金その他これに類するものの項中「行財政局行政部庶務課長」を「監察室主幹（法務担当）」に改める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

神戸市教育委員会

委員長 須 藤 淳

神戸市教育委員会規則第 6 号

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(神戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和 33 年 4 月教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「国体室」を削る。

第 8 条中「，国体室長」を削る。

第 15 条中「盲学校，養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(神戸市立高等学校学則の一部改正)

第 2 条 神戸市立高等学校学則（昭和 43 年 3 月教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

別表中神戸市立御影工業高等学校の項及び神戸市立長田工業高等学校の項を削る。

附 則

この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市立特別支援学校学則をここに公布する。

平成19年3月23日

神戸市教育委員会

委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第7号

神戸市立特別支援学校学則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定に基づき、視覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じる教育又は保育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置された神戸市立特別支援学校の入学、教育課程、卒業その他の必要な事項を定めるものとする。

(設置部科、定員等)

第2条 入学対象者、設置部科及び修業年限については、別表に定め、幼稚部の幼児及び高等部の定員は、別に定める。

(職員組織)

第3条 職員組織については、別に定める。

(学年、学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日

(3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

冬季休業日 12月25日から1月7日まで

春季休業日 神戸市立盲学校においては3月21日から4月7日まで。神戸市立盲学校を除く神戸市立特別支援学校においては3月26日から4月7日まで

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は校長が必要があると認めた日

2 校長は、前項第3号の規定による休業日を変更する場合及び第4号の規定による休業日を設ける場合には、教育長の承認を得なければならない。

3 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業又は保育を行わないことができる。この場合においては、この旨を教育長に報告しなければならない。

4 校長は、学校行事等に伴い授業日又は保育日と第1項第1号又は第2号に規定する休業日を相互に変更しようとする場合は、教育長に届け出なければならない。

(教育課程)

第6条 校長は、教育要領及び学習指導要領並びに教育長の定める基準により、学校の教育課程を編成しなければならない。

2 前項の規定により教育課程を定めたときは、校長は速やかに教育長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(入学資格)

第7条 入学することのできる者は、障害が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定める程度で、特別の事情がある場合を除くほか、神戸市内に居住し、小学部又は中学部にあつては、小学校又は中学校に就学すべき者とし、幼稚部又は高等部にあつては、幼稚園に入園又は高等学校に入学することのできる者とし、神戸市立盲学校高等部専攻科にあつては、高等学校専攻科に入学することのできる者とする。

(入学の願い出)

第8条 入学を志願する者は、所定の入学願書に校長の指定する書類を添えて校長に願い出なければならない。

(入学者の選考, 入学許可)

第9条 入学させる者は, 入学志願者の中から, 教育委員会が定めるところに基づき, 校長が選考し, 許可する。

(誓約書)

第10条 幼稚部に入学を許可された者の保護者及び高等部に入学を許可された者は, 入学許可の日から10日以内に所定の誓約書を校長に提出しなければならない。

(転入学, 編入学)

第11条 転入学及び編入学は, 入学に準じて取り扱うものとする。

(身上の異動)

第12条 児童, 生徒, 幼児(以下「児童生徒等」という。), 保護者及び保証人に転居その他の身上の異動が生じたときは, 速やかに校長に届け出なければならない。

(欠席)

第13条 児童生徒等が疾病その他の理由により欠席するときは, 校長に届け出なければならない。この場合において, 欠席が7日以上にわたるときは, 医師の診断書その他の理由を証明するに足る書面等を添えるものとする。

(転学, 休学, 退学, 留学)

第14条 児童生徒等が転学しようとするときは, 所定の転学願をもって, 幼稚部の幼児若しくは高等部の生徒が休学又は退学しようとするときは, 所定の休学願又は退学願をもって, 高等部の生徒が留学しようとするときは, 所定の留学願をもって校長に願い出なければならない。

2 校長は, 前項に規定する願い出に基づき, 児童生徒等を転学, 休学若しくは退学させ, 又は留学を許可するものとする。ただし, 児童生徒等が在学する理由を欠くに至ったときは, この願い出に基づかず, 児童生徒等を転学若しくは休学させ, 又は高等部の生徒を退学させることができる。

3 休学が認められる期間は, 特別の事情がある場合を除くほか, 3月以上1年以内とする。

4 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の復学願をもって校長に願い出なければならない。

5 留学中の生徒が在籍校に復帰するときは、所定の復帰願をもって校長に願い出なければならない。

(卒業、修了等)

第15条 卒業又は修了は、所定の教育課程を履修し、相当の知識技能を有するに至った者について、校長が認める。

2 校長は、卒業を認めた児童又は生徒には所定の卒業証書を、修了を認めた幼児には所定の修了証書を授与するものとする。

(在学証明書、卒業証明書)

第16条 校長は、在学する者に対しては所定の在学証明書を、卒業した者に対しては所定の卒業証明書を、請求により、必要に応じて、交付するものとする。

(賞罰)

第17条 校長は、教育上必要と認めるときは、児童生徒等を表彰し、又は懲戒することができる。

(授業料等)

第18条 授業料又は保育料及び入学選抜料は、徴収しない。

(施行細目の委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て校長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

(神戸市立養護学校学則等の廃止)

2 次の規則は、廃止する。

(1) 神戸市立養護学校学則 (昭和44年 9月教委規則第12号)

(2) 神戸市立盲学校学則 (昭和44年11月教委規則第16号)

(経過措置)

- 3 この規則施行日以前に提出された神戸市立養護学校学則又は神戸市立盲学校学則による入学の願い出その他の申請等は、本規則により提出されたものとみなす。

別表

項 目 学校名	対象者	設置部科			修業年限
神戸市立盲学校	視覚障害者	小学部			6 年
		中学部			3 年
		高等部	本科	普通科	3 年
				保健理療科	3 年
			専攻科	理療科	3 年
				保健理療科	3 年
			幼稚部		
神戸市立友生養護学校	肢体不自由者 及び病弱者	小学部			6 年
		中学部			3 年
		高等部			3 年
		幼稚部			(1 年)
神戸市立青陽東養護学校	知的障害者	小学部			6 年
		中学部			3 年
		高等部			3 年
神戸市立青陽高等養護学校	知的障害者	高等部			3 年
神戸市立垂水養護学校	肢体不自由者	小学部			6 年
		中学部			3 年
		高等部			3 年
		幼稚部			(1 年)
神戸市立青陽西養護学校	知的障害者	小学部			6 年
		中学部			3 年
		高等部			3 年

(備考) 病弱者に対しては、訪問教育を実施する。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月23日

神戸市教育委員会

委員長 須 藤 淳

神戸市教育委員会規則第8号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則(平成10年4月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条3項中「, 盲学校, 養護学校若しくは」を「, 特別支援学校又は」に改め, 「講師若しくは」を「講師, 助教若しくは」に改める。

(神戸市立盲学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市立盲学校及び養護学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第10号)の一部をつぎのように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則

第1条中「盲学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第3条を「学年・学期, 休業日及び教育課程の編成は, 神戸市立特別支援学校学則(平成19年3月教育委員会規則第7号。以下「学則」という。)第4条から第6条までに定めるところによる。」に改める。

第8条第2項を「卒業は, 学則第15条の定めるところによる。」に改める。

第10条を「表彰及び懲戒は, 学則第17条の定めるところによる。」に改める。

第14条中「盲学校」を「神戸市立盲学校」に改め, 「養護学校」を「神戸市立盲学校を除く特別支援学校」に改める。

第18条第2項中「盲学校学則第5条及び養護学校学則第5条」を「学則第5条」に改める。

(主任の設置に関する規則の一部改正)

第3条 主任の設置に関する規則(昭和53年3月教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「養護学校」を「神戸市立盲学校を除く特別支援学校」に改める。

(神戸市立高等学校及び盲学校の主任の設置に関する規則の一部改正)

第4条 神戸市立高等学校及び盲学校の主任の設置に関する規則(昭和53年12月教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市立高等学校及び神戸市立盲学校の主任の設置に関する規則

第1条中「盲学校」を「神戸市立盲学校」に改める。

(神戸市奨学金条例施行規則の一部改正)

第5条 神戸市奨学金条例施行規則(昭和34年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は公立」を「若しくは公立」に改め、「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「、特別支援学校」に改める。

(神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正)

第6条 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則(昭和28年7月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 特別支援学校

第20条(見出しを含む。)から第22条までの規定中「盲学校、^{ろう}聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第23条(見出しを含む。)中「盲学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(神戸市立学校の教材の取扱に関する規則の一部改正)

第7条 神戸市立学校の教材の取扱に関する規則(昭和32年4月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、盲学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第4条1号中「、盲学校の小学部・中学部及び養護学校の小学部・中学部」を「及び特別支援学校の小学部・中学部」に改め、2号中「、盲学校高等部及び養

護学校高等部」を「及び特別支援学校高等部」に改める。

(神戸市立博物館条例施行規則の一部改正)

第8条 神戸市立博物館条例施行規則(昭和57年7月教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第3号中「様」を「あて」に改め、「盲聾養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第4号中「盲聾養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第5号、様式第7号及び様式第9号中「様」を「あて」に改める。

(神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の一部改正)

第9条 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則(平成4年7月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第3号中「様」を「あて」に改める。

様式第5号中「様」を「あて」に改め、「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第6号中「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第7号及び様式第9号中「様」を「あて」に改める。

(神戸市立埋蔵文化財センター条例施行規則の一部改正)

第10条 神戸市立埋蔵文化財センター条例施行規則(平成3年8月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第5号中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部改正)

第11条 神戸市立青少年科学館条例施行規則(昭和59年3月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(神戸市立自然の家条例施行規則の一部改正)

第12条 神戸市立自然の家条例施行規則(昭和48年8月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「，盲，養護，聾学校生」を「及び特別支援学校生」に改める。

（神戸市風見鶏の館等条例施行規則の一部改正）

第13条 神戸市風見鶏の館等条例施行規則（平成11年3月教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「，盲学校，聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，平成19年4月1日から施行する。

（神戸市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

2 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条中「神戸市立高等学校及び盲学校の主任の設置に関する規則」を「神戸市立高等学校及び神戸市立盲学校の主任の設置に関する規則」に改める。

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月23日

神戸市教育委員会

委員長 須 藤 淳

神戸市教育委員会規則第9号

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和27年 6月教委規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「条例第2条第3項」を「条例第2条第2項」に改める。

第8条第1項中「条例第6条第1項第1号」を「条例第6条第1項第1号又は第2項第1号」に改め、同項中「免除を」を「免除又は減額を」に改め、「様式第1号による」を「所定の」に改め、「様式第2号による」を削り、「生活保護法による生活扶助を受ける者又はその扶養家族であることを証明する福祉事務所長の証明書」の次に「（高等学校又は高等専門学校に在学する者については、併せて、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7に定める高等学校等就学費（以下単に「高等学校等就学費」という。）の受給状況に関する福祉事務所長の証明書）」を加える。

第9条第2項中「条例第6条第2項」を「条例第6条第2項第2号」に改め、同項第2号中「5,000円以下の世帯」を「5,500円以下の世帯」に改め、同項第3号中「5,000円をこえ、10,000円以下の世帯」を「5,500円を超え、16,000円以下の世帯」に改め、第3項を第4項に改め、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定により減免を受けられる者は、高等学校等就学費の給付を受けている者を除くものとする。

第10条第1項中「第2項」を「第2項第2号」に改め、「受けようとする者は、」の次に「所定の」を加える。

第13条第1項中「様式第3号による」を「所定の」に改め、同項第1号中「条

例第6条第1項第1号」を「条例第6条第1項第1号又は第2項第1号」に改め、第2号中「受けている者で、」の次に「生活保護法による生活扶助を受けることとなったとき及び」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による届出があった場合は、次の各号に定めるところにより免除又は減額を終了する。

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けることとなった日の属する月の前月末をもって免除又は減額を終了する。
- (2) 前号に定める場合を除き、条例第6条第1項第4号又は第2項第2号に該当する者ではなくなったと教育長が認めるときは、該当する者ではなくなった日の属する月の月末をもって免除又は減額を終了する。ただし、該当しなくなった日が月の初日の場合は、該当しなくなった日の属する月の前月末をもって免除又は減額を終了する。

様式第1号、第2号及び第3号を削る。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月29日

神戸市教育委員会

委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第10号

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和57年 9月教育規則第 9号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「，盲学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第 5 条第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）中「昭和」を「平成」に改め，「様」を「あて」に改める。

様式第 2 号（第 3 条関係）中「政令別表第 4」を「公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和23年政令第283号）第 6 条の 2 第 1 項」に改め，「及び第 2 号」を「から第 3 号」に改める。

様式第 3 号（第 4 条関係）から様式第13号（第 9 条関係）までの規定中「昭和」を「平成」に改め，「様」を「あて」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，第 1 条の改正規定は，平成19年 4 月 1 日から施行する。

神戸市子ども交流支援基金条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月23日

神戸市教育委員会

委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会規則第11号

神戸市子ども交流支援基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市子ども交流支援基金条例（平成19年3月条例第37号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の管理)

第2条 神戸市子ども交流支援基金（以下「基金」という。）は、教育長が管理する。

2 教育長は、次の帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。

(1) 基金明細簿

(2) 基金運用台帳

(施行細目の委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が行財政局長と協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成19年3月23日

神戸市教育委員会
委員長 須藤 淳

神戸市教育委員会訓令甲第2号

神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令

神戸市教育委員会辞令式（昭和42年3月教委訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号サを次のように改める。

サ 神戸市立〇〇学校長（園長，教授，准教授，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，講師，助教，助手，主任実習助手，助教諭，養護助教諭）に補する

附 則

この訓令は，平成19年4月1日から施行する。

神戸市教育委員会教育長告示第9号

「神戸市議会議員選挙及び兵庫県議会議員選挙」における個人演説会等会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等について

平成19年4月8日（日）執行の「神戸市議会議員選挙及び兵庫県議会議員選挙」における個人演説会等会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

平成19年3月28日

神戸市教育委員会
教育長 小川 雄三

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(東灘区)

東灘区

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他		電話番号	
			演 説 会 場								聴衆席備付備品		使用上の留意事項	放送設備使用		
			４００ フット	２００ フット	１００ フット	６０ フット	４０ フット	２０ フット	スポット その他 ５００Ｗ～ １００Ｗ	長椅子 ４人用	椅子 １人用	弁士及び係 員控室		可		不可
1 東遼小学校	アリーナ	930	28								600	有り	フロアシート使用	○		411-0556
2 本庄小学校	アリーナ	744	30		2				2	0	700	ミーティング室	土足厳禁	○		411-0339
3 本山南小学校	体育館	700	21						2		350	講堂控室	シート使用	○		452-0071
4 福池小学校	体育館	413	17								300	講堂控室	シート使用	○		452-5595
5 魚崎小学校	アリーナ	1100	40								600	なし	シート使用	○		411-6196
6 本山第一小学校	体育館	800	32					20	2		750	理科室	土足厳禁	○		411-1974
7 本山第二小学校	体育館	997	24					40	2		500	開放教室	土足厳禁	○		431-1441
8 本山第三小学校	体育館	748	28		2				2		600	講堂控室	シート使用	○		411-0005
9 住吉小学校	体育館	1,029	40						4		800	講堂控室	シート使用	○		851-2887
10 御影小学校	体育館	490	35		2						500	講堂控室	シート使用	○		851-3673
11 鴻が森小学校	多目的室	112						36			60	第一会議室	シート使用	○		851-3185
12 御影北小学校	講堂	321	20								500	会議室	土足厳禁	○		851-6809
13 六甲アイランド小学校	体育館	919	30						4		800	その他	シート使用	○		857-3121
14 向洋小学校	会議室	80						20			30	会議室	土足厳禁		○	857-2450
15 本庄中学校	体育館	818	18	12	2						700	なし	シート使用	○		411-2261
16 魚崎中学校	体育館	447	18	12				24			500	会議室	土足厳禁	○		411-1631
17 本山南中学校	体育館	985	22		2						500	なし		○		412-2033
18 本山中学校	体育館	1,253	29	6					2		800	なし	3階	○		411-3742
19 住吉中学校	体育館	1,008	40								500	ミーティング室	シート使用	○		851-3752
20 御影中学校	体育館	605	24					24			580	その他	土足厳禁	○		841-2541
21 向洋中学校	体育館	823							33		400	講堂控室	土足厳禁	○		857-2481
22 東遼のぞみ幼稚園	保育室	143						36			120	なし	土足厳禁	○		411-0667
23 魚崎幼稚園	遊戯室	150							20		140	保育室	土足厳禁	○		411-9647
24 遊喜幼稚園	遊戯室	155						64	2		100	保育室	土足厳禁	○		851-8512
25 住吉幼稚園	遊戯室	172						46			100	なし	土足厳禁	○		851-6650
26 御影幼稚園	遊戯室	193						32			110	なし	土足厳禁	○		851-2030
27 六甲アイランド高校	体育館	1,300	48		6						1,000	体育教習室	シート使用	○		858-4000
29 住之江公民館	体育室	145						50	10		150	なし	シート使用	○		822-1300
29 住之江公民館別館	第6会議室	100						24			80	なし		○		822-1300
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) 体育館などの場合、入学式の形式に机や椅子が並べてありますが、現状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通） ／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しておりますので、ご協力をお願いします。															

(灘区)

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

灘区

[illegible]

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度											そ の 他			
			演 説 会 場											使用上の留 意事項	放送設 備使用		電話番号
			照 明							聴衆席備付備品					可	不可	
			400 ワット	200 ワット	100 ワット	60 ワット	40 ワット	20 ワット	スポット その他 500W ～100 W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室					
1	上筒井小学校	講堂	524					90		12		350	会議室（離 れている）	土足 可	○	241-1080	
2	なぎさ小学校	体育館	750	28				15		2		700	あり	シート使用	○	252-5611	
3	宮本小学校	体育館	437	32						30		500	ミーティ ングルーム	シート使用	○	221-1600	
4	春日野小学校	講堂	280					90	10	11		300	なし	土足 可	○	231-2461	
5	雲中小学校	体育館	351	4	2		10					600	会議室	シート使用	○	231-3441	
6	中央小学校	アリーナ	900	36						2		350	第一相談室		○	231-2421	
7	こうべ小学校	体育館	540	23								600	図書室	シート使用	○	221-2539	
8	山の手小学校	体育館	941	28	6	2				62		600	会議室	シート使用	○	341-8911	
9	湊小学校	体育館	750	30						2		500	なし	要養生	○	360-1200	
10	湊川多聞小学校	講堂	400	12								200	講堂控室	土足厳禁	○	341-7124	
1	港島小学校	体育館	704		24					18		700	図書室	シート使用	○	302-1661	
2	筒井台中学校	講堂	476					80		34		350	講堂控室	シート使用	○	241-3201	
3	渚中学校	体育館	1,254	28						2		1,000	ステージ袖	シート使用	○	242-4501	
4	菫合中学校	体育館	639	8				40	18	25		500	会議室	シート使用	○	241-0444	
5	布引中学校	体育館	315	20		3						500	講堂控室	シート使用	○	241-0010	
6	神戸生田中学校	体育館	985	32		2				4		800	その他	土足厳禁	○	334-1850	
7	楠中学校	体育館	510	35								400	校長室	シート使用	○	371-0101	
8	港島中学校	体育館	848	15	10							400	ステージ袖	シート使用	○	302-1771	
9	あづま幼稚園	保育室	96					20					なし	土足厳禁	○	231-0015	
10	神戸幼稚園	遊戯室	176					50				100	会議室	土足厳禁	○	331-4469	
1	清風幼稚園	遊戯室	140					28				80	保育室	土足厳禁	○	341-1317	
2	港島幼稚園	遊戯室	154				7	15	44	2	10	140	会議室	土足厳禁	○	302-3300	
3	科学技術高校	メインアリーナ	1150		56					28		1500		土足厳禁	○	272-9900	
4	菫合高校	講堂	525		30	60		20	40			900	講堂控室	土足 可	○	291-0771	
5	摩耶兵庫高校	体育館	896	1 KW × 2 / 400 W × 20 / 360 W × 20 / 100 W × 54								600	なし	シート使用	○	360-1316	
6	盲学校	体育館	708	700 W × 20 / 150 W × 4 / 40 W × 2							12	400	会議室	シート使用	○	360-1133	
7	菫合公民館	体育館	312	12								180	講堂控室	シート使用	○	232-4026	
7	菫合公民館別館	第3会議室	125	32W×64								80	なし		○	221-1543	
8	清風公民館	体育館	200							12		200	会議室	シート使用	○	371-3319	
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。																
その他	(1) 体育館などの場合、入学式の形式に机や椅子が並べてありますが、現状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 																

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(兵庫区)

兵庫区

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他					
			演 説 会 場								使用上の留 意事項	放送設 備使用		電話番号				
			照 明				聴衆席備付備品					可	不可					
			４００ ワット	２００ ワット	１００ ワット	６０ ワット	４０ ワット	２０ ワット	スポット その他 ５００Ｗ ～１００ Ｗ	長椅子 ４人用					椅子 １人用	弁士及び係 員控室		
1	平野小学校	体育館	518	37						4		400	開放控室	シート使用	○		521-3801	
2	湊山小学校	体育館	487	21		2			24		4		450	その他	シート使用	○		521-3881
3	荒田小学校	体育館	418	30									300	図書室	シート使用	○		511-3378
4	菊水小学校	講堂	270						84		20		200	会議室	シート使用	○		521-2288
5	鶴越小学校	講堂	296						86		37		300	なし	シート使用	○		511-0441
6	夢野小学校	体育館	420	15	2						12		300	理科室	シート使用	○		521-7340
7	東山小学校	講堂	350					12			2		300	集会室	シート使用	○		521-0800
8	会下山小学校	体育館	400	36		16					4		500	会議室	土足厳禁	○		577-1501
9	兵庫大開小学校	体育館	475	24		4			16				800	クラブ室	シート使用	○		575-4773
0	水木小学校	体育館	588	36									600	会議室	シート使用	○		575-8360
1	和田岬小学校	体育館	416	18		2							500	体育館控室	シート使用	○		671-1105
2	明親小学校	体育館	459	21		12					17		500	会議室	シート使用	○		651-2855
3	浜山小学校	ミーティングルーム	160						18				50	図書室			○	651-3890
4	湊中学校	体育館	416			24					6		300	会議室	シート使用	○		511-5322
5	夢野中学校	講堂	297			40			68				500	校長室	シート使用	○		511-5555
6	湊川中学校	講堂	402			40							500	会議室	土足厳禁		○	521-4874
7	兵庫中学校	体育館	580			30							500	講堂控室	土足厳禁	○		577-0744
9	須佐野中学校	体育館	554	21							2		600	校長室	シート使用	○		671-4261
10	吉田中学校	体育館	768	28					24				650	会議室	シート使用	○		681-3545
11	兵庫くすのき幼稚園	遊戯室	138			24							150	準備室	土足厳禁	○		575-4774
12	神港高校	体育館	1,200		72				6				800	会議室	シート使用	○		579-2000

使用区分及び
納付区分

- 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
- なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他

- (1) 体育館などの場合、入学式の形式に机や椅子が並べてありますが、現状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
- (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
- (4) 控室備品(各校共通) ノ机、椅子
- (5) 演壇備付備品(各校共通)ノ演壇、演卓、椅子
- (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
- (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
- (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
- (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しておりますので、ご協力をお願いします。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

北区

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他				
			照 明							聴衆席備付備品			使用上の留意事項	放送設備使用		電話番号	
			400 ワット	200 ワット	100 ワット	60 ワット	40 ワット	20 ワット	スポット その他 500W ～1000 W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室		可	不可		
1 有馬小学校	講堂	767	10					19		2		500	講堂控室	土足 可	○		904-0170
2 有野小学校	体育館	504	18		2					9		400	校長室	シート使用	○		981-5341
3 藤原台小学校	体育館	920	28									800	会議室	シート使用	○		982-5880
4 西山小学校	体育館	700	28								4	800	体育館 控室	シート使用	○		952-1800
5 有野台小学校	体育館	417	18					24		18		500	図工室	シート使用	○		981-5111
6 有野東小学校	体育館	430	15		9			28				360	会議室	土足厳禁	○		982-3051
7 唐櫃小学校	講堂	316		20	2			108		17		500	会議室	シート使用	○		981-5926
8 大池小学校	体育館	444	15	4					14			300	講堂控室	シート使用	○		581-8032
9 花山小学校	体育館	450	30					24				400	なし	シート使用	○		583-1120
0 谷上小学校	講堂	360	300W×15			62		8		12	20	150	会議室	シート使用	○		581-3351
1 箕谷小学校	ふれあいホール	94						27				70	なし	土足厳禁		○	581-8030
2 桂木小学校	アリーナ	1,196	32		2							600	ミーティングルーム	シート使用	○		582-4001
3 広陵小学校	体育館	504	35				24			10		400	管理室	シート使用	○		583-0191
4 筑紫が丘小学校	多目的室	162						40				80	市民図書室	土足 可	○		581-1006
5 桜の宮小学校	体育館	350	12		24					2		350	体育館控室	シート使用	○		591-1009
6 甲緑小学校	体育館	518								30		700	その他	シート使用	○		581-1221
7 山田小学校	体育館	675		20	11			24				237	講堂控室	シート使用	○		581-0055
8 小部東小学校	体育館	486		22								500	管理室	土足厳禁	○		592-0086
9 小部小学校	講堂	320	22					22				400	会議室	土足厳禁	○		591-1761
0 泉台小学校	体育館	486			30					6		350	会議室	シート使用	○		593-7771
1 鈴蘭台小学校	図書室	112						30				45	なし			○	592-8181
2 北五葉小学校	体育館	330	20	2				24		9		450	講堂控室	土足厳禁	○		591-1196
3 南五葉小学校	体育館	350	8							4		584	校長室	シート使用	○		591-1314
4 君影小学校	体育館	440	18	4	12					9		300	会議室	シート使用	○		592-0059
5 星和台小学校	体育館	486	10	10						2		600	図書室	シート使用	○		593-8200
6 ひよどり台小学校	体育館	500			25					2		500	会議室	シート使用	○		743-0062
7 藍那小学校	体育館	255	22					8		6		100	理科室	シート使用	○		591-0367
8 道場小学校	体育館	700	30		2					2	6	500	体育館控室	シート使用	○		985-4016
9 大沢小学校	体育館	679			2	20				28		240	なし	シート使用	○		954-0310
0 長尾小学校	体育館	644	12	4		20	6					500	教室	シート使用	○		986-2074
1 鹿の子台小学校	体育館	672	30							4		600	図書室	シート使用	○		952-1720
2 好徳小学校	体育館	432						24		25		187	会議室	シート使用	○		958-0004
3 淡河小学校	講堂	306						104		8		200	なし	土足厳禁	○		959-0113
4 有馬中学校	体育館	552	20							20		200	相談室	土足厳禁	○		981-5101
5 有野中学校	体育館	700	24		2					2		650	会議室	シート使用	○		982-2700
6 有野北中学校	体育館	1,181	36					20		2	10	800	その他	土足厳禁	○		984-5222
7 唐櫃中学校	体育館	486	14	14								300	教室	シート使用	○		982-6461
8 大池中学校	体育館	510	30	2						10		700	その他	シート使用	○		581-8034
9 山田中学校	体育館	945		48								800	教室	シート使用	○		581-1068
0 広陵中学校	体育館	1,008	36								1,000	講堂控室	シート使用	○		583-1313	
1 桜の宮中学校	体育館	605	18	2				12		12		600	校長室	シート使用	○		593-8001
2 小部中学校	体育館	540	30		1							450	会議室	シート使用	○		592-1177
3 大原中学校	体育館	918		24						3		800	校長室	シート使用	○		581-6661
4 鈴蘭台中学校	体育館	441	25					5		5		300	研修室Ⅱ	シート使用	○		591-4521
5 星和台中学校	体育館	519	18							2		500	心の教室	シート使用	○		593-8400
6 鶴台中学校	体育館	459	30									600	校長室	シート使用	○		743-0072
7 北神戸中学校	体育館	792	12	11			16					330	会議室	シート使用	○		951-0821
8 八多中学校	体育館	340	18							12		200	校長室	シート使用	○		982-0049
9 淡河中学校	体育館	320	300 W × 20									150	相談室	シート使用	○		958-0301
0 有野幼稚園	遊戯室	150						30				110	保育室	土足厳禁	○		981-5109
1 からと幼稚園	遊戯室	130						36		8	16	100	保育室	土足厳禁	○		981-5317
2 みどりのまち幼稚園	遊戯室	150						30		4		100	園長室	土足厳禁	○		581-1778
3 やまびこ幼稚園	遊戯室	128						24				100	保育室	土足厳禁	○		583-1080
4 すずかぜ幼稚園	遊戯室	150						36		4		70	会議室	土足厳禁	○		592-4104
5 長尾幼稚園	保育室	60						24				20	なし	土足厳禁		○	986-4123
6 好徳幼稚園	遊戯室	60						24				20	保育室	土足厳禁	○		958-0303
7 淡河幼稚園	保育室	135						24				45	職員室	土足厳禁	○		959-0112
8 兵庫商業高校	講堂	450						58	32	6		800	その他	土足厳禁	○		591-1121

使用区分及び	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
--------	--------------------------------

納付区分 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他 (1) 体育館などの場合、入学的形式に机や椅子が並べてありますが、現状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。

(2) ゴミは持ち帰っていただきます。

(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。

(4) 控室備品 (各校共通) /机、椅子

(5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子

(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。

(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。

(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。

(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しておりますので、ご協力をお願いします。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(長田区)

長田区

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度											使用上の留 意事項	そ の 他		電話番号	
			演 説 会 場									聴 衆 席 備 付 備 品			放送設 備使用	可		不可
			4 0 0 ワット	2 0 0 ワット	1 0 0 ワット	6 0 ワット	4 0 ワット	2 0 ワット	スポット その他 5 0 0 W ～ 1 0 0 W	長椅子 4 人 用	椅子 1 人 用							
1 室内小学校	体育館	468	21	14			12			2		400	会議室	シート使用	○		691-0917	
2 名倉小学校	体育館	624	40							2		300	なし	土足厳禁	○		691-6181	
3 雲雀丘小学校	講堂	306	20					16				500	講堂控室	シート使用	○		621-6021	
4 丸山小学校	講堂	319					21	68			90	40	地域スポーツ クラブ室	シート使用	○		691-8552	
5 宮川小学校	体育館	440	20					16				200	なし	シート使用	○		631-2721	
6 池田小学校	体育館	567	35							2		400	なし	上履使用	○		691-1661	
7 蓮池小学校	体育館	490	37			9						400	会議室	シート使用	○		691-4215	
8 長田小学校	講堂	334								31	10	615	講堂控室	土足厳禁	○		631-2731	
9 五位の池小学校	講堂	564						40		10		400	会議室	土足厳禁	○		631-2741	
0 御蔵小学校	体育館	700	21			12				10		250	その他	シート使用	○		575-2226	
1 真野小学校	体育館	600	35							6		300	多目的室	土足厳禁	○		671-0190	
2 長田南小学校	体育館	380										500		土足厳禁	○		691-1702	
3 真陽小学校	体育館	467	21			9		30	6			300	会議室	シート使用	○		611-0456	
4 駒ヶ林小学校	講堂	250						44	8			250	講堂控室	土足 可	○		611-6251	
5 雲雀丘中学校	体育館	552	12			2				6		550	会議室	シート使用	○		631-8748	
6 丸山中学校	体育館	967			34					2		700	なし	シート使用	○		691-0005	
7 西代中学校	講堂	431						174		2		450	校長室	シート使用	○		691-1521	
8 高取台中学校	体育館	473	24									550	教室	シート使用	○		611-6325	
9 長田中学校	体育館	700	32			2				3		800	M ｵﾋﾞｰ	シート使用	○		671-3757	
0 駒ヶ林中学校	体育館	540	21							23		300	フリールー ム	シート使用	○		611-0082	
1 西野幼稚園	遊戯室	103						48		4		100	なし	土足厳禁	○		691-4483	
2 丸山ひばり幼稚園	遊戯室	90						18		10		80	なし	土足厳禁	○		691-8554	
3 長田公民館	体育館	504	41									400	相談室	シート使用	○		575-1374	

使用区分及び	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり）
--------	--------------------------------

● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

- その他
- | | |
|-----|---|
| (1) | 体育館などの場合、入学式の形式に机や椅子が並べてありますが、現状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 |
| (2) | ゴミは持ち帰っていただきます。 |
| (3) | 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 |
| (4) | 控室備品（各校共通） /机、椅子 |
| (5) | 演壇備付備品（各校共通） /演壇、演卓、椅子 |
| (6) | 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 |
| (7) | 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 |
| (8) | 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園へご確認ください。 |
| (9) | 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しておりますので、ご協力をお願いします。 |

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(須磨区)

須磨区

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度											そ の 他			
			演 説 会 場								聴衆席備付備品			使用上の留 意事項	放送設備 使用可否		
			4 0 0 ワット	2 0 0 ワット	1 0 0 ワット	6 0 ワット	4 0 ワット	2 0 ワット	スポット その他 5 0 0 W ～ 1 0 0 W	長椅子 4 人用	椅子 1 人用	弁士及び係 員控室	可		不可	電話番号	
だいち小学校	体育館	750							30		500	ミーティング室		○		739-1502	
若宮小学校	体育館	560	28					20			600	図工室	土足厳禁	○		731-0007	
西須磨小学校	第一多目的室	100				42				0	100	生活科室	現状復帰	ボーダフルマイク可		731-0295	
北須磨小学校	講堂	660	9					30			300	クラブハウス	土足厳禁	○		731-8149	
高倉台小学校	体育館	700		26					12		300	講堂控室	シート使用	○		734-1766	
多井畑小学校	体育館	444						48			400	体育館控室	土足厳禁	○		792-0450	
板宿小学校	体育館	920	24						4		600	開放管理入室	シート使用	○		732-4055	
東須磨小学校	体育館	570	20						2		600	開放教室	シート使用	○		731-0448	
若草小学校	体育館	507							35		400	会議室	土足厳禁	○		743-7311	
妙法寺小学校	講堂	325		18					4		500	講堂控室	シート使用	○		741-2559	
横尾小学校	体育館	727	35								500	なし	シート使用	○		743-4511	
白川小学校	体育館	592	20						5	10	500	講堂控室		○		792-2619	
神の谷小学校	体育館	738	35						16		500	その他	シート使用	○		791-8277	
松尾小学校	体育館	460		30			24		9		500	講堂控室	シート使用	○		791-8422	
東落合小学校	体育館	490	35								600	その他	土足厳禁	○		793-1844	
花谷小学校	体育館	459							41		500	保護者会室	シート使用	○		791-8272	
南落合小学校	体育館	458	21		10			16	16		800	会議室	シート使用	○		792-5244	
西落合小学校	体育館	504	21					24	22		500	クラブハウス	上履き使用	○		792-5556	
竜が台小学校	体育館	504	21					14	12		600	講堂控室	シート使用	○		793-1833	
菅の台小学校	体育館	487			8			14	30		300	市民図書室	土足厳禁	○		791-0233	
太田中学校	体育館	267	350 W × 1 / 300W × 20 / 250 W × 4							16		500	舞台袖	土足厳禁	○		732-0854
鷹取中学校	体育館	1,008	20								500	シート使用	なし	○		731-0066	
飛松中学校	格技室	256	(蛍光灯のみ)								5	100	なし	土足厳禁	携帯アンプ可		731-9494
高倉中学校	体育館	510	23						8		500	会議室	シート使用	○		733-1140	
横尾中学校	体育館	580	25								500	会議室	シート使用	○		743-7322	
友が丘中学校	体育館	580	30						8	10	870	校長室	シート使用	○		792-5567	
東落合中学校	体育館	769	30		2			12	8	9	700	会議室	土足厳禁	○		792-5558	
須磨北中学校	体育館	558	20	2					4		800	講堂控室	シート使用	○		741-6465	
白川台中学校	体育館	473	15		4			24			900	校長室	シート使用	○		792-5711	
西落合中学校	体育館	450		24					2		650	校長室	シート使用	○		791-8444	
竜が台中学校	体育館	540	36								800	会議室	土足厳禁	○		791-0762	
名谷きぼうの丘幼稚園	遊戯室	114						24			150	なし	土足厳禁	○		793-1866	
名谷こすもす幼稚園	遊戯室	179						64			100	保育室	土足厳禁	○		792-5577	
名谷あおぞら幼稚園	遊戯室	124						32			70	なし	土足厳禁	○		791-0133	
須磨高校	多目的ホール	600			18	白熱灯 90 W × 2 / 舞台 40 W × 24					480	なし	土足厳禁		○	731-2803	
青陽高等養護学校	体育館	225	20	20						0	200	あり	シート使用	○		793-1006	
南須磨公民館	体育館	195	23	23				8			200	相談室	シート使用	○		735-2770	

使用区分及び

● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)

納付区分

● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他

- (1) 体育館などの場合、入学式の形式に机や椅子が並べてありますが、現状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
- (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
- (4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子
- (5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子
- (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
- (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
- (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
- (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しておりますので、ご協力をお願いします。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度											使用上の留意事項	その他		電話番号	
			演 説 会 場								聴衆席備付備品				放送設備使用	可		不可
			400 ワット	200 ワット	100 ワット	60 ワット	40 ワット	20 ワット	スポット その他 500W ～100 W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室						
1 塩屋北小学校	体育館	576	21							14		500	講堂控室	シート使用	○		752-7575	
2 下畑台小学校	体育館	504	21	23		24				9		600	ステージ袖	シート使用	○		752-6780	
3 つつじが丘小学校	多目的室	135						32		3		50	なし	土足厳禁	○		709-7751	
4 塩屋小学校	体育館	588	42						2			600	クラブハウス		○		751-4400	
5 乙木小学校	体育館	680	24		2			10		4		600	講堂控室	シート使用	○		752-4205	
6 東垂水小学校	体育館	800	34									600	なし	シート使用	○		751-2623	
7 名谷小学校	体育館	660	30							2		400	なし	土足厳禁	○		707-2481	
8 福田小学校	図書室	50			12							48	なし	土足厳禁		○	753-3515	
9 高丸小学校	講堂	391			12			52		4		400	ステージ横	土足 可	○		707-8877	
10 千鳥が丘小学校	講堂	310			5	22		84	32	6		500	講堂控室	土足 可	○		709-1655	
11 千代が丘小学校	体育館	340	12	4		10			24	5		350	教室	シート使用	○		708-8801	
12 垂水小学校	講堂	350						64		24		400	講堂控室	土足不可	○		707-6006	
13 霞ヶ丘小学校	体育館	390	24					48		2		600	クラブハウス2	土足厳禁	○		706-0156	
14 東舞子小学校	多目的室	50						12						(仮設校舎内)	○		782-2712	
15 舞子小学校	体育館	670	12	18				28	14	6		800	その他	シート使用	○		782-2332	
16 西舞子小学校	講堂	430			16	61		2				500	ランチルーム	土足厳禁	○		781-0004	
17 西脇小学校	体育館	600								30		600	なし	シート使用	○		781-9531	
18 多聞南小学校	体育館	504						24		38		400	講堂控室	シート使用	○		783-5877	
19 多聞東小学校	体育館	745	18	12	2			8		18		500	講堂控室	シート使用	○		783-5868	
20 小東山小学校	体育館	486								32		500	体育館袖	シート使用	○		784-2656	
21 本多聞小学校	体育館	504	21			16		24	14	10		600	なし	シート使用	○		784-4477	
22 多聞台小学校	講堂	340	23							2		400	講堂控室	シート使用	○		782-0375	
23 神陵台小学校	体育館	518	15		2							500	なし	シート使用	○		781-3843	
24 桃山台中学校	体育館	700	30							2		700	会議室	シート使用	○		752-1201	
25 塩屋中学校	体育館	787	12	10								700	多目的室	土足厳禁	○		753-2271	
26 垂水東中学校	体育館	396	6	2				19				500	その他	シート使用	○		751-6139	
27 福田中学校	体育館	600	500W×12 / 400W×18				24			2		600	校長室	シート使用	○		708-1670	
28 垂水中学校	体育館	525						78		11		800	校長室	シート使用	○		707-6363	
29 歌敷山中学校	体育館	600		12							4	700	会議室	シート使用	○		707-8864	
30 星陵台中学校	体育館	1,008		35	4				16	4		800	その他	土足厳禁	○		709-8810	
31 多聞東中学校	体育館	594	34		12							520	体育館控室	シート使用	○		783-5888	

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度											そ の 他		電話番号
			演 説 会 場											使用上の留意事項	放送設備使用 可 不可	
			照 明							聴衆席備付品						
			400 ワット	200 ワット	100 ワット	60 ワット	40 ワット	20 ワット	スポット その他 500W ～100 W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室				
1 東町小学校	多目的室	240			4		26			80	図書室	土足厳禁		○	794-4000	
2 小寺小学校	体育館	722	23		2		20			800	講堂控室	シート使用	○		791-2950	
3 長坂小学校	体育館	699		22					5	300	更衣室	シート使用	○		974-2333	
4 有瀬小学校	体育館	490	21	2	14		24		23	550	講堂控室	土足厳禁	○		974-2709	
5 太山寺小学校	講堂	225					48		4	130	なし	シート使用	○		974-0007	
6 井吹東小学校	体育館	942	30				16		4	800	なし	土足厳禁	○		997-0820	
7 井吹西小学校	体育館	970		2				1,000 W × 27		700	体育館控室	シート使用	○		997-0114	
8 伊川谷小学校	体育館	800	28	4					4	700	なし	シート使用	○		974-0006	
9 樋谷小学校	体育館	500						48	20	200	図書室	シート使用	○		991-0004	
0 梶台小学校	体育館	750	35		14					700	体育館控室	シート使用	○		991-1635	
1 狩場台小学校	体育館	465							23	600	図書室	シート使用	○		991-3415	
2 竹の台小学校	体育館	756	24	4					4	600	講堂控室	シート使用	○		991-4471	
3 榎野台小学校	体育館	722	24	2					4	800	体育館控室	シート使用	○		992-2500	
4 木津小学校	会議室	60					20			40	会議室			○	994-0003	
5 桜が丘小学校	ふれあいスペース	114					24	2		30		土足厳禁		○	994-8010	
6 押部谷小学校	体育館	288	30						8	500	図書室	シート使用	○		994-0002	
7 月が丘小学校	体育館	850	23		2				4	900	なし	土足厳禁	○		995-3171	
8 北山小学校	体育館	470					34		35	600	講堂控室	シート使用	○		994-8020	
9 高和小学校	体育館	794		24					4	350	なし	シート使用	○		994-0004	
0 高津橋小学校	体育館	506	21						14	600	なし	シート使用	○		917-6501	
1 玉津第一小学校	体育館	785	35						2	600	開放教室	土足厳禁	○		928-3790	
2 枝吉小学校	体育館	490	18		12				1	400	講堂控室	シート使用	○		928-0880	
3 出合小学校	体育館	739	18						4	600	会議室	シート使用	○		928-5516	
4 美賀多台小学校	体育館	800							32	500	講堂控室	シート使用	○		991-7659	
5 春日台小学校	体育館	504	21		2	15	12		23	400	その他	シート使用	○		961-0251	
6 平野小学校	体育館	672	24	2						450	会議室	シート使用	○		961-0011	
7 神出小学校	体育館	375	24	2						550	講堂控室	シート使用	○		965-0006	
8 岩岡小学校	体育館	504	21						16	400	講堂控室	土足厳禁	○		967-0013	
9 太山寺中学校	体育館	759	22		2					800	図書室	土足厳禁	○		791-7090	
0 長坂中学校	体育館	820	36							800	会議室	シート使用	○		974-3830	
1 井吹台中学校	体育館	1,222	28		8				4	800	校長室	シート使用	○		997-0850	
2 伊川谷中学校	体育館	540	18						12	700	相談室	土足厳禁	○		974-0005	
3 樋谷中学校	体育館	544		30						700	第2図書室	シート使用	○		991-0026	
4 桜が丘中学校	体育館	792	18	12	12		2		9	600	会議室	シート使用	○		994-8822	
5 押部谷中学校																

納付区分	● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。
------	---

その他

(1)	体育館などの場合、入学式の形式に机や椅子が並べてありますが、現状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
(2)	ゴミは持ち帰っていただきます。
(3)	放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
(4)	控室備品（各校共通）　／机、椅子
(5)	演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子
(6)	備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
(7)	照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
(8)	敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
(9)	受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しておりますので、ご協力をお願いします。

(その他)

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他		電話番号	
			演 説 会 場								聴衆席備付備品		使用上の留意事項	放送設備使用		
			400 ワット	200 ワット	100 ワット	60 ワット	40 ワット	20 ワット	スポット その他 500W ～100W	長椅子 4人用				椅子 1人用		弁士及び係 員控室
友生養護学校	(使用不可/管理上不適切)														851-0630	
六甲山幼稚園	六甲山小と隣接														891-1043	
楠高等学校	湊川中と併設														521-4700	
八多小学校	八多中と併設														982-0048	
大沢中学校	大沢小と併設														954-0142	
山田幼稚園	山田小と隣接														581-0321	
藍那幼稚園	(使用不可/遊戯室なし)														592-6696	
道場幼稚園	道場小と隣接														985-2674	
八多幼稚園	八多中と隣接														982-0547	
大沢幼稚園	大沢小と併設														954-0332	
壺谷幼稚園	壺谷小と併設														991-0331	
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) 体育館などの場合、入学式の形式に机や椅子が並べてありますが、現状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しておりますので、ご協力をお願いします。															

各施設の区分及び使用料（市立学校園）

（単位：円）

使用時間 使用区分			午 前 9時 ～ 13時	午 後 13時 ～ 17時	夜 間 17時 ～ 21時	午 前後 9時 ～ 17時	午 後間 13時 ～ 21時	終 日 9時 ～ 21時
講 堂	高等専門 学 校 高等学校	平 日	3,000	3,800	6,000	6,800	9,800	12,800
		土曜日、日曜日、 祝日	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000
	その他	平 日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
体育館		平 日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
家庭科教室 多目的教室		平 日	1,400	1,800	3,000	3,200	4,800	6,200
		土曜日、日曜日、 祝日	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	7,200
普通教室		平 日	500	600	1,000	1,100	1,600	2,100
		土曜日、日曜日、 祝日	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
校 庭	高等専門 学 校 高等学校	平 日	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400	7,200
		土曜日、日曜日、 祝日	2,400	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400
	その他	平 日	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500	6,000
		土曜日、日曜日、 祝日	2,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000

各施設の区分及び使用料(公民館)

(単位:円)

使用時間 施設区分	午前 9時 ～ 12時	午後 13時 ～ 15時	午後 15時 ～ 17時	夜間 18時 ～ 21時
住之江公民館 体育室	900	600	600	900
住之江公民館別館 第6会議室	2,300	1,500	1,500	2,300
葺合公民館 体育室	2,100	1,400	1,400	2,100
葺合公民館別館 第3会議室	2,300	1,500	1,500	2,300
清風公民館 体育室	1,500	1,000	1,000	1,500
長田公民館 体育室	3,300	2,200	2,200	3,300
南須磨公民館 体育室	1,500	1,000	1,000	1,500
東垂水公民館 体育室	1,500	1,000	1,000	1,500
第3会議室	2,300	1,500	1,500	2,300
玉津南公民館 体育室	1,800	1,200	1,200	1,800
第7会議室	3,000	2,000	2,000	3,000

神戸市教育委員会教育長告示第 10 号

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年 1 月条例第 41 号）第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき，障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準じる施設を，次のように定める。

平成 19 年 3 月 29 日

神戸市教育委員会
教育長 小 川 雄 三

障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設は，次に掲げる施設とする。

- 1 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム
- 2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 39 条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし，かつ，居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ，養護することを目的とする施設に限る。）
- 3 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 号第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 30 条に規定する身体障害者療護施設に限る。）

附 則

この告示は，告示の日から施行する。

監 査 委 員

監査公表第 1 号

平成 1 9 年 4 月 1 0 日

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	白	井	洋	二
同	大	澤	和	士

監 査 公 表

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により提出された住民監査請求（平成 19 年 2 月 5 日，13 日及び 14 日提出）について，同条第 4 項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表します。

記

請求人

A他 全 25 名

第1 請求の要旨

平成19年2月5日、2月13日及び2月14日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

市は市内2ヶ所にある港湾関連用地など市有地2万4千㎡(以下「対象土地」という)を、特定の任意団体に対して過去およそ2年間に渡り、法的根拠のないまま無償で貸していた。無償にした賃貸料は2年分で約2億7千万円に相当する。市は自由使用にあたると説明するが、出入は警備員が監視し、独占的に使用されている状態である。また、すぐ横の同じ面積の市有地(以下「隣接土地」という)を通常の5分の1で賃貸している。

市は上記貸付契約を無効として、不法占拠の土地の明渡しを求め、過去の賃貸料及び差額を損害として借受人に請求すべきである。市長には「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」があり、市長は借受人及び不法占拠者から返還されない総額を市に返還しなければならない。

理由

- 1 神戸市はその所有地について、以下のとおり違法な貸付をしている。
 - (1) 不適正な廉価または無償で賃貸している。
 - (2) 行政財産であれば賃貸できないから違法である。
 - (3) 普通財産であれば、その貸付が条例上の根拠もなく、議会の議決も経ずに適正な対価なく行われた場合には、その契約は無効である。
- 2 借受人が無償で法的根拠もなく占有しているのは不法占拠にあたり、市は占有料相当額の損害を被っている。
- 3 市長には財務会計上の「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」があり、これを誤った点については、市長及びこれらの手続に関与した職員全員に過失がある。

第2 監査の実施

1 監査対象

請求書によれば、住民監査請求の対象行為は、次の2つである。

- ① 特定の任意団体に対する過去2年間に渡る市内2ヶ所の「対象土地」2万4千㎡を無償賃貸。
- ② 同じ面積の「隣接土地」に対して通常の5分の1の賃貸料で賃貸。

なお、②については、年度の特定がなされていないが、「対象土地」との関連から、対象土地と同一期間を対象としていると考えられる。

今回請求人が主張しているのは「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」であり、地方自治法第

242 条第 2 項による請求の期間制限規定の対象とならないので、本請求に係る監査の対象期間及び対象金額は、「対象土地」の無償使用が開始された平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 2 年間に、「対象土地」及び「隣接土地」を正規料金で貸し付けた場合の貸付料から、同期間中に収入されたあるいは収入予定の金額を差し引いた額とする。

2 監査の実施

みなと総局の関係職員から事情聴取を実施するとともに、関係書類を監査した。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 土地(「対象土地」及び「隣接土地」)について

「対象土地」及び「隣接土地」は、いずれもみなと総局において港湾事業として管理している公有財産であり、内容は以下のとおりである。

ア ポートアイランド

(ア) 所在:中央区港島 1 丁目 8 番

(イ) 面積:24,000 m² (平成 18 年 10 月に「対象土地」及び「隣接土地」の面積を変更。)

	平成 17 年 4 月～18 年 9 月	平成 18 年 10 月～
対象土地	12,000 m ²	8,000 m ²
隣接土地	12,000 m ²	16,000 m ²

(ウ) 財産の種類:普通財産

(エ) 土地利用計画上の用途:港湾関連用地

イ 六甲アイランド

(ア) 所在:神戸市東灘区向洋町東4丁目22番

(イ) 面積:24,000 m² (平成 18 年 10 月に「対象土地」及び「隣接土地」の面積を変更。)

	平成 17 年 4 月～18 年 9 月	平成 18 年 10 月～
対象土地	12,000 m ²	8,000 m ²
隣接土地	12,000 m ²	16,000 m ²

(ウ) 財産の種類:行政財産

(エ) 土地利用計画上の用途:埠頭用地

(2) 事業者について

「対象土地」及び「隣接土地」を使用している事業者は神戸港ターミナル搬出入システムセンター(以下「システムセンター」という。)である。システムセンターは、船社、港湾運送事業者、海上コンテナ事業者等で組織される「よみがえれ神戸港推進委員会」(以下「推進委員会」という。)の一部の構成員によって設立された法人税法上のみなし法人(法人税法第3条)であ

る。システムセンターは、「対象土地」に設置した仮置場の管理運営を行うとともに、「隣接土地」において、海上コンテナトレーラー用の駐車場を管理運営している。

(3) 土地の使用に係る経緯

平成 14 年 6 月 20 日	よみがえれ神戸港推進委員会から神戸市に対し「神戸港活性化について提言」が提出される。
平成 16 年 4 月～8 月	神戸港ターミナル搬出入システム検討実務者会議
平成 16 年 8 月～9 月	神戸港ターミナル搬出入システム検討小委員会
平成 16 年 10 月～ 平成17年 3 月	コンテナシャーシー仮置場(対象土地)の実証実験(システムセンターに委託)
平成 17 年 4 月 1 日	コンテナシャーシー仮置場(対象土地), シャーシープール(隣接土地)の運用開始

(4) 土地の利用状況について

ア 「対象土地」は、特定の曜日に海上コンテナトレーラーがコンテナターミナルへの搬入待ちのために周辺道路に駐停車し、道路渋滞が生じることから、渋滞を緩和し、事故防止や騒音の防止、アイドリングによる排気ガス発生量の減少のため、コンテナシャーシーを切り離す仮置場として利用されている。コンテナターミナルの混雑緩和後に搬入輸送会社が、仮置場に切り離されたコンテナの搬入作業を行っている。「対象土地」には詰所が置かれ、システムセンターが警備員を配置し、「対象土地」の敷地管理等を行っている。

イ 「隣接土地」は、みなと総局がシステムセンターに一時使用承認書を交付し、同センターが海上コンテナ事業者に対し、シャーシーの駐車場として有料で貸付を行っている。

ウ 「対象土地」及び「隣接土地」について、六甲アイランド及びポートアイランドで同様の利用、管理が行われている。

エ 「対象土地」及び「隣接土地」は登記簿上 1 筆の土地である。「対象土地」と「隣接土地」の境には、フェンス等の構築物はなく、駐車位置の区画を示すラインの色を変えてあり、これにより 2 つの土地の識別が可能となっている。

(5) 土地に係る関係書類について

ア 渋滞対策全体のスキーム、及び渋滞対策における「対象土地」・「隣接土地」の機能・役割について、実地監査で関係書類を検証したところ、局内部で検討し意思決定した形跡はうかがえるものの、最終的に局としての方針を意思決定した決裁書(以下「決裁書」という。)等は、作成されていなかった。

イ ポートアイランド及び六甲アイランドの「対象土地」については、契約書等の関係書類は存在しなかった。ただ、システムセンターから市に対し、仮置場(対象土地)の利用状況について業務報告として日報と月報が提出されていた。なお、今回の渋滞対策の実施に先立ち、平成 16

年 10 月から平成 17 年 3 月まで、神戸市とシステムセンターが委託契約を締結し、仮置場の利用に関する実証実験が行われている。

ウ ポートアイランド及び六甲アイランドの「隣接土地」については、「港湾関連用地(普通財産)一時使用承認申請書」及び「土地賃借料減免申請書」を提出させ、「港湾関連用地(普通財産)一時使用承認書」を交付していた。

(6) 監査対象に関連する貸付に関する規程

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項において、公有財産は条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならないとされている。しかしながら、地方公営企業法第 40 条で「地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号から第 8 号まで及び第 237 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない」と定められている。港湾事業は、この地方公営企業法の適用を受けている。

また、地方公営企業法第 33 条で「地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。」とされており、本市では「神戸市港湾施設条例」を定め、みなと総局が管理する港湾事業に係る行政財産(普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと決定した財産)については、同条例に基づいて管理等が行われている。また、みなと総局が管理する港湾事業に係る普通財産(行政財産以外の一切の公有財産)については、「神戸市港湾施設条例」の適用はなく「神戸市公有財産規則」が適用されている。

(7) 減免措置

「隣接土地」については、平成 17 年 4 月から 18 年 9 月までの間、ポートアイランドで 470 円/㎡・月、六甲アイランドで 464 円/㎡・月と定められた賃料単価に対し、ポートアイランド(第 2 期)で実施している傾斜減額制度の類推適用により、通常料金の 5 分の 4 を減額し、賃料を各々 94 円/㎡・月、92.8 円/㎡・月とした。平成 18 年 10 月からは、「神戸市公有財産規則」に基づく、当該資産の時価(固定資産評価見込額×0.6)に 1,000 分の 5 を乗じた方式に算定方法を変更し、賃料単価を 194 円/㎡・月、134 円/㎡・月に引き上げるとともに、算定対象面積を実際にシャシー置場として利用している 9,450 ㎡、10,675 ㎡に変更し、通路部分等については、算定対象面積から除いている。その結果、みなと総局が算定した平成 17、18 年度の 2 か年に係る減免金額は以下のとおりである。

ア「対象土地」に係る対象金額(平成17年4月1日～平成19年3月31日) 単位:円

	仮に正規料金で貸し 付けた場合の貸付料 A	貸付料収入 B	減免金額 A-B
ポートアイランド	124,080,000	0	124,080,000
六甲アイランド	94,776,000	0	94,776,000
合 計 ①	218,856,000	0	218,856,000

イ「隣接土地」に係る対象金額(平成17年4月1日～平成19年3月31日) 単位:円

	仮に正規料金で貸し 付けた場合の貸付料 A	貸付料収入 B	減免金額 A-B
ポートアイランド	146,640,000	31,303,800	115,336,200
六甲アイランド	112,008,000	28,627,500	83,380,500
合 計 ②	258,648,000	59,931,300	198,716,700

ウ 対象金額合計(平成17年4月1日～平成19年3月31日) 単位:円

	仮に正規料金で貸し 付けた場合の貸付料 A	貸付料収入 B	減免金額 A-B
合 計 ① + ②	477,504,000	59,931,300	417,572,700

以上により、減免(対象)金額は、417,572,700 円(「対象土地」218,856,000 円、「隣接土地」198,716,700 円)である。

(8) システムセンターの収支状況

「対象土地」及び「隣接土地」の管理運営等を行っているシステムセンターの収支状況は、第1期(平成16年10月1日～平成17年9月30日)の決算報告書によると、9,149,664 円の当期末処分利益が計上されており、全額次期へ繰り越されている。また、第2期(平成17年10月1日～平成18年9月30日)の決算報告書によると、16,087,657 円の利益剰余金が計上されている。

2 みなと総局の説明

(1) 六甲アイランド及びポートアイランドにおいては、従来、ターミナルの処理能力の限界から、特定の曜日に海上コンテナトレーラーがコンテナターミナルに入りきれず、コンテナ貨物の搬入待ちのために周辺道路に駐停車し道路渋滞が生じることから、トラック業界だけでなく、地元住民や進出企業からも渋滞による騒音、大気汚染、交通事故防止対策等を求める要望が出されていた。

このような渋滞状況の緩和を図るため、渋滞中はコンテナシャーシーを切り離し、一時仮置

きして、渋滞解消後にコンテナターミナルに運び込むため、みなと総局が管理する用地を仮置場として確保し、敷地の管理や海上コンテナトレーラーの出入管理にかかる業務を平成 17 年 4 月からシステムセンターに無償で委託している。同センターへ委託しているのは、コンテナターミナルとの連絡調整等業務を円滑に行うためである。したがって、「対象土地」を特定の者に貸し付けている訳ではなく、使用許可や貸借関係は生じない。また、市とシステムセンターの合意の上、行っている事業であり、不法占拠ではない。

対象土地(仮置場)の利用状況

	ポートアイランド	六甲アイランド
利用日	月・水・木・金	金
利用時間	13:00～17:00	
警備員の配置日	月・水・木・金	金
警備員の勤務時間	13:00～21:00	
委託業務内容	① 神戸港のコンテナターミナルにコンテナ貨物を搬出入する海上コンテナ事業者の仮置場への出入の管理 ② 仮置場を利用しようとする海上コンテナ事業者に対する誘導 ③ 仮置場としての維持管理	

- (2) 上記の業務を行うため、システムセンターに「隣接土地」を有償で貸し付け、同センターがトラック運送業者に対し、コンテナシャーシーの駐車場として有料で駐車スペースの貸付を行っている。「隣接土地」に係る駐車場利用者からの料金収入と同センターが市に納付する賃料との差額により、「対象土地」に係る維持管理費用及び仮置場からコンテナターミナルまでのコンテナ搬送費用の一部を賄っている。
- (3) システムセンターの会計年度終了後、職員が決算報告書を確認し、利益が生じる場合は、同センターの翌年度の賃料を見直すなどして、システムセンターに利益が残らないようにしている。
- (4) この事業は、市が臨港道路の管理者として、港湾施設を良好な状態に管理する義務を有し、一般車両を含め道路渋滞による交通の阻害や環境悪化、交通事故の防止に努めるべきものとの考えに基づき、民間事業者との適切な役割分担のもとに実施しているものである。また、コンテナターミナルへのスムーズな搬出入が実現されるため神戸港の貨物が増加し、神戸港の振興にも役立っている。したがって、事業の公共性、公益性は十分ある。
- (5) 仮置場は、コンテナターミナルのゲート待ちによる道路渋滞が解消されるまでの暫定

措置である。また、現在、渋滞原因となっているポートアイランド南東部のコンテナターミナルにおいて、スーパー中枢港湾の一環としてメガターミナル及び共同デポの整備が行われており、将来的には現在の仮置場をそこへ移転することも検討している。

(6) 「対象土地」の使用関係については、委託契約書が無くとも法的に瑕疵はないと考えているが、今後は書面で相手方と委託契約を締結することとしている。

(7) ポートアイランドの「対象土地」及び「隣接土地」は、大阪湾岸道路の予定地に含まれており、売却や恒久的な賃貸にはなじまない土地である。

3 判断

(1) 手続の状況等

① 「対象土地」に係る手続

「対象土地」については、みなと総局の説明によれば、「コンテナターミナルへの海上コンテナ搬入に伴う周辺道路の渋滞対策として公共の仮置場を設置し、そこでコンテナシャーシーの切り離し業務が円滑に行われるよう、敷地の管理業務や海上コンテナトレーラーの出入管理業務をシステムセンターに無償で委託している。『対象土地』を特定の者に貸し付けている訳ではない。」とのことであった。

平成16年10月から平成17年3月にかけて行われた実証実験では、みなと総局は、システムセンターと仮置場(対象土地)の管理運営等に関する委託契約を締結する旨の決裁を上げ、相手方と委託契約書を交わし委託料を支払っていた。

しかしながら、平成17年4月以降については、公共の仮置場の設置等に関する決裁書はなく、委託の事実を証明する委託契約書も作成されていなかった。なお、「対象土地」の利用状況を記載した報告書(日報及び月報)が、システムセンターからみなと総局に対し提出されている。

民法上契約は、双方の意思の合致があれば何らの要式行為を要せず有効に成立する。しかしながら、行政が契約を締結する場合には、公益のために能率を図り、契約の公正性と経済的な執行を確保するため、契約事務の執行基準を設定することが必要となる。その基準の一つとして、地方公共団体が締結する契約については、地方自治法第234条第5項の契約書作成に関する規定が適用される。

本規定は、逐条地方自治法(松本英昭著 p824)によれば、国の契約に係る契約書作成義務(会計法第29条の8)、及び国の契約に関し「本契約は、契約書の作成によりはじめて成立すると解すべきである。」と判示した最高裁判例(最高裁昭和35年5月24日判決)を踏まえ、昭和38年の地方自治法改正により新設された規定である。この経緯から判断すると、地方自治法第234条第5項の規定は、会計法のように契約書の作成を直接義務付けたものではないが、契約書の作成を前提とした規定である

と解される。

また、本市が締結する契約については、「神戸市契約規則」が契約書の提出（第20条、第22条、第26条第2項）を義務付けており、契約書の作成を契約成立の要件としている。合わせて契約書に代えて請書で契約できる旨の規定（第23条第1項）、市長が特に認めるものについては、請書も省略できる旨の規定（同条第2項）があるが、このような例外的な事務処理を行おうとする場合には、適正な決裁権者までの決裁行為が必要である。なお、「財務会計事務の手引（改訂版）p332」には「請書を省略できる場合でも、見積書は省略できない。」（p331～332）と記載されている。このように本市においては、書類を全く省略し口頭のみで契約できるとする根拠規定は存在せず、少額の契約においても要式行為が要求されている。

以上の点から判断すると、本件のような大規模な土地の運用を行う契約事例において、契約書を省略してよいとする合理的な理由は見出せない。

② 土地の使用関係

「対象土地」については、公共の仮置場の設置等に関する決裁書や契約書等の関係書類がなく、外形上は特定任意団体による土地の無償使用を容認している状態に見える。土地の使用関係は、次のいずれかに該当すると解されるが、関係書類がないため、いずれに該当するか検証できない。

ア 業務委託

「対象土地」の敷地管理や海上コンテナトレーラーの出入管理業務を委託している状態で、みなと総局はこの立場をとっている。現時点では決裁書も委託契約書もないため、民法上の契約としての有効性はあるものの、契約内容としては不備である。

イ 使用貸借または、行政財産の目的外使用許可、公の施設の使用許可

普通財産であるポートアイランドの「対象土地」については使用貸借、行政財産である六甲アイランドの「対象土地」については行政財産の目的外使用許可または公の施設の使用許可をし、使用料を免除している状態。

③ とるべき手続

まず渋滞対策全体の趣旨目的及びスキーム、その中での「対象土地」・「隣接土地」の機能・役割について、適正な決裁権者までの決裁書を作成しておくべきである。

また、「対象土地」に係る経費は「隣接土地」の収益で賄うとのスキームについて、相手方に企業努力を求めるという趣旨は理解できるものの、地方自治法の総計予算主義（第210条）の観点からはのぞましいものではない。公共公益性の観点から本件渋滞対策事業を実施するための例外的な措置として、「隣接土地」における収益を、「対象土地」の維持管理費用、及び仮置場からコンテナターミナルまでの運搬費用の一部

に充当する必要性があるのであれば、相手方と適正な内容の協定書あるいは覚書を締結すべきである。

その上で、「対象土地」の使用関係を認定し、次のいずれかの手続きをとるべきである。

ア 業務委託であると認定した場合

渋滞対策業務の一環として敷地の管理業務や海上コンテナトレーラーの出入管理業務をシステムセンターに委託する旨の決裁を上げ、相手方と適正な内容の委託契約を締結する。

イ 使用貸借または行政財産の目的外使用許可、公の施設の使用許可であると認定した場合

普通財産であるポートアイランドの「対象土地」については使用貸借契約を締結するとともに、行政財産である六甲アイランドの「対象土地」については神戸市港湾施設条例に基づき、行政財産の目的外使用許可または公の施設の使用許可、及び使用料の免除手続をする。

なお、普通財産であるポートアイランドの「対象土地」については、その性格上経済的な価値を最大限発揮するような利用が求められており、公共公益目的のため賃料を免除するのであれば、行政財産への用途変更をした上で行政財産の目的外使用許可または公の施設の使用許可、及び使用料の免除手続をすべきである。

(2) 請求人の主張する理由について

① 請求人が主張する「神戸市はその所有地について、以下のとおり違法な貸付をしている。」とする理由 1 については、以下のとおり判断する。

ア 理由 1(1)について

(ア) 「対象土地」を無償使用させていることの是非について

みなと総局が管理する港湾事業に係る公有財産(行政財産、普通財産)の利用については、議会の議決等は必要なく、神戸市港湾施設条例または神戸市公有財産規則に基づき、公共公益上の理由があれば賃料及び使用料を減額または免除できる。ただ、市有財産についてはできるかぎり本市財政に貢献するような形で活用を図ることが求められており、営利を目的とする民間事業者の利用に対し賃料及び使用料を免除するのは例外的な取扱である。

行財政局はその通知(平成 6 年 4 月 1 日付 理管第 1 号「市有財産の活用と適正管理について」)の中で、

- 行政財産はその効率的な運用と許可使用料の適正かつ円滑な収納に努めること、
- 普通財産については、計画性をもってその利用方法を理財局(行財政局)と協議し、市有空地等で当面利用予定のないものでも、必要に応じて駐車場とし

ての貸付や一時貸付等の方策を検討し、管理経費の軽減と財政収入への寄与及び財産の社会的活用を図ること、

○ 契約による処分や貸付にあたっては、・・・その理由、手続については地方自治法等に基づき適合性・公平性を確保すること、
等を各局室区へ通知している。

また、別の通知(平成 16 年 4 月 1 日付 行財管第 1 号「公有財産の取扱いについて」)において、

○ 当面利用はないが売却が困難な普通財産の土地については、短期貸付・事業用定期借地などの利用を検討し、歳入の確保・財産の社会的活用及び管理費の低減を図ること、使用許可・賃貸借契約などで減免しているものについて、現状を確認し減免理由がなくなったものについては適正な使用料・賃料を徴収すること、

○ 売却・貸付など契約にあたっては、地方自治法・関係法令を遵守するとともに、入札など公平性・透明性を確保した適正な手続により決定すること、
等の方針を示している。

このように、資産としての有効活用を図り本市財政へ貢献することが求められている市有地について、その賃料等を免除するには、それに見合う公共公益性が必要である。

本件の渋滞対策は、①みなと総局が土地を提供し、②民間事業者がその土地を活用して渋滞対策を実施する、③「対象土地」で収益は上げない、④「対象土地」の維持管理費用は「隣接土地」の収益で賄う、といったスキームで成り立っており、「対象土地」を無償で使用させるのが事業の前提条件になっている。

したがって、道路渋滞の緩和による住環境の改善、物流の円滑化による神戸港の振興等公共公益上の観点から総合的に判断し、「対象土地」の賃料等を免除したのは上記のスキームを成り立たせるために行政として判断し決定したものである。その意味では行政に与えられた裁量の範囲内の事項であって、それが裁量の範囲を逸脱し若しくは不当なものでない限り違法性はなく、許容されるものと解するのが相当である。

なお、例えば土地の使用関係が第 3-3(1)②イにあたる場合、システムセンターが「対象土地」に設置(リース料を負担)している詰所について、占用許可及び占用料免除の手続がとられていないのは不適切である。

(イ) 「隣接土地」の賃貸料が不適正な廉価にあたるか、について

通常、普通財産の貸付を行う場合には、神戸市公有財産規則が適用され、これに基づく手続をとることが求められており、同規則において、公益上の見地から必要があると認めるときは貸付料を減額または免除できる旨規定されている。

システムセンターがみなと総局から賃借した「隣接土地」を海上コンテナ事業者用の駐車場として利用者に賃貸している利用実態から判断すると、みなと総局が同センターに対し賃料を減額する必要性は相対的に低いといわざるを得ない。しかしながら、「隣接土地」での収益(駐車場収入から市へ納付する賃料を差し引いた差額)を、渋滞対策におけるコンテナの仮置場として位置づけられている「対象土地」の維持管理費用、及び仮置場からコンテナターミナルまでのコンテナ運搬費用の一部に充当している実態を考慮すれば、「隣接土地」の賃料をある程度低く押さえることもやむを得ない側面がある。

以上の点を比較考量した結果、今回の措置は公有財産規則で当局に認められた裁量権の範囲内で行われており、その裁量権に逸脱または濫用があったとはいえない。

イ 理由 1 (2)について

行政財産である六甲アイランドの「隣接土地」の使用形態は「賃貸」ではなく、行政財産の目的外使用許可または公の施設の使用許可をし、使用料を減額している状態である。

したがって、行政財産である「隣接土地」において賃料を徴収しているのは、根拠法規の解釈運用を誤った事務処理である。神戸市港湾施設条例に基づき行政財産の目的外使用許可または公の施設の使用許可をした上で、使用料の減額理由を付記しその手続をとるべきである。

なお、六甲アイランドの「隣接土地」について、相手方からの申請に基づき、ポートアイランドと同様「港湾関連用地(普通財産)一時使用承認書」を交付しているが、六甲アイランドの「隣接土地」は埠頭用地(行政財産)であり、不適切な事務処理が行われている。

ウ 理由 1 (3)について

普通財産であるポートアイランドの「隣接土地」の使用形態は賃貸借であると解されるが、地方公営企業法の適用を受ける港湾事業において本市が契約の締結や土地の貸付等を行う場合は、第 3-1(6)で述べたように、同法(第 40 条)で条例(財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等)または議会の議決を要しないこととされている。よって、請求人の主張するような条例または議会の議決は要しない。

- ② 請求人が主張する「借受人が無償で法的根拠もなく占有しているのは不法占拠にあたり、市は占有料相当額の損害を被っている。」とする理由 2、並びに「市長には財務会計上の『公金の賦課若しくは徴収を怠る事実』があり、これを誤った点については、市長及びこれらの手続に関与した職員全員に過失がある。」とする理由 3 については、以下のと

おり判断する。

ア 「対象土地」、並びに六甲アイランドの「隣接土地」

(ア) 「対象土地」に係る不法占拠について

不法占拠とは、第三者が法律上の正当な権限なくして他人の財産を違法に占拠しまたは使用している状態である。本件の場合、土地の管理者であるみなと総局が業界と協議し双方合意の上でシステムセンターによる仮置場としての利用を認めており、同センターが一方的に不法に土地を占有している訳ではない。

(イ) 「対象土地」の占有による本市の損害について

本件渋滞対策については、業界のみならず、付近住民、進出企業等からの要請を受け、市としてもその必要性、公共公益性を十分検討した結果、業界と合意の上で事業をスタートさせた経緯がある。現在までのところ、当初のスキームに沿った円滑な事業運営がなされており、相手方が逸脱した行動をとったり賃料を滞納したりしている事実も認められない。また、システムセンターがそこで使用収益している訳ではない。

確かに、正規の賃料または使用料を徴収すれば本市の歳入になった側面はあるものの、「対象土地」の使用は、市と業界との役割分担の下に実施している渋滞対策事業の一環であり、周辺道路の渋滞緩和、物流の円滑化による神戸港の振興に寄与している。

「対象土地」の使用は、本来の事業の用に供するまでの暫定利用であり、将来的には「共同デポ」への移転も検討されている。

これらの点を総合的に考慮すると、本市に財産上の損害が生じているとはいえない。したがって、市長には財務会計上の「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」は認められない。

(ウ) 六甲アイランドの「隣接土地」に係る損害の有無について

第3-3(2)①イで述べたように、六甲アイランドの「隣接土地」については、行政財産として使用料を徴収すべきところを賃料として徴収している、といった事務処理上の瑕疵がある。

しかしながら、同「隣接土地」は、当該土地での駐車場収入から本市へ納付する賃料を差し引いた差額(収益)により、隣接する「対象土地」の維持管理費用や仮置場(対象土地)からコンテナターミナルまでの運搬費用の一部を賄っており、今回の渋滞対策において一定の役割を果たしている。よって、六甲アイランドの「隣接土地」における賃料については、本来は使用料として徴収すべきではあったが、減額措置自体は渋滞対策の要である「対象土地」の維持管理費用等に充当するため必要やむを得ないものである。

したがって、事務処理の一部に瑕疵はあるが、そのことで本市に財産上の損害が生じている訳ではなく、市長には財務会計上の「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」は認められない。

イ ポートアイランドの「隣接土地」

ポートアイランドの「隣接土地」における賃料の減額は、渋滞対策の要である「対象土地」の維持管理費用等に充当するため必要やむを得ないものである。また、事務処理手続にも瑕疵は見受けられない。したがって、違法性はない。

第4 結論

以上のことから、「対象土地」については、事務処理手続に瑕疵が認められるものの、そのことによって本市に財産上の損害が生じている訳ではない。また、六甲アイランドの「隣接土地」については、事務処理手続の一部について神戸市港湾施設条例に反した取扱をしている。しかしながら、「賃料」の減額措置自体は渋滞対策の公共公益性に寄与しているため違法性はなく、本市に財産上の損害は生じていない。

住民監査請求の制度は、当該団体に損害をもたらすような行為に対して行うことができるのであって、当該団体に財産的損害を与えない、または与える恐れがない財務会計上の行為については、住民監査請求になじまない。最高裁も、「たとえ違法・不当な行為あるいは怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない。」と判示している(最高裁平成6年9月8日判決)。

したがって、「対象土地」及び六甲アイランドの「隣接土地」については、「不法占拠により本市は占用料相当額の損害を蒙っているので土地の明渡しと正規の賃料等を相手方に請求すべき。」との請求人の主張は、住民監査請求の対象にならない。

また、ポートアイランドの「隣接土地」に係る賃料減額措置については、違法性はない。よって、措置の必要を認めない。

なお、みなと総局に対し、以下の点を要望する。

第3-3(1)①で述べたとおり、決裁書や契約書等の関係書類を作成していないのは、極めて遺憾である。決裁書等が確認できたのは、「隣接土地」に係る書類のみであり、その他については決裁書等の重要な関係書類がなく、担当職員への事情聴取や資料等により局内部で検討し意思決定した形跡はうかがえるものの、今回みなと総局がとった措置が組織としての意思決定であったことを書類上検証できない状況である。

行政が契約を締結する場合には、地方自治法や契約規則等で契約書の作成が前提とされており、これを行わないのは手続上の瑕疵である。特に最近では、行政に対し、手続の公正性や透明性の確保が要請されており、このような処理は、行政に対する市民の信頼を失わせるものである。早急に適正な手続をとるなど改善措置を講じられたい。

選挙管理委員会

神戸市選告示第32号

平成19年4月8日執行予定の神戸市議会議員選挙及び兵庫県議会議員選挙の選挙時登録の基準日，登録日及び縦覧期間は，次のとおりである。

平成19年3月27日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩 城 修 吉

1 登録基準日

平成19年 3 月29日

ただし，年齢については，平成19年 4 月 8 日

2 登録日

平成19年 3 月29日

3 縦覧期間

平成19年 3 月30日